



平成29年7月8日（土）

(2) 第3回募集

平成29年8月5日（土）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100又は 久留米市高良内町2728	陸上自衛隊久留米駐屯地又は 陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	赤池線 糸田	前	田川郡糸田町997番1先 から 田川郡糸田町795番先ま で	6.2 ～ 22.6	166.8
			後	田川郡糸田町997番1先 から 田川郡糸田町795番先ま で	6.2 ～ 22.6	166.8
			後	田川郡糸田町997番1先 から 田川郡糸田町795番先ま で	7.4 ～ 32.1	157.1

福岡県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字大角1151番10先から 三潞郡大木町大字上八院1857番1先まで	6.7 ～ 35.5	563.0
			後	三潞郡大木町大字大角1151番10先から 三潞郡大木町大字上八院1857番1先まで	13.0 ～ 35.5	

#### 福岡県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大和島線	前	三潞郡大木町大字大角1092番7先から 三潞郡大木町大字大角1983番1先まで	14.8 ～ 33.7	36.0
			後	三潞郡大木町大字大角1092番7先から 三潞郡大木町大字大角1983番1先まで	16.8 ～ 35.3	

#### 福岡県告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(1)-1	福岡市南区大池一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

大池1丁目(1)-1	福岡市南区大池一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
------------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第416号

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第5号の規定に基づき、第二種事業所を次のように指定する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

特別防災区域名	事業所名	所在地
北九州地区	北九州エル・エヌ・ジー株式会社	北九州市戸畑区大字中原字先の浜46番117

#### 福岡県告示第417号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川犬丸字鳴水552の1、552の2、554、555の1、555の2、556、557の2、557の3、558、560、561の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳴水554、555の2、552の1・552の2・555の1・556・557の2・557の3・558・560・561の1(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市秋松字上松本772番1、773番1、774番1、775番1、776番1、780番1、780番2、781番1、781番4、782番1、782番2、783番1、783番4及び1008番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市潤野885-34  
平和開発株式会社  
代表取締役 山田 めぐみ

## 公告

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任監事

氏 名	住 所
樺島正彦	大川市大字道海島668番地

白濱 隆	大川市大字道海島448番地
川野敏則	大川市大字道海島494番地1
徳永辰博	大川市大字道海島404番地

### 2 退任監事

氏 名	住 所
海田和博	大川市大字道海島499番地
樺島春幸	大川市大字道海島746番地

### 3 就任理事

氏 名	住 所
樺島正彦	大川市大字道海島668番地
樺島孝行	大川市大字道海島784番地1
白濱 隆	大川市大字道海島448番地
川野敏則	大川市大字道海島494番地1
徳永辰博	大川市大字道海島404番地

### 4 就任監事

氏 名	住 所
海田和博	大川市大字道海島499番地
樺島春幸	大川市大字道海島746番地

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市光岡字原649番1、649番3、650番1、650番3、650番4、651番1及び651番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宮若市磯光1827番地220

有限会社みやわかエステート  
代表取締役 塩川 拓司

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成28年福岡県条例第52号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年5月30日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要綱の改正日

平成29年5月29日

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成29年5月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
日本特殊塗装株式会社	福岡市城南区樋井川3-5-18	小島 啓造	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

平成29年6月14日から平成29年6月16日までの3日間

4 処分の原因となった事実

日本特殊塗装株式会社は、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

## 公告

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任理事

氏名	住 所
西江道明	八女市本2971番地
野上治男	八女市本851番地
中嶋 實	八女市本1374番地
西村一幸	八女市本2983番地1
野上宏吉	八女市本870番地
野田 豊	八女市大籠24番地3
松延浩一	八女市今福1178番地

### 2 退任監事

氏名	住 所
鬼木敏博	八女市本858番地
松延政勝	八女市今福1257番地10

### 3 就任理事

氏名	住 所
西江道明	八女市本2971番地
野上治男	八女市本851番地
西村俊二	八女市本371番地1
西村一幸	八女市本2983番地1
野田 豊	八女市大籠24番地3

平井隆一郎	八女市岩崎197番地
松延浩一	八女市今福1178番地

### 4 就任監事

氏名	住 所
鬼木敏博	八女市本858番地
松延政勝	八女市今福1257番地10

## 公告

大川中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任理事

氏名	住 所
石橋輝光	大川市大字三丸1150番地2
岡 倉 次	大川市大字三丸1586番地
岡 宇三登	大川市大字三丸1511番地
岡 好 幸	大川市大字三丸172番地2
岡 光 男	大川市大字三丸1539番地1
古賀照光	大川市大字三丸2010番地1
石橋正一郎	大川市大字三丸1129番地
石橋久信	大川市大字三丸753番地
石橋 勝	大川市大字三丸2074番地1
下川 博	大川市大字坂井560番地
吉村和昭	大川市大字坂井164番地
志牟田 益 穂	大川市大字坂井658番地
志牟田 勝	大川市大字坂井680番地
北原光政	柳川市西浜武81番地1

北原 俊	柳川市田脇271番地2
------	-------------

## 2 退任監事

氏名	住所
龍久喜	大川市大字三丸1047番地6
北原昭夫	柳川市田脇453番地
岡新一	大川市大字三丸165番地3
志牟田國雄	大川市大字坂井885番地3

## 3 就任理事

氏名	住所
石橋輝光	大川市大字三丸1150番地2
岡倉次	大川市大字三丸1586番地
岡宇三登	大川市大字三丸1511番地
岡光男	大川市大字三丸1539番地1
岡三樹	大川市大字三丸1610番地
古賀照光	大川市大字三丸2010番地1
石橋正一郎	大川市大字三丸1129番地
石橋忠治	大川市大字三丸856番地3
石橋新一郎	大川市大字三丸763番地3
吉村和徳	大川市大字坂井168番地1
坂井幸一	大川市大字坂井187番地
志牟田益穂	大川市大字坂井658番地
志牟田勝	大川市大字坂井680番地
北原光政	柳川市西浜武81番地1
北原俊	柳川市田脇271番地2

## 4 就任監事

氏名	住所
龍久喜	大川市大字三丸1047番地6
岡俊宏	大川市大字三丸1551番地

坂井義行	大川市大字坂井484番地
北原昭夫	柳川市田脇453番地

## 公告

解散した清算法人豊前市豊前井路土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
今本文徳	豊前市大字堀立622番地
一ツ松裕	豊前市大字高田505番地
入江信行	豊前市大字久路土489番地
牧野秀年	豊前市大字堀立64番地2
松川嘉已	豊前市大字久路土21番地2
宮崎百年	豊前市大字久路土1472番地1
園田穂積	豊前市大字堀立750番地
内藤和雄	豊前市大字沓川471番地
瀬口義則	豊前市大字六郎199番地
高橋直	豊前市大字三毛門942番地1
内丸洋美	豊前市大字三毛門595番地4
尾家政勝	豊前市大字沓川246番地2

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字裏畑1465番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市津福今町249-16ドミールパーク江崎201号

井上 幸生

監査委員

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人工藤雅春より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月9日

福岡県監査委員

山下 芳 郎

同

伊藤 龍 峰

同

行 正 晴 實

同

岩 元 一 儀

平成28年度  
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成29年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 工藤 雅春

## 目次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象機関（部局）	1
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
6. 監査の方法	3
7. 監査の実施期間	5
8. 外部監査人及び補助者	5
9. 利害関係	5
第2 監査対象の概要	6
1. 福岡県の商工業	6
2. 福岡県の計画	12
3. 主な事業と実施体制	16
4. 商工振興施策実施部署と監査対象機関	19
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	20
1. 報告書の構成について	20
I. 総論（意見）	21
1. 成果指標・目標値の設定について	21
2. 事業管理及び実績評価について	23
3. 適切な情報の公表について	24
4. 委託先等の選定について	24
5. 県が事務局を務める任意団体について	24
II. 各論（結果及び意見）	26
1. 結果及び意見の概要	26
[1] 商工政策課	31
1. サイエンスマンス開催費	31
2. グリーンアジア国際戦略総合特区推進費	32
3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費	33
4. 運輸事業振興助成交付金	36
5. 海外駐在員派遣費	39
6. 海外駐在員語学研修費	40
7. 検定検査費	42
[2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）	43

1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費 ..... 43
  2. 同和地区中小企業安定資金利子補給費 ..... 60
  3. 貸金業対策費 ..... 61
  4. 「日本復興」企業応援資金利子補給費 ..... 62
  5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金） ..... 63
  6. 小規模指導事業費 ..... 65
  7. 企業経営者等人権啓発事業費 ..... 76
  8. 中小企業団体組織強化対策費 ..... 78
  - 9-1. 行きたくなくなる商店街づくり事業費 ..... 81
  - 9-2. 行きたくなくなる商店街づくり事業費（まちづくりと一体となった商店街活性化支援費） ..... 84
  10. 商店街指導育成事業費 ..... 86
  11. 地域商品券による地域経済活性化支援費 ..... 89
  12. 中小企業販売力強化支援費 ..... 91
  13. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業事務費 ..... 93
  14. 小規模企業者等設備導入資金助成費 ..... 94
  15. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（高度化資金助成費） ..... 97
  16. 公債費（小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計） ..... 101
  17. 中小企業総合支援事業費（中小企業総合支援事業費） ..... 102
  18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費 ..... 105
  19. 福岡アジアビジネスセンター事業費 ..... 107
  20. アジアビジネス訪問団派遣事業費 ..... 112
  21. 貿易企業及び団体育成費 ..... 114
  22. フクオカ成長企業売上向上支援費 ..... 116
  23. デザイン振興事業費 ..... 117
  24. 中小企業デザイン活用推進費 ..... 120
  25. ベンチャー育成事業費 ..... 122
  26. ふるさと創業支援事業費 ..... 124
  27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費 ..... 125
  28. デザインを活用したものづくり人材育成事業費 ..... 127
- [3] 中小企業技術振興課..... 128
1. 研究費（JKA 補助） ..... 128
  2. 地域連携型研究・研修事業費 ..... 130
  3. 新技術創造基盤研究事業費 ..... 132
  4. 技術振興助成費 ..... 134
  5. 知的所有権活用促進事業費 ..... 136

6. ものづくり基盤強化事業費	138
7. ものづくり中小企業新製品開発支援費	140
8. 工業技術センター充実強化対策費	142
9. 食品製造業開発高度化支援事業費	143
10. 水素機器用ゴム製品開発事業費	144
11. プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	146
12. 成長産業雇用創出事業費	147
13. 地域研究基盤整備推進費	149
[4] 新産業振興課	151
1. Ruby ビジネス・コンテツツ産業振興費	151
2. 産業・科学技術振興費	154
3. 飯塚研究開発センター事業費	156
4. 先端半導体・ロボット産業振興費	158
5. 三次元半導体研究センター事業費	160
6. 社会システム実証センター事業費	161
7. バイオ産業拠点化推進費	163
8. 水素エネルギー戦略推進費	165
9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費	167
10. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費	169
11. 医療・福祉機器関連産業振興費	170
12. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費	172
13. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費	175
14. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費	176
15. グリーンイノベーション人材育成・雇用創出プロジェクト事業費	177
16. 海外ビジネス訪問団派遣費	179
[5] 工業保安課	180
1-1. 保安対策事業助成費	180
1-2. 保安対策事業助成費（保安人材育成事業）	182
2. 高圧ガス免状交付委託事業費	184
3. LPガス消費者保安対策費	185
[6] 企業立地課	186
1. 戦略的企業立地促進事業費	186
2. 企業誘致強化推進事業費	188
3. 航空機産業振興費	192
4. 海外企業誘致センター事業費	194
5. 工場適地調査支援費	196

6. 本社機能等立地推進事業	198
7. オフィス整備促進事業費	200
[7] 観光・物産振興課	202
1. 物産振興団体育成費	202
2. アクロス福岡出展事業費	204
3. 伝統工芸振興事業費	206
4. 地場産業振興事業費	207
5. 首都圏販路開拓費	209
6. 展示場運営費	211
7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費	212
8. 観光振興事業費	214
9. 観光振興事業費 ICT	216
10. 九州観光戦略推進事業費	217
11-1. 観光プロモーション推進事業費	218
11-2. 観光プロモーション推進事業費 (海外観光客県内周遊促進事業費)	219
12. 修学旅行誘致促進事業	221
13. 福岡県観光入込客・動態調査事業	222
14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業	223
15. 海外魅力発信事業費	225
16. 東京ガールズコレクション in 北九州開催支援費	227
17. 観光関係団体育成費	229
18. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費	230
19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費	231
19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費 (「行きたい福岡オカ!」観光魅力発信費)	233
[8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター	235
1. 中小企業総合支援事業補助金	238
2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金	241

第1 監査の概要  
1. 監査の種類

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

### 3. 監査対象期間

原則として平成27年度とし、必要と認められた場合、平成28年度及び平成26年度以前の年度についても監査対象とした。

### 4. 監査対象機関（部局）

福岡県の商工振興施策を実施する以下の課、及び関連する以下の財政的援助団体

部局	平成27年度(監査対象期間)	平成28年度(監査実施時)	
福岡県商工部	商工政策課	商工政策課	
	中小企業振興課	中小企業振興課	
		新事業支援課	
	中小企業技術振興課	中小企業技術振興課	
	新産業振興課	新産業振興課	
	工業保安課	工業保安課	
	企業立地課	企業立地課	
	観光・物産振興課	観光政策課	観光政策課
		観光振興課	観光振興課
	財政的援助団体	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター
福岡県信用保証協会		福岡県信用保証協会	

県では平成28年度に組織変更を行ったため、監査対象期間である平成27年度と監査実施時である平成28年度との間で、一部、課の名称・区分が異なっている。

第1 監査の概要  
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

## 5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融、北九州市を中心とする工業などの産業が集積し、「県民経済計算（内閣府）」によると、平成25年度の県内総生産（名目）は、18兆1,899億円と全国9番目、全国計508兆6,456億円の3.6%の経済規模である。

この地域経済を多くの企業・従業者が支えており、「平成26年経済センサス-基礎調査」によると、平成26年7月1日現在の福岡県の民営事業所数は、228,345事業所で全国8番目、民営事業所に属する従業者数は2,237,808人で全国6番目である。

我が国は少子高齢化社会の問題を抱え、人口減少に伴い国内需要の低下が想定されるが、一方でアジア地域の経済成長は著しい。福岡県は、日本で最もアジアに近い大都市圏であるという地理的条件を有しており、近年アジア地域からの旅行者も増加傾向にある。経済のグローバル化が進む中、国内の動きのみならず国外の市場動向を見据えた取組みが必要となっている。

こうした中、福岡県においては、平成24年3月策定の「福岡県総合計画」において、取組方針の一つとして「活力にあふれた成長力に富んだ経済と雇用の創出」を掲げ、アジアの活力の取り込み、地域経済の活性化に取り組んでいる。

また、福岡県の経済発展と活力の原動力である中小企業の振興を推進するため、平成27年10月「福岡県中小企業振興条例」を制定し、当該条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月「福岡県中小企業振興基本計画」を策定した。

経済は、県民の雇用・所得に直結し、県民生活と密接に関わるものであるため、行政が果たすべき役割は大きい。

しかしながら、行政は財政健全化という課題を抱えている。少子高齢化社会の進行に伴い、社会保障費の増大、生産人口の減少、一人当たりの税負担が増加していく中で、将来に対する不安は消費行動に影響を及ぼすため、財政健全化は経済活性化のためにも避けては通れない。一方で、経済活性化の施策は、中長期的に税収の確保につながることで財政健全化に貢献することが期待されるため、施策の充実と財政健全化とのバランスが求められ、より効率的な施策実施が求められる。

そのため、現状の商工振興施策の実施状況を検討し、今後の商工振興施策の適正かつ効果的な実施につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。

第1 監査の概要  
6. 監査の方法

## 6. 監査の方法

### (1) 監査要点

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第2条第14項及び15項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されるよう実施されているか否かについて、3E（有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy）、真実性、適法性、公平性の観点から監査を実施した。

### <地方自治法第2条第14項及び15項>

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

### (2) 主要な監査手続

#### (事前調査)

商工振興施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関及び事業を選定した。

#### (監査実施)

関係部署から提供を受けた商工振興施策に関する以下の資料を閲覧し、また、担当者へのヒアリングを実施した。

- ・商工振興施策に係る事業管理資料
- ・商工振興施策に係る収入・支出関係資料
- ・商工振興施策に係る根拠法令、条例、要綱、事務処理要領等
- ・県の内部監査時に作成され内部監査部門に提出された資料

第1 監査の概要  
6. 監査の方法

## (3) 監査実施における具体的な視点

## (全般)

- ① 事業目的は適切か。
- ② 事業内容は事業目的と整合しているか。
- ③ 事業は適切に実施されているか。
- ④ 成果指標は適切に設定されているか。
- ⑤ 成果は適切に把握・評価されているか。
- ⑥ 成果の評価を適切にフィードバックしているか。
- ⑦ 事業に係る書類管理は適切になされているか。

上記を踏まえ、県の実施する事業で多く見られる補助・委託事業については、特に以下の視点に着目した。

## (補助)

- ① 補助内容は事業目的と整合しているか。
- ② 補助要綱は適切か（交付対象・補助金額算定方法等）。
- ③ 補助要綱に沿った補助がなされているか。
- ④ 補助決定の採択過程は適切か。
- ⑤ 補助金の交付時期は適切か。
- ⑥ 補助対象事業は適切に実施されているか。
- ⑦ 実績報告は適切になされているか。
- ⑧ 補助交付団体への指導・監督は適切か。

## (委託)

- ① 委託内容は事業目的と整合しているか。
- ② 契約書・仕様書の記載は適切か。
- ③ 委託先の選定は適切か。
- ④ 委託金額は委託内容に対して適切か。
- ⑤ 委託料の支払時期は適切か。
- ⑥ 委託内容は適切に履行されているか。
- ⑦ 実績報告は適切になされているか。
- ⑧ 委託成果品の検査、委託内容の履行確認は適切か。

第1 監査の概要  
7. 監査の実施期間

## 7. 監査の実施期間

平成28年7月4日から平成29年3月31日まで

<監査実施日程>

実施期間	対象部署（監査実施時の組織名称にて記載）
7月26日～8月5日	中小企業振興課、新事業支援課、工業保安課、観光政策課、観光振興課
8月22日～9月2日	商工政策課、中小企業振興課、中小企業技術振興課、新産業振興課、企業立地課、観光政策課、観光振興課
9月26日～10月11日	中小企業振興課、新事業支援課、中小企業技術振興課、新産業振興課、観光政策課、観光振興課
10月27日、11月2日、11月9日	福岡県信用保証協会
11月16日～11月18日	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

## 8. 外部監査人及び補助者

	氏名	資格
外部監査人	工藤 雅春	公認会計士
	石橋 幸登	公認会計士
補助者	波多江 誠一	公認会計士
	園田 優志	公認会計士
	村中 政夫	公認会計士
	黒田 高宏	公認会計士
	松尾 恭平	公認会計士試験合格者
	森田 都子	公認会計士試験合格者
	稲吉 浩司	公認会計士試験合格者

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により、記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

## 1. 福岡県の商工業

## 第2 監査対象の概要

## 1. 福岡県の商工業

## (1) 福岡県の商工業

「第1 監査の概要 5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由」にも記載のとおり、福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融、北九州市を中心とする工業などの産業が集積しており、平成25年度の県内総生産(名目)は、18兆1,899億円(「県民経済計算(内閣府)」)、平成26年7月1日現在の福岡県の民営事業所数は228,345事業所(下表\*3参照)、民営事業所に属する従業者数は2,237,808人である(「平成26年経済センサス-基礎調査」)。このうち、福岡県の第2次産業の県内総生産(名目)は、3兆4,365億円(県内総生産の18.9%)、従業者は406,272人(県全体の18.2%)で、うち製造業は252,592人(県全体の11.3%)である。また、第3次産業の県内総生産(名目)は14兆4,645億円(県内総生産の79.5%)、従業者は1,823,426人(県全体の81.5%)で、うち卸売・小売業従業者は502,722人(県全体の22.5%)であり、県内産業の中で最も割合が高くなっている。

このように、福岡県内において商工業に関わる従業者数の割合が非常に高いため、広く県民の生活に関わる重要な産業である。

<福岡県における商工業の規模>

	第2次産業		第3次産業		備 考
	うち 製造業	うち 卸・小売業	うち 卸・小売業	県全体	
県内総生産(名目) (億円)	34,365	23,912	144,645	181,899	*1
割合	18.9%	13.1%	79.5%	14.3%	
事業所数 (事業所)	32,637	12,811	185,864	219,212	*2
割合	14.9%	5.8%	84.8%	28.1%	*3
従業者数 (人)	406,272	252,592	1,823,426	2,237,808	*2
割合	18.2%	11.3%	81.5%	22.5%	

\*1 出所：平成25年度福岡県民経済計算

\*2 出所：平成26年経済センサス-基礎調査 確報集計

\*3 文中の福岡県の民営事業所数228,345事業所には、事業内容不明分が含まれているため、第2次、第3次等に産業分類できないものが9千社ほどあり、表中の県全体事業所数219,212事業所とは一致しない。

第2 監査対象の概要  
1. 福岡県の商工業

(2) 福岡県の商業

平成26年商業統計調査結果によると、福岡県の卸売・小売業は、事業所数43,427事業所（全国シェア4.2%、全国ランク5位）、従業者数348,707人（全国シェア4.1%、全国ランク7位）、年間商品販売額18兆2,235億円（全国シェア3.8%、全国ランク4位）と全国の都道府県における相対的な位置は上位にある。

また、県内の卸売業は「食料・飲料卸売業」が事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに最も多い。また、年間商品販売額に着目すると、全20業種中、「食料・飲料卸売業」、「石油・鉱物卸売業」、「電気機械器具卸売業」、「農畜産物・水産物卸売業」の4業種で5割以上占めていることが分かる。次に、県内の小売業については、事業所数、従業者数が最も多い業種は、「その他の飲食料品小売業」で、年間商品販売額が最も大きい業種は「燃料小売業」であった。年間商品販売額に着目すると、全29業種中、「燃料小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「自動車小売業」、「百貨店、総合スーパー」、「各種食料品小売業」の5業種で5割以上占めていることが分かる。

<卸売業の産業分類（小分類）別 事業所数、従業者数、年間商品販売額>

産業小分類	平成26年					
	事業所数		従業者数			
	構成比	事業所数	構成比	従業者数		
卸売業計	12,263	100.0%	116,017	100.0%	134,627	100.0%
食料・飲料卸売業	1,449	11.8%	15,671	13.5%	24,984	18.6%
石油・鉱物卸売業	244	2.0%	3,280	2.8%	19,708	14.6%
電気機械器具卸売業	889	7.2%	10,325	8.9%	11,931	8.9%
農畜産物・水産物卸売業	1,144	9.3%	11,970	10.3%	11,886	8.8%
医薬品・化粧品等卸売業	664	5.4%	8,686	7.5%	9,811	7.3%
上記以外	7,873	64.3%	66,085	57.0%	56,307	41.8%

(出所：平成26年商業統計調査結果より年間商品販売額の上位5件を抜粋)

<小売業の産業分類（小分類）別 事業所数、従業者数、年間商品販売額>

産業小分類	平成26年					
	事業所数		従業者数			
	構成比	事業所数	構成比	従業者数		
小売業計	31,164	100.0%	232,690	100.0%	47,608	100.0%
燃料小売業	1,445	4.6%	10,601	4.6%	5,488	11.5%
その他の飲食料品小売業	4,304	13.8%	41,894	18.0%	5,314	11.2%
自動車小売業	2,122	6.8%	15,991	6.9%	5,130	10.8%
百貨店、総合スーパー	75	0.2%	14,544	6.3%	4,841	10.2%
各種食料品小売業	656	2.1%	22,032	9.5%	4,744	10.0%
上記以外	22,562	72.5%	127,628	54.7%	22,091	46.3%

(出所：平成26年商業統計調査結果より年間商品販売額の上位5件を抜粋)

第2 監査対象の概要  
1. 福岡県の商工業

(3) 福岡県の工業

平成26年工業統計調査によると、福岡県の製造業は、事業所数5,599事業所（全国シェア2.8%、全国ランク9位）、従業者数209,864人（全国シェア2.8%、全国ランク9位）、製造品出荷額等8兆4,336億円（全国シェア2.8%、全国ランク11位）と全国の都道府県における相対的な位置は比較的上位にある。

県内の製造業のうち、事業所数、従業者数が最も多い産業は「食料品」で、製造品出荷額等が最も大きい産業は「輸送機械」であった。また、製造品出荷額等に着目すると、全24業種中、「輸送機械」、「鉄鋼」、「食料品」の3産業で5割以上占めていることが分かる。

<産業分類別 事業所数、従業者数、製造品出荷額等>

産業中分類	平成26年						
	事業所数		従業者数				
	構成比	事業所数	構成比	製造品出荷額等(億円)			
総数	100.0%	5,599	100.0%	209,864	100.0%	84,336	100.0%
輸送機械	2.8%	155	2.8%	24,406	11.6%	24,185	28.7%
鉄鋼	3.1%	172	3.1%	10,440	5.0%	9,047	10.7%
食料品	17.4%	972	17.4%	43,876	20.9%	9,042	10.7%
化学	2.6%	145	2.6%	8,506	4.1%	5,307	6.3%
飲料・たばこ	2.9%	161	2.9%	3,668	1.7%	4,923	5.8%
上記以外	71.2%	3,994	71.2%	118,968	56.7%	31,833	37.8%

(出所：平成26年工業統計結果表より製造品出荷額等の上位5件を抜粋)

(4) 福岡県の観光業

平成25年福岡県観光入込客推計調査によると、福岡県の観光入込客数は、平成21年から平成25年にかけて毎年増加しており、5年間で8,215千人（8.3%）増加している。特に日帰り客の割合が高く、平成25年では91.0%が日帰り客であることが分かる。また、県内と県外で比較すると、平成25年では67.1%が県内からの観光客であることが分かる。

<観光入込客の推移（単位：千人）>

	H21	H22	H23	H24	H25
総数	99,015	100,126	103,036	106,737	107,230
日帰り	90,837	91,760	94,144	97,586	97,540
構成比	91.7%	91.6%	91.4%	91.4%	91.0%
宿泊	8,178	8,366	8,892	9,151	9,690
構成比	8.3%	8.4%	8.6%	8.6%	9.0%
県内	68,301	68,568	70,664	72,743	71,930
構成比	69.0%	68.5%	68.6%	68.2%	67.1%
県外	30,714	31,558	32,372	33,994	35,300
構成比	31.0%	31.5%	31.4%	31.8%	32.9%

(出所：平成25年福岡県観光入込客推計調査)

第2 監査対象の概要  
1. 福岡県の商工業

次に、福岡県の入国外国人数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて大幅に増加しており、5年間で459,913人(96.6%)増加している。特にアジアからの入国者の割合が高く、平成25年では入国外国人のうち、92.9%がアジアからの入国者となっている。中でも、韓国、台湾、台湾の伸びが著しい。

<国籍別入国外国人の推移から抜粋(単位:人)>

国籍・地域	H21	H22	H23	H24	H25
中国	63,014	115,103	81,321	81,605	67,666
台湾	57,166	78,908	69,672	106,972	138,923
中国(香港)	13,966	10,983	16,431	21,543	41,324
韓国	272,960	526,636	366,276	485,314	557,584
タイ	9,696	12,282	9,321	16,197	22,427
アジア計	445,315	777,249	572,005	744,349	869,172
ヨーロッパ計	11,706	13,917	12,315	14,367	18,627
アフリカ地域	450	569	548	601	674
北アメリカ計	14,359	16,588	15,063	20,789	25,060
南アメリカ計	305	570	317	436	437
オセアニア計	3,950	4,749	4,085	5,252	5,320
無国籍	14	33	25	17	36
寄港地上陸数 (国籍不明)	-	-	-	49,288	16,686
合計	476,099	813,675	604,358	835,099	936,012

(出所:平成25年福岡県観光入込客推計調査)

第2 監査対象の概要  
1. 福岡県の商工業

(5) 福岡県の中小企業の状況 (出所：福岡県中小企業振興基本計画)  
福岡県内の中小企業数は、平成26年7月時点で14万3千であり、県内企業数の99.8%を占めている。そのうち、小規模企業数は12万であり、中小企業の83.6%を占めている。また、中小企業の従業員数は130万5千人であり、県内従業員数の79.0%を占めている。そのうち、小規模企業の従業員数は42万人であり、中小企業の従業員数の32.2%を占めている。

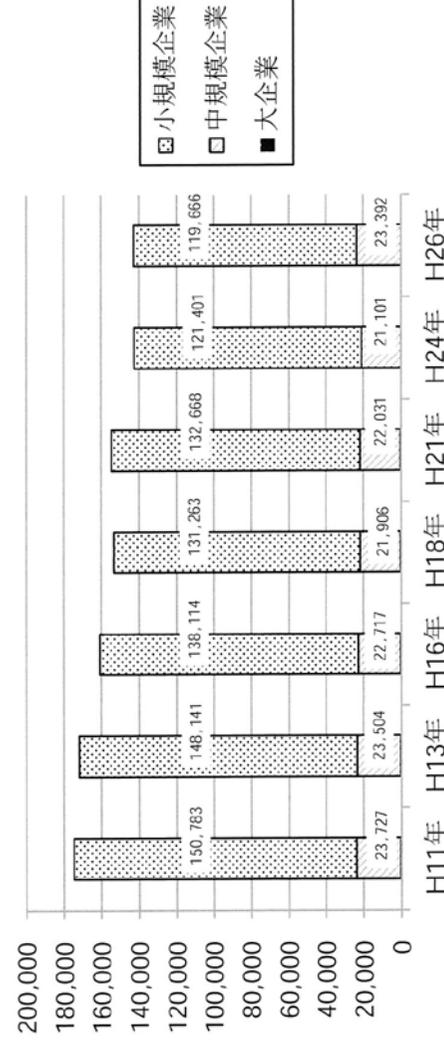
<企業数、従業員数>

H26年	企業数		従業員数	
	福岡県	全国	福岡県	全国
大企業	350	11,110	346,490	14,325,652
中小企業	143,058	3,809,228	1,305,475	33,609,810
中規模企業	23,392	556,974	885,708	22,341,244
小規模企業	119,666	3,252,254	419,767	11,268,566
合計	143,408	3,820,338	1,651,965	47,935,462

(出所：中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数（民営、非一次産業、2014年）」)

福岡県内の企業数の推移をみると、平成21年から平成26年の5年間で、中小企業は7.5%減少しており、うち小規模企業は9.8%と大きく減少している。

<県内企業数の推移>



(出所：中小企業白書(2001年版～2015年版)、中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数（民営、非一次産業、2014年）」)

第2 監査対象の概要  
1. 福岡県の商工業

業種別企業数の推移をみると、小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業等の内需型産業が大きく減少している。

<県内の業種別企業数の推移>

産業大分類	H21		H26		H21-H26	
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
鉱業、採石業、砂利採取業	59	0.0%	35	0.0%	▲ 24	-40.7%
建設業	18,877	12.2%	16,943	11.8%	▲ 1,934	-10.2%
製造業	10,801	7.0%	10,530	7.3%	▲ 271	-2.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	54	0.0%	68	0.0%	14	25.9%
情報通信業	1,711	1.1%	1,520	1.1%	▲ 191	-11.2%
運輸業、郵便業	3,256	2.1%	2,945	2.1%	▲ 311	-9.6%
卸売業、小売業	41,429	26.7%	36,024	25.1%	▲ 5,405	-13.0%
卸売業	9,165	5.9%	8,901	6.2%	▲ 264	-2.9%
小売業	32,264	20.8%	27,123	18.9%	▲ 5,141	-15.9%
金融業、保険業	1,561	1.0%	1,367	1.0%	▲ 194	-12.4%
不動産業、物品賃貸業	12,648	8.2%	11,273	7.9%	▲ 1,375	-10.9%
学術研究、専門・技術サービス業	7,823	5.0%	7,458	5.2%	▲ 365	-4.7%
宿泊業、飲食サービス業	23,172	14.9%	21,511	15.0%	▲ 1,661	-7.2%
生活関連サービス業、娯楽業	15,284	9.9%	14,883	10.4%	▲ 401	-2.6%
教育、学習支援業	3,838	2.5%	3,830	2.7%	▲ 8	-0.2%
医療、福祉	8,483	5.5%	9,198	6.4%	715	8.4%
複合サービス事業	76	0.0%	86	0.1%	10	13.2%
サービス業(他に分類されないもの)	6,011	3.9%	5,737	4.0%	▲ 274	-4.6%
合計	155,083	100.0%	143,408	100.0%	▲ 11,675	-7.5%

(出所：総務省「平成21年経済センサス基礎調査」、「平成26年経済センサス基礎調査」)

第2 監査対象の概要  
2. 福岡県の計画

2. 福岡県の計画

(1) 福岡県総合計画

福岡県では、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものとして総合計画を策定している。現行の計画は、平成24年度から平成28年度の5年間の計画期間としている。

この計画では、目指すべき目標を『「県民幸福度日本一」の福岡県』として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、「10の事項」の実現に取り組むとしている。

商工業の競争力の強化の方針は、この「10の事項」のうち「1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出」の中項目として「1 アジアのビジネス拠点をつくる」及び「2 発力のある中小企業をつくる」において以下のように示されている。

中項目	小項目	施策
1 アジアのビジネス拠点をつくる	国際戦略の推進	グリーンアジア国際戦略総合特区の推進
	先端成長産業の育成、集積・拠点化	北部九州自動車150万台先進生産拠点化の推進
		先端半導体産業の開発拠点化の推進
		バイオテック/ロロジー関連産業の拠点化の推進
		ロボット関連産業の拠点化の推進
		Ruby ビジネス・コンテナツツ産業の拠点化の推進
	国内外企業誘致の推進	環境・エネルギー産業の開発拠点化の推進
		戦略的企業誘致の推進
		海外展開の促進
	観光拠点の形成	九州観光戦略の推進
福岡県観光戦略の推進		
経営基盤の強化		
金融対策の推進		
新商品開発・販路拡大の支援		
2 発展力のある中小企業をつくる	総合的な中小企業支援	技術開発の支援
		企業間連携の促進
		ベンチャー企業の育成・支援
		商店街の活性化
		地場産業・伝統工芸産業の振興
		ファッション産業の振興
		新生活産業の育成・振興

第2 監査対象の概要  
2. 福岡県の計画

(2) 福岡県中小企業振興条例

福岡県の中小企業は、県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担っており、本県経済の発展と活力の原動力となっている。福岡県では、県全体で中小企業振興に向けた気運を高めるとともに、中小企業振興の重要性について、全ての関係者が認識を共有し、連携・協力して中小企業の振興を推進するため、平成27年10月に「福岡県中小企業振興条例」を制定した。

<福岡県中小企業振興条例 概要>

(1) 目的

中小企業が本県経済において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(2) 基本理念

中小企業の振興は、次の事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること
- ② 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること
- ③ 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること
- ④ 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること

(3) 県の責務等

- ① 県の責務
  - ・ 中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する
  - ・ 施策の実施に当たっては、関係機関と連携して取り組む
  - ・ 中小企業者の受注機会の確保に努める
- ② 中小企業者の努力
  - ・ 自主的に経営の改善・向上に努める
  - ・ 地域における雇用の機会の創出に努める
  - ・ 事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努める
- ③ 中小企業支援団体の役割
  - ・ 中小企業者の経営の改善・向上を図るための取組を積極的に支援するよう努める
- ④ 金融機関等の役割
  - ・ 中小企業者の資金需要に対し適切に対応し、経営の改善・向上に協力するよう努める

第 2 監査対象の概要  
2. 福岡県の計画

- ⑤ 大学等及び研究機関の役割
  - ・人材の育成、研究開発とその成果の普及を通じて、中小企業の振興に協力するよう努める
- ⑥ 大企業者の役割
  - ・事業活動を通じて、中小企業の振興に配慮するよう努める
- ⑦ 市町村の役割
  - ・地域の特性を活かして、中小企業の振興に協力するよう努める
- ⑧ 県民の理解と協力
  - ・中小企業の振興が、本県経済の健全な発展と県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるよう努める

(出所：「福岡県中小企業振興条例」を一部加工)

(3) 福岡県中小企業振興基本計画

福岡県では、上記条例に基づき、平成 28 年 3 月に「福岡県中小企業振興基本計画」を策定した。計画期間は、平成 28 年 3 月から平成 31 年 3 月までのおおむね 3 年間であり、下記のような具体的施策を実施することによって、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

< 具体的施策 >

施策	内容
(1) 中小企業の創業の促進を図るための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 創業希望者の確保及び育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 創業に関する意識の醸成、地域における創業支援の促進、首都圏等からの県内創業者の発掘</li> </ul> </li> <li>② 創業者による事業計画策定の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 事業計画の策定支援</li> </ul> </li> <li>③ 創業に必要な資金の円滑な供給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資金調達の支援</li> </ul> </li> <li>④ その他創業の促進を図るために必要な施策</li> </ul>
(2) 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営基盤強化に係る計画策定の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 事業計画の策定支援</li> </ul> </li> <li>② 事業活動を担う人材の確保及び育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 県内中小企業の魅力の発信、企業と人材のマッチング支援、UIJ ターン就職の促進、従業員の技術向上支援、安心して働ける労働環境整備の促進</li> </ul> </li> <li>③ 事業活動に必要な資金の円滑な供給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資金調達の支援</li> </ul> </li> <li>④ 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ インターネット活用による販路開拓支援、商談会等の活用による販路開拓支援、ビジネスマッチングの促進</li> </ul> </li> </ul>

第2 監査対象の概要  
2. 福岡県の計画

施策	内容
	<p>⑤ 事業承継の円滑化の促進 → 事業承継に関する意識の醸成、円滑な事業承継等の実行支援</p> <p>⑥ その他経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策</p>
<p>(3) 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策</p>	<p>① 新たな事業展開に係る計画策定の促進 → 事業計画の策定支援</p> <p>② 新たな事業活動を担う人材の確保及び育成 → 人材確保の支援、人材の育成支援</p> <p>③ 技術の高度化の促進 → 研究機関等による技術支援、成長分野への参入促進、産学官連携等による研究開発の支援、知的財産の取得・活用支援</p> <p>④ 新たな商品及び業務の開発の促進 → デザイン活用の促進、異業種連携や6次産業化の支援、地域資源活用の促進、新サービスや技術の事業化支援</p> <p>⑤ アジアをはじめとする海外展開の促進 → 海外展開に関する意識の醸成、海外展開に係る情報の提供及び助言、海外企業との交流や商談の促進</p> <p>⑥ その他新たな事業展開を図るために必要な施策</p>
<p>(4) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策</p>	<p>① 事業の持続的な発展に係る計画策定の促進 → 事業計画の策定支援</p> <p>② 生産性の向上の促進 → 生産性向上に係るノウハウ等の習得支援、ICTの活用による売上拡大の支援</p> <p>③ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策</p>

(出所：「福岡県中小企業振興基本計画」)

第2 監査対象の概要  
3. 主な事業と実施体制

3. 主な事業と実施体制

(1) 福岡県の商工業施策の実施体制・予算規模  
前述の計画を実施するため、福岡県では、福岡県総合計画の体系に沿って、施策を整理し、「平成27年度当初予算の編成概要」を公表している。

主な商工業施策の実施担当課及び予算は以下のとおりである。  
<平成27年度当初予算の編成概要>

区分	課名	事項名	H27年度 当初予算額 (千円)
アジアのビジネス拠点をつくる	福祉労働部 労働局 労働政策課	成長産業雇用創造就業費	346,597
	商工政策課	グリーンアジア国際戦略総合特区推進費	5,396
	商工政策課 中小企業振興課	海外駐在員派遣費	179,548
	中小企業振興課	海外ビジネス訪問団派遣費	11,117
	中小企業振興課	福岡アジアビジネスセンター事業費	42,015
	中小企業振興課	貿易振興対策費	10,866
	中小企業振興課	アジア中小企業経営者交流拡大事業費	5,599
	中小企業技術振興課	知的所有権活用促進費	15,658
	中小企業技術振興課 新産業振興課	水素エネルギー戦略推進費	134,286
	新産業振興課	新産業振興課	Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費
先端半導体・ロボット産業振興費			257,939
バイオ産業拠点化推進費			26,627
医療・福祉機器関連産業振興費			11,375
有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費			43,464
飯塚研究開発センター事業費			156,936
地域研究基盤整備推進費			42,645
産業・科学技術振興費			244,880
北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費			57,997
九州観光戦略推進費			73,596
観光・物産振興課	観光・物産振興課	観光振興事業費	80,809
		日韓海峡沿岸広域観光事業費	1,622

第2 監査対象の概要  
3. 主な事業と実施体制

区分	課名	事項名	H27年度 当初予算額 (千円)
発展力のあ る中小企業 をつくる		観光入込客・動態調査費	4,994
		修学旅行誘致促進費	1,601
		海外観光客県内周遊促進費	5,818
		東京ガールズコレクション in 北九州開催支援費	35,000
		グリーンアジア国際戦略総合特区企業立地促進費	603,000
	企業立地課	戦略的企業立地促進事業費	788,224
		オフィス整備促進費	20,035
		企業誘致強化推進費	17,402
		福岡県海外企業誘致センター事業費	5,501
		工場適地調査支援費	20,151
	商工政策課	航空機産業振興費	1,129
		運輸事業振興助成交付金	850,517
		中小企業振興資金融資費	107,816,420
		「日本復興」企業心援融資費	1,096
		中小企業振興対策事業費	490
		中小企業団体中央会補助金	210,534
		小規模指導事業費	3,541,722
		経営安定特別相談事業費	7,524
		大規模小売店舗立地対策費	2,143
		行きたくなくなる商店街づくり事業費	13,496
中小企業振興課	まちづくりと一体となった商店街活性化支援費	8,762	
	商店街指導育成事業費	9,779	
	中小企業総合支援事業費	161,496	
	中小企業経営強化支援費	363	
	経営改善計画フォローアップ事業費	7,128	
	ふるさと創業促進費	7,492	
	中小企業デザイン活用推進費	13,602	
	ベンチャー育成事業費	30,676	
	小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	1,582,225	
	ものづくり基盤強化事業費	20,256	
中小企業技術振 興課	ものづくり中小企業新製品開発支援費	20,075	
	技術振興助成費	9,490	
	新技術創造基盤研究事業費	50,176	

第2 監査対象の概要  
3. 主な事業と実施体制

区分	課名	事項名	H27年度 当初予算額 (千円)
		技術振興対策費	10,620
		県産品愛用推進費	908
		アクロス福岡出張事業費	5,100
	観光・物産振興課	地場産業活力創造支援事業費	21,952
		大川インテリア産業振興費	3,000
		伝統工芸・県産品PR強化費	26,243
暮らしの安全・食の安全を守る	中小企業振興課	貸金業対策費	3,527
豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子供・若者を育てる	商工政策課	サイエンスマンス開催費	9,306
アジアの知的拠点をつくる	商工政策課	ILC (大型直線加速器) 研究拠点化推進費	1,217

(出所：県資料「平成27年度当初予算の編成概要」)

平成27年度一般会計歳出予算は、全体で1,776,974,878千円である。このうち商工業施策に位置づけられる商工業費の予算は120,093,905千円で、一般会計全体の約6.8%を占める。

第2 監査対象の概要  
 4. 商工振興施策実施部署と監査対象機関

#### 4. 商工振興施策実施部署と監査対象機関

(1) 監査対象機関の選定

監査対象機関の選定に当たっては、「平成27年度当初予算の編成概要」における商工振興施策の項目に記載のある部署を基本に監査対象機関を選定した。また必要に応じ関連する財政的援助団体を対象とした。

(2) 監査対象機関および職務分掌

今回監査対象とした監査対象機関及びその職務分掌は以下のとおりである。

<監査対象とした部署の職務分掌>

監査対象期間である平成27年度組織の区分にて記載する。

なお、( )は監査実施時である平成28年度組織変更後の課の名称である。

部	課	職務分掌
県商工部	商工政策課	部の人事・予算の総括、部の総合企画調整、経済交流、海外事務所、ILC 研究拠点化推進、グリーンアジア国際戦略総合特区ほかの産業関連特区
	中小企業振興課 (H28：中小企業振興課、新事業支援課)	商工会・商工会議所、商店街振興、地域商品券、制度融資、高度化資金、近代化資金 創業・ベンチャー支援、経営革新支援、海外展開支援、デザイン・生活関連サービスの振興
	中小企業技術振興課	中小企業の技術高度化支援、ものづくり人材育成
	新産業振興課	医療・福祉機器関連産業、バイオ、有機EL、水素、LSI、ロボット、ルビー・コンテンツ産業の振興、自動車産業の振興
	工業保安課	高圧ガス、電気関係、火薬類、採石等に関する産業並びに一般消費者における災害を防止するため、産業保安の確保に係る業務
	企業立地課	企業誘致の推進等についての全般的な仕事、工業団地の開発促進、工業立地法の届出受付、企業立地に関する統計調査、企業誘致の推進、航空機産業の振興等
	観光・物産振興課 (H28：観光政策課、観光振興課)	国内・海外の観光振興、物産振興、通訳案内士・旅行業に関する業務
	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	県内中小企業者等の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業の実施
	福岡県信用保証協会	中小企業のために『信用保証』を行い、金融の円滑化を図り、その健全な発展を助成
	財政的援助団体	

(参考：県、各団体ホームページ)

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見  
1. 報告書の構成について

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1. 報告書の構成について

「I. 総論（意見）」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

「II. 各論（結果及び意見）」において、個別の商工振興施策についての結果及び意見を記載した。同一の施策に基づく結果と意見は密接に関係するため、施策ごとに結果・意見を記載する形式とした。

また、それぞれの施策は県において改善に向けて取り組みやすいよう、部署別に記載することとした。監査対象期間である平成27年度における組織名称に基づき記載する。

なお、施策の予算計上課と執行課とが異なる場合においては、執行課の区分で記載している。

## I. 総論（意見）

- I. 総論（意見）
  1. 成果指標・目標値の設定について

今回の包括外部監査における指摘・意見に共通する事項や、県の事業実施体制について意見を述べていきたい。

包括外部監査は、真実性、適法性の視点の他に、いわゆる3E（有効性、効率性、経済性）や公平性といった視点からも監査を実施している。  
監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3Eや公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。

県の事業費の構成を見ると直接執行、補助、委託が主な支出費目であり、業務においては、計画策定・事業管理・評価等、管理が主である。

こうした業務の性質上、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れをPlan-Do-Check-Action（以下「PDCA」）サイクルにより適切に循環させていくことが特に重要であると考えられるが、これらが必ずしも適切に実施されていない状況が見受けられただため、総論として記載することとした。

### 1. 成果指標・目標値の設定について

福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融、北九州市を中心とする工業などの産業が集積し、経済活動が活発であり、この地域経済を多くの企業・従業者が支えている。

経済は、県民の雇用・所得に直結し、県民生活と密接に関わるものであるため、行政が果たすべき役割は大きい。

しかしながら、行政は財政健全化という課題を抱えている。将来に対する不安は消費行動に影響を及ぼすため、財政健全化は経済活性化のためにも避けては通れない。

社会保障などの分野と異なり、自由主義経済の我が国において、行政としてどこまで商工振興施策を実施していくべきなのかという判断は非常に難しい。それゆえ、成果の測定が重要となる。

行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定が必要である。

しかしながら、直接的に図ることが困難なものや数値化が難しいものもあり、成果指標の設定は容易ではない。

県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、以下の不備が見受けられた。

I. 総論 (意見)  
1. 成果指標・目標値の設定について

① 成果指標の設定が適切でない

PDCA サイクルを回すには計画の達成状況を評価する必要があるが、設定した成果指標では事業の達成度を評価できないものがあった。

具体的には、実施する事業内容と成果指標との因果関係が不明確なもの、実績値の把握が困難なもの、包括的な指標が設定されており各事業のレベルにブレインにダウンされた指標とはなっていないもの、活動指標のみが成果指標となっており事業成果を示す指標となっていないもの、成果指標における目標値と補助事業における事業計画とが不整合なもの等が見受けられた。

目標とする指標の設定に当たっては、実績の評価及び翌年度の具体的な見直しが可能となる指標を採用すべきである。

また、啓発事業等においては、事業の成果を直接的に把握しづらく、成果指標において費用対効果を測定し難い場合がある。そのような場合においては、成果との関連性が合理的に想定される活動指標を定めることも考えられる。

例えば、事業費の積算に当たり想定した事業の実施回数や利用者数を指標として組み合わせることにより、事業1回当たりコストや利用者1名当たりコストを評価することができ

きる。

② 目標と実績が乖離している

成果指標の目標未達が継続、もしくは大幅な達成が継続しているにもかかわらず、事業の再評価や目標設定の見直しが行われていない事業が見受けられた。

まず、目標と実績との比較分析を適切に実施する必要がある。

分析を実施するにあたっては、目標値の設定が適切か否かを検討する必要がある。当初設定した目標値が、経済状況の変化等により現状での目標値として適切でなければ、適時に見直しを検討すべきである。

これに対して、目標値が適切であるにもかかわらず実績値が目標未達である場合、当該目標値を達成するための改善策を検討すべきである。仮に、目標未達の原因が、利用者のニーズに合致していないものであれば、事業の廃止の可否を検討すべきである。

また、実績値が目標を大幅に達成している場合においては、事業目的が既に達成されている可能性があり、その場合、事業の継続についての判断が必要となる。

いずれにせよ、事業を継続する理由を十分に説明する必要がある。仮に必要な事業であっても、他の関連する事業との優先順位を検討する必要がある。優先度の低い事業は廃止し、優先度の高い事業に転換する柔軟性が求められる。

- I. 総論 (意見)
2. 事業管理及び実績評価について

## 2. 事業管理及び実績評価について

補助や委託の事業管理において、管理が不十分と思われるものが散見された。

補助要綱に定めた様式に則り、申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、当該資料で実質的に事業管理が行われているのかどうか疑問が持たれるものがあった。

また、補助や委託における実績報告について、計画との対比が困難であったり、活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCAの観点からも、積極的に活用すべきである。翌年度以降の改善へとつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要があり、実績報告において明瞭に記載する必要がある。

監査の中では、具体的には以下のような不備が見られた。

### ① 計画に対応する実績が報告されていない

事業計画に対応する実績が、実績報告で記載されていないものがあった。

計画が適切なものだったとしても、計画された事項に対応する実績を把握できなければ、事業が適切に実行されたのか否かは確認できない。

### ② 補助事業の事業計画や実績報告において、活動量や規模が明らかになっていない

何をどの程度行うのか把握できなければ、その事業費が適切か否かを判断できない。そのため成果指標のみならず、活動量の目標値を活動指標として設定し、実績の把握を行うべきである。

### ③ 補助事業における計画・実績資料の入手が不十分

補助事業における交付申請や、実績報告の内容を裏付ける資料の入手について不十分なものが見受けられた。

補助の妥当性の判断や、補助要件の確認等においては、果担当者による目視確認だけではなく、補助金額や仕様、補助要件などを裏付ける証拠を入手し、客観的にもその適切性を判断できるものとすることが望まれる。

### ④ 補助事業における計画・実績資料の確認が不十分

補助の実績報告として提出された補助事業の決算書によると、補助交付団体のルールと整合していないことが判明したものの、補助事業の決算書が当該補助交付団体全体の決算書と整合していないもの、補助事業における予算と実績とが大幅に乖離しているもの等が見

- I. 総論 (意見)
3. 適切な情報の公表について

受けられた。

提出された実績報告を適切に検証し、補助交付団体に対する指導を行う必要がある。

#### ⑤ 委託事業における仕様書の記載が不十分

仕様書に活動量や規模の記載がないため、委託内容が適切に履行されたのか否かを判断できないものがあった。

仕様書においては、業務内容と共に、活動量や規模を明確に定めるべきである。

#### ⑥ 委託事業における事業報告の記載が不十分

仕様書に掲げる業務内容に対応する記載が事業報告にないものがあった。

事業報告の目的は、事業が適切に実施されたか否かを確認するものであるため、仕様書の要件を満たしているか否かを確認できる報告を求めるべきである。

### 3. 適切な情報の公表について

公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあった。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかったり、また誤った数値が公表されたりする可能性もあるため、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。

### 4. 委託先等の選定について

委託先等の選定にあたり、一般競争入札において1者のみが入札者となっているケース、公募型プロポーザル形式を採用しているものの提案を行った会社が1者のみというケース、申込み先の選定にあたり1者の見積りしか徴収していないケースが見受けられた。

これらは、形式的な要件において問題はなかったものの、競争原理を働かせるため、また選定先が適切であることを確認するためにも、複数の入札者・応募者の確保、見積り徴収が望まれる。

### 5. 県が事務局を務める任意団体について

県では、関係団体とともに協議会や実行委員会等の任意団体を形成し、県や関係団体が当該任意団体に対し負担金を支出し、任意団体において事業を実施しているが、その事務局を県が担っているケースがある。名目上は、県が負担金を交付し、任意団体が負担金を受領しているが、実質的には、県が任意団体の事務局を担っているため、負担金の交付元と受領先が同一となっている。

このような場合、負担金の交付先である任意団体に対するガバナンスが働きにくくなる

- I. 総論 (意見)
5. 県が事務局を務める任意団体について

懸念がある。

監査の中では、帳簿の整理が適時にされていないもの、帳簿が未作成のもの、予算と実績との差異が大きく生じているもの、資金需要に応じた資金計画となっていないもの等の事例が見受けられた。

県が事務局を担う任意団体であったとしても、外部の団体に求めるものと同じ水準の資料の作成や、客観的な視点による実施状況のモニタリングが必要である。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
1. 結果及び意見の概要

## Ⅱ. 各論 (結果及び意見)

### 1. 結果及び意見の概要

(1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項 誤り・不当・不正なもの
意見	長期的に改善すべき事項 誤り・不当・不正のうち軽微なもの 有効性・効率性・経済性の視点からの提言

(2) 部署別 指摘・意見件数

< 監査対象期間である平成27年度組織の区分にて記載する。 >

部	課	指摘	意見
県商工部	[1] 商工政策課	1	3 (1)
	[2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む) < H28年度：中小企業振興課、新事業支援課 >	1	32 (6)
	[3] 中小企業技術振興課	1 (1)	8 (2)
	[4] 新産業振興課	2 (2)	9 (2)
	[5] 工業保安課	—	1
	[6] 企業立地課	—	10 (3)
	[7] 観光・物産振興課 < H28年度：観光政策課、観光振興課 >	7 (5)	8 (2)
財政的 援助団体	[8] 福岡県中小企業振興センター 合計	— 12 (8)	5 (1) 76 (17)

( ) は平成27年度で事業が終了したため改善対応ができない項目、又は既に改善済み、改善予定の項目に係る件数で内数

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
1. 結果及び意見の概要

## (3) 指摘・意見の一覧

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
[1] 商工 政策課	3. グリーンアジア国際戦略総合特区中 小企業設備投資促進事業費	意見	①補助事業における資料確認等に ついて	34
			①補助実績の確認について(公益社 団法人福岡県トラック協会)	37
	4. 運輸事業振興助成交付金	意見	①補助実績の確認方法について(一 般社団法人バス協会)	37
[2] 中小 企業振興 課 (中小企 業振興 課、新事 業支援 課)	6. 海外駐在員語学研修費	意見	①研修受講先の選定について	41
	1. 中小企業振興資金融資及び中小企 業振興資金等損失補償費	意見	①県から金融機関への預託金のあ り方について(中小企業振興課)	56
			②保証等の管理について(福岡県信 用保証協会)	58
	5. 福岡県中小企業団体中央会補助金 (福岡県組織化指導費補助金)	意見	①成果指標の改定について	64
	6. 小規模指導事業費	意見	①成果指標について	67
			②適正な事業規模の設定について	68
			③実績報告の検討について	71
			④指導監査の結果について	73
			⑤実績報告の情報公開について	74
	7. 企業経営者等人権啓発事業費	意見	①成果指標の目標設定について	77
8. 中小企業団体組織強化対策費	意見	①補助対象事業の検討及び成果指 標の設定について	79	
9-1. 行きたくなくなる商店街づくり事業費	意見	①成果指標の設定について	82	
		②実績報告について	83	
		①目標の達成状況について	85	
9-2. 行きたくなくなる商店街づくり事業 費(まちづくりと一体となった商店街活 性化支援費)	意見	①旅費の請求について(宿泊費・航 空運賃)	87	
		①出展(処遇改善)結果の徴収につい て	92	
10. 商店街指導育成事業費	意見	①債権管理について	95	
12. 中小企業販売力強化支援費	意見	①利用状況報告書について	98	
14. 小規模企業者等設備導入資金助成費	意見	②事業の継続性について	99	
		③連帯保証人調査表について	99	

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁	
[3] 中小 企業技術 振興課	17. 中小企業総合支援事業費 (中小企業総合支援事業費)	意見	①成果指標について (経営改善フォローアップ事業)	103	
	18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費	意見	①契約方法について	106	
	19. 福岡アジアビジネスセンター事業費		指摘	①収支報告について	108
			意見	①事業計画及び収支予算の策定期について	108
				②現金収入の管理について	108
	20. アジアビジネス訪問団派遣事業費		意見	③予算管理および繰越金残高について	109
				①公募型プロポーザルにおける応募者の確保について	113
			意見	①成果指標の設定について	115
			意見	①収支決算書の記載について	118
			意見	①収支決算書の記載について	121
			意見	①帳簿の整備と運用について	123
				②負担金の支払いについて	123
			意見	①帳簿の整備について	125
				②監査の適時実施について	126
			21. 研究費 (JKA 補助)		意見
	意見	①成果指標について			131
	意見	①成果指標について			135
	意見	①実績報告の確認について			137
	意見	①成果指標の設定と事業計画について			139
22. 地域連携型研究・研修事業費		意見	①事業経費の変更に關する補助要綱の内容について	141	
			①一般競争入札における1者入札について	145	
		指摘	①特命随意契約の公表について	147	
		意見	①補助事業における事業計画及び実績報告書の記載について	150	
			①成果指標について	152	
23. 産業・科学技術振興費		意見	①成果指標の設定について	155	

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	3. 飯塚研究開発センター事業費	意見	①成果指標について	157
	4. 先端半導体・ロボット産業振興費	意見	①成果指標について	159
	6. 社会システム実証センター事業費	意見	①収支予算書について	161
	7. パイオ産業拠点化推進費	意見	①成果指標について	164
	9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費	意見	①成果指標について	168
	11. 医療・福祉機器関連産業振興費	意見	①成果指標について	171
	12. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費	意見	①成果指標について	173
	13. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費	指摘	①実績報告書の不備について	175
	15. グリーニンノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費	指摘	①特命随意契約の公表について	178
[5] 工業 保安課	1-1. 保安対策事業助成費	意見	①補助金交付の有効性及び経済性の検証について	181
	1. 戦略的企業立地促進事業費	意見	①成果指標の設定・確認について	187
	2. 企業誘致強化推進事業費	意見	①成果指標の設定・確認について	191
[6] 企業 立地課	3. 航空機産業振興費	意見	①事業の具体的な成果測定方法について	192
	4. 海外企業誘致センター事業費	意見	①経費精算に係る請求書記載事項について	195
	5. 工場適地調査支援費	意見	②成果指標の設定・確認について	195
		意見	①調査業務の方法について	197
	6. 本社機能等立地推進事業	意見	①事業の細分化について	198
		意見	②成果指標の設定・確認について	199
	7. オフィス整備促進事業費	意見	①事業の予算規模の適正化・活用促進について	200
[7] 観光・物産 振興課 (観光政 策課、観光 振興課)	1. 物産振興団体育成費	意見	②検査調査の文書化について	201
	2. アクロス福岡出展事業費	意見	①成果指標について	202
	4. 地場産業振興事業費	意見	①事業目標等について	205
		意見	①実績報告について	208
	5. 首都圏販路開拓費	指摘	①特命随意契約の公表について(販路開拓コーナーデータの設置事業)	210
			②契約保証金の減免について	210

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁	
[8] 福岡 県中小企 業振興七 ンター	7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費	意見	①事業目標について	213	
	8. 観光振興事業費	指摘	①特命随意契約の公表について(福岡県観光推進事業)	215	
	1 1-2. 観光プロモーション推進事業費 (海外観光客県内周遊促進事業費)	指摘	①委託仕様書について	220	
	1 4. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業	意見	②特命随意契約の公表について(海外観光客県内周遊促進事業)	220	
	1 5. 海外魅力発信事業費	意見	①事業目標について	224	
	1 6. 東京ガールズコレクション in 北九州開催支援費	意見	①事業目標について	226	
	1 8. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費	指摘	①成果指標について	228	
	1 9-1. 福岡県観光人材育成支援事業費	意見	①特命随意契約の公表について(福岡県ふるさと旅行券PR活動支援事業業務委託)	230	
	1 9-2. 福岡県観光人材育成支援事業費 (「行きたいフクオカ!」観光魅力発信費)	指摘	①成果指標について	232	
	1. 中小企業総合支援事業補助金		意見	①事業の実施状況について	239
				②図書の購入について(北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業)	239
				③教育用DVDの活用について(北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業)	240
				④フクオカビジネスマツチングサイトの成果の把握方法について(販路拡大支援事業)	240
	2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金		意見	①未収貸付債権管理マニュアルについて	242

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課  
 1. サイエンスマンス開催費

## [1] 商工政策課

### 1. サイエンスマンス開催費

#### (1) 事業概要

事業目的			
○	青少年を中心とする県民の、科学技術に対する関心と理解を深める。		
○	新技術・新産業創出に向けた土壌づくりの推進。		
○	NPO やボランティア団体、大学、企業などによる理科・科学技術の理解増進活動を促進。		
事業内容			
	11月を「フクオカ・サイエンスマンス (科学月間)」と設定し、NPO やボランティア団体、大学、企業、研究機関等と協働し、楽しみながら科学を体験できる催しを一堂に集めたメインイベントを開催するとともに、期間中に開催されるイベント情報を掲載したガイドブックやホームページによる情報発信等を実施。		
○	メインイベントの開催 「サイエンスマンス 2015」 NPO やボランティア団体と協働し、楽しみながら科学を体験できる催しを一堂に集めたイベントを企画・実施 ア. NPO やボランティア団体、大学、高校、企業等による「体験型科学実験」や「科学工作教室」 イ. 企業、大学等による「最先端ロボットフェア」 ウ. 身のまわりの科学や生活に密着した科学に関する「実験、工作、展示」 エ. 県内小中学生の科学研究作品から選ばれた優秀作品の展示・発表会		
○	統一広報の実施 期間中に開催されるイベント情報を掲載したガイドブックやチラシ、ポスターの作成・配布及びホームページによる情報発信等		
根拠法令・通達等			
—			
事業期間			
H8年度～H27年度			
主な実施方法			
直接執行	助成	委託	その他
事業費		【予算額】 9,306 千円	【決算額】 9,199 千円

#### (2) 監査手続

委託事業の管理、支出事務に焦点をあて監査を実施。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課  
 2. グリーンアジア国際戦略総合特区推進費

## 2. グリーンアジア国際戦略総合特区推進費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 福岡が、アジアの発展エネルギーを積極的に取り込んでいくため、アジア、世界でニーズが高まる「環境」を軸に地域がこれまで培ってきた産業、技術、人材、ネットワークなどの強みを生かし、アジアから世界へ展開する拠点の構築を目指す「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進する。</p> <p>○ 地元の産学官連携組織「グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会」を核に、国と地方の協議会への対応、特区事業の評価、シンポジウム等の情報発信により、参画企業等の拡大を図るとともに、より効果的に特区事業を推進する。</p>
事業内容	<p>○ 「グリーンアジア・特区活用促進セミナー」の実施        指定法人の一層の拡大に向け、県内での設備投資を喚起するセミナーを県内4地域で年度当初に実施するとともに、可能性のある企業を中心に集中的に掘り起しを行う。</p> <p>○ 「国と地方の協議会」への対応        総合特別区域法に基づき、国と指定区域の地方公共団体との協議の場として設置される「国と地方の協議会」において、特区の具体的プロジェクトを推進するために必要な規制緩和等を国に求め、グリーンアジア国際戦略総合特区の効果的な事業推進を図る。</p> <p>○ 「グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会」の運営        特区の推進母体となる地域協議会の事務局(福岡県および両政令市による共同事務局)を設置し、「グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会」の運営、プロジェクト毎に設置する当地域協議会部会の開催等を行う。</p> <p>○ 特区効果の公表、事業への反映        総合特別区域法に基づき、特区計画認定後1年毎に国への報告及び公表が義務付けられている事後評価書作成のための基礎データ調査等を民間シンクタンクに委託する。</p>
根拠法令・通達等	総合特別区域法
事業期間	H23～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】5,396千円 【決算額】5,008千円

### (2) 監査手続

地域協議会に対する負担金支出及び事業管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[1] 商工政策課

3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費

### 3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費

(1) 事業概要

事業目的	<p>○ グリーンアジア国際戦略総合特区が目指す、グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成を着実に進め、環境を軸とした産業の国際競争力を強化することにより、本県経済の発展を図る。</p> <p>○ このため、国の支援制度を活用して特区事業を進める事業者のほか、それを下支える県内中小企業の設備投資を県が支援することにより、特区事業者と県内中小企業が一体となってグリーンアジア国際戦略総合特区を強力に推進していく。</p>
事業内容	<p>○ グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金</p> <p>福岡県内において新設または増設する設備の購入、設置等に必要経費その他知事が必要と認める経費。</p> <p>The diagram illustrates the support structure. On the left, '国' (National Government) provides '税額控除 特別償却等 (H27 まで)' (Tax credit special depreciation etc. up to H27) to '特区事業者' (Special Zone Businesses). '県' (Prefecture) provides '設備投資助成' (Equipment investment support) to '県内中小企業' (Local SMEs). Both '特区事業者' and '県内中小企業' are connected by a double-headed arrow labeled '直接取引関係' (Direct transaction relationship). A dashed box encloses these two entities, with an arrow pointing to a larger box on the right labeled 'グリーンアジア国際戦略特区の推進 及び 特区効果の県内企業への波及' (Promotion of Green Asia International Strategy Special Zones and spillover effects to local companies). Below this, text states: 'グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成・環境を軸とした産業の国際競争力強化' (Formation of industrial hubs led by Green Innovation and strengthening of international competitiveness of industry centered on environment).</p>
根拠法令・通達等	総合特別区域法
事業期間	H25～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 60,000 千円 【決算額】 45,284 千円

(2) 監査手続  
補助事業の管理に焦点をあてて監査を実施。

(3) 監査の結果  
監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課

3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費

(4) 意見

① 補助事業における資料確認等について

当補助金の状況を確認したところ、以下の事例が見られた。

ア. 変更申請の基準について

ある補助事業者の実績は、計画に比べ事業費総額が12百万円(26.2%)減少しているものの、変更申請は行われていなかった。

当事業の補助金交付要綱において、事業の内容を変更しようとするときは、変更申請を要すると定めている。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさないと知事が認めた場合はこの限りではないとしている。

しかしながら、当該要綱においては、当該変更が細部の変更か否かについては明確な基準がないため、変動額や変動率等を用いた一定の基準を設けることが望まれる。

設備名	数量	取得価額	用途
<計画>			
450Ton 射出成型機	1台	28,300,000円	部品製造の成形機
成形機付帯設備	1式	17,160,000円	精度維持用付帯設備
設備設置工事費	1式	3,200,000円	設置費用
合計		48,660,000円	
<実績>			
350Ton 射出成型機	1台	18,380,000円	部品製造の成形機
取出機	1台	3,450,000円	精度維持用付帯設備
金型温度調節機	3台	945,000円	精度維持用付帯設備
除湿熱風乾燥器	1式	1,056,500円	精度維持用付帯設備
フランジ用インサター	1式	12,080,000円	精度維持用付帯設備
合計		35,911,500円	
計画と実績との差		▲12,748,500円	▲26.2%

イ. 固定資産台帳への登載状況を確認する資料の未入手

当補助金の交付対象は減価償却資産に限られており、そのため実績報告において、固定資産台帳への登載状況を確認している。

しかしながら、固定資産台帳が入手されていないものがあった。補助要件の確認においては証拠を入手し、客観的にも確認できるものとすることが望まれる。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[1] 商工政策課

3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費

ウ. 見積書の入手について

本来、交付申請の段階で見積りを徴収し、当該見積りに基づき申請を行うはずである。

また、交付決定においては、金額や仕様を確認し、その妥当性を確認する必要がある。

しかしながら、申請以前に見積書が発行されているにもかかわらず見積書と計画書の金額に乖離があるもの、交付申請時には添付されず実績報告において初めて添付されているもの、契約直前に見積りを徴収しているもの等が見受けられた。

補助金の交付事務については、資料の確認等、審査手続きを適切に行う必要がある。

- II. 各論 (結果及び意見)
- [1] 商工政策課
- 4. 運輸事業振興助成交付金

#### 4. 運輸事業振興助成交付金

##### (1) 事業概要

事業目的
<p>○ 軽油取引税の暫定税率導入により、税率が引き上げられたことで、バス事業者及びトラック事業者への影響を考慮し、バス事業者又はトラック事業者によって構成される都道府県を単位とする一般社団法人、改正前の民法第34条の規定により設立された社団法人、バス事業を行う地方公共団体等の公共的事業への助成をすることで、輸送力の確保、輸送サービスの向上、安全運転の確保を図ることを目的とする。</p>

事業内容
<p>○ 補助金の名称：運輸事業振興助成交付金</p> <p>○ 補助対象事業：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸送の安全の確保に関する事業</li> <li>② サービスの改善及び向上に関する事業</li> <li>③ 公害の防止、地球の温暖化の防止、その他の環境の保全に関する事業</li> <li>④ 適正化に関する事業</li> <li>⑤ 共同利用に供する施設の設置または運営に関する事業</li> <li>⑥ 震災その他の災害に際し必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業</li> <li>⑦ 経営の安定化に寄与する事業（基金を設けている場合に限る）</li> <li>⑧ 全国を単位とする一般社団法人であって、①～⑦までに掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金を出えんする事業</li> <li>⑨ ①～⑧までに掲げるもののほか、国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの</li> </ol>

交付先	H27年当初	参考		
	国の算定式に基づく交付額	削減額 (5%)	削減後 交付額	H26 交付額
福岡県トラック協会	792,327	39,616	752,711	770,991
福岡県バス協会	56,163	2,808	53,355	53,278
北九州市（市営バス）	2,027	101	1,926	1,952
計	850,517	42,525	807,992	826,221

福岡県  
助成 

根拠法令・通達等	福岡県運輸事業振興助成交付金交付要綱 運輸事業の振興に関する法律		
事業期間	H27～29		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 委託 その他
事業費	【予算額】 850,517 千円 【決算額】 850,517 千円		

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[1] 商工政策課  
4. 運輸事業振興助成交付金

(2) 監査手続

補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 補助実績の確認について (公益社団法人福岡県トラック協会)

(公社)福岡県トラック協会では、運輸事業助成交付金を財源とし、近代化基金を造成している。その運営方法について、近代化基金運営要領を定めており、その中で以下の記載がある。

<近代化基金運営要領>

6. 近代化基金の一時的流用

交付金事業に関し事業資金が著しく不足し、業務の遂行が困難なときであって、次の各号の要件を具備するときは、交付金運営委員会の決定により基金の一部を一時事業資金に流用することができる。

- (1) 基金に余裕があり、かつ利子補給に支障を生ずる虞がないとき。
- (2) 事業年度内に流用額の戻し入れが確保できる見込みがあるとき。

しかしながら、事業実績報告資料「基金の造成実績」を見ると、基金処分の項目として、「事業資金として支出：17百万円」の記載があるものの、戻し入れは行われておらず、上記要件を満たしていない。

県は、補助実績の適切な把握に努める必要がある。

(4) 意見

① 補助実績の確認方法について (一般社団法人バス協会)

当該補助金の実績報告においては、補助事業に関する収支報告がなされているが、補助交付団体全体の決算状況は入手していない。補助実績の確認においては、補助事業だけでなく、補助交付団体全体の決算書を入力し、その関係を確認すべきである。

今回の監査の中で、県に補助交付団体の決算書の入手を依頼し、事業実績報告と照らし合わせたところ、以下の状況が見受けられた。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課  
 4. 運輸事業振興助成交付金

< 事業実績報告書 (要約) >

(単位：千円)

	総事業費	対象経費	うち交付金
共同事業			
安全運行航対策事業	1,162	1,162	1,162
交付金運営事業	1,560	1,560	1,560
運輸サービス改善事業	6,997	6,997	6,997
助成事業			
安全運行対策事業	9,992	7,024	7,024
施設整備事業	58,316	36,660	36,660
運輸サービス改善事業	3,535	2,758	2,758
計	81,565	56,163	56,163

< 収支決算書総括表 (要約) >

(単位：千円)

	一般会計	運輸事業振興 助成交付金 特別会計	内部取引 消去	合計
1. 事業活動収入				
会費収入等	38,552	—	—	38,552
交付金運営費繰入収入	1,560	—	1,560	—
受取補助金	—	56,163	—	56,163
事業活動収入計	40,112	56,163	1,560	94,715
2. 事業活動支出				
事業費支出	17,497	56,163	1,560	72,100
管理費支出	17,559	—	—	17,559
事業活動支出計	35,056	56,163	1,560	89,659

事業実績報告の支出項目を見ていくと、管理費に該当するような支出項目は、共同事業の交付金運営事業1,560千円のみであったが、これを総事業費81,565千円から除くと、事業費は80,005千円と推察できる。

一方、決算書においては、事業費支出は72,100千円となっており、事業実績報告における総事業費を下回っており、事業実績報告と、団体の決算書との関連が適切に読み取れない。

補助事業の事業実績報告を確認する際には、交付団体全体の決算書を入力し、補助事業との関連を明らかにすることで、実績報告が適切なものであるかを確認する必要がある。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課  
 5. 海外駐在員派遣費

## 5. 海外駐在員派遣費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 海外4か所に単独事務所を設置し、県内企業の海外ビジネス展開支援、県産品の販路開拓、外国人観光客誘致、海外企業誘致、県重点産業プロジェクトの推進等を行う。
事業内容	○ 設置場所 香港、上海、バンコク、サンフランシスコ
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">福岡県</div> <div style="margin-right: 10px;">→ 委託</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">(公財)福岡県中小企業振興センター</div> <div style="margin-right: 10px;">→ 駐在員派遣</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">福岡県海外事務所 ○香港 ○上海 ○バンコク ○サンフランシスコ</div> </div> <p>上記のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウルに現地在住の韓国人をソウル交流プロモーターとして設置。</li> <li>・ 欧州では現地専門家に業務委託。</li> </ul>
○ 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内企業の海外ビジネス展開支援</li> <li>② 県産品販路開拓</li> <li>③ 外国人観光客誘致</li> <li>④ 海外企業誘致</li> <li>⑤ 県重点産業プロジェクトの推進 等</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H15～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】157,157千円 【決算額】153,868千円

### (2) 監査手続

委託事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論 (結果及び意見)
- [1] 商工政策課
- 6. 海外駐在員語学研修費

## 6. 海外駐在員語学研修費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 海外駐在員予定者に対して語学研修を行うことにより、赴任後速やかに海外駐在員として活躍できる人材養成を行う。
事業内容	○ 研修期間 海外事務所赴任前6～11か月の間 ○ 研修場所 県内のビジネスに特化した語学学校においてプライベートの通所語学研修を実施（インターグループは、ビジネス分野を得意とする通訳・翻訳会社であり、海外駐在員としての業務に十分な語学レベルを達成することができ）。 ○ 研修内容 海外赴任プライベートレッスンコース ○ 効果 6か月間のプライベート語学研修を受けることにより、日常会話はもとより業務遂行に必要な語学力を習得することが出来る。また、本人の語学力に応じたプログラムを組むことができ、教材として赴任先のトピックや商慣習などを盛り込むことにより、海外駐在員としてすぐに現地で活躍できる人材養成を図ることが出来る。

```

graph LR
    A[福岡県] -- 旅費 --> B[赴任予定者 (研修生)]
    B -- 通学、受講 --> C[語学学校]
    A -- 負担金 --> C
            
```

根拠法令・通達等	—
事業期間	H7～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 委託 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>
事業費	【予算額】1,750千円 【決算額】1,704千円

### (2) 監査手続

支出事務が適切か否かに焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[1] 商工政策課  
6. 海外駐在員語学研修費

(4) 意見

① 研修受講先の選定について

当該語学研修の受講先について、ビジネス分野を得意とする通訳・翻訳会社であり、海外駐在員としての業務に十分な語学レベルを達成することができ、理由に複数者から見積りを徴収することなく選定している。確かに選定した受講先が、受講目的を達成できることは理解できる。しかしながら、同様の研修を実施している団体は他にも存在するため、複数者からの見積りを徴収し受講先を選定することが望まれる。

なお、平成28年度の実施にあたっては、複数者から見積りを徴収して受講先選定を行っていることを申し添える。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [1] 商工政策課  
 7. 検定検査費

## 7. 検定検査費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 計量器は、産業活動から日常生活に至るまで様々な分野で使用され、経済活動の適正化や公正化、また人々の健康維持、国民生活の安定を図るうえで、きわめて重要な役割を果たしている。これら取引や証明に使用される計量器の信頼性を確保し、計量器の精度を担保するため、計量法の、計量器の定期検査及び計量証明検査を義務付けている。</p>
事業内容	<p>○ 定期検査業務・計量証明検査業務外部委託事業        計量器の検査業務について一般社団法人福岡県計量協会を指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に指定し、委託する。</p> <p>○ 計量振興対策事業        計量知識の普及と計量観念の向上を図り、県民生活及び事業の合理化を期し、併せて会員相互の親睦利便を図る団体である一般社団法人福岡県計量協会が計量の振興を図るために行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助金の名称：福岡県計量振興対策事業費補助金        補助対象事業：①計量思想普及啓発事業、②計量調査研究事業、③計量講習会等事業        補助期間：平成11年度から平成30年度まで</p>
根拠法令・通達等	計量法、福岡県計量振興対策事業費交付金交付要綱
事業期間	<p>○ 300g以下の非自動はかり、おもり、分銅の定期検査業務外部委託事業：H18年度～</p> <p>○ 定期検査業務全てと計量証明検査業務（環境計量証明事業者が使用する特定計量器を除く）：H21年度～</p> <p>○ 計量振興対策事業：S42年度～</p>
主な実施方法	直接執行 <input type="checkbox"/> 助成 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他
事業費	【予算額】16,425千円 【決算額】16,353千円

### (2) 監査手続

補助・委託の管理・支出事務に焦点をあてて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

## [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）

### 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

#### (1) 事業概要

##### ① 制度概要

##### a) 事業目的

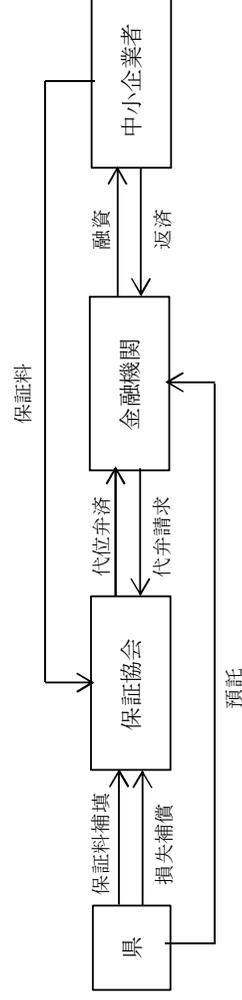
中小企業者の円滑な資金調達のため、金融機関への預託による低利の融資を実現するとともに、中小企業者が負担する信用保証料を軽減することを目的とする。

信用保証協会に対し損失補償を実施することにより、より積極的な保証を促し、中小企業の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営の安定を図る。

##### b) 事業内容

- ・ 預託金
  - 市中金融機関に対して、県が融資実行のための原資を預託することで、通常の金融べースで融資を受けることが困難な中小企業者に対し、低利で事業資金を供給する。
- ・ 中小企業者に対する保証料率引下げ
  - 制度融資において、融資を受ける際の中小企業者の負担を軽減するため、保証料率の引き下げを行う。
- ・ 平成21年7月24日の集中豪雨に係る財政支援
  - 災害救助法適用市町村において、被災中小企業者を救済するため創設した災害資金に ついて、被災中小企業者に対し利子補給を行うとともに、保証料支援の実施団体に対して補助金を交付する。

#### 【中小企業振興資金融資費に係る事業スキーム図】

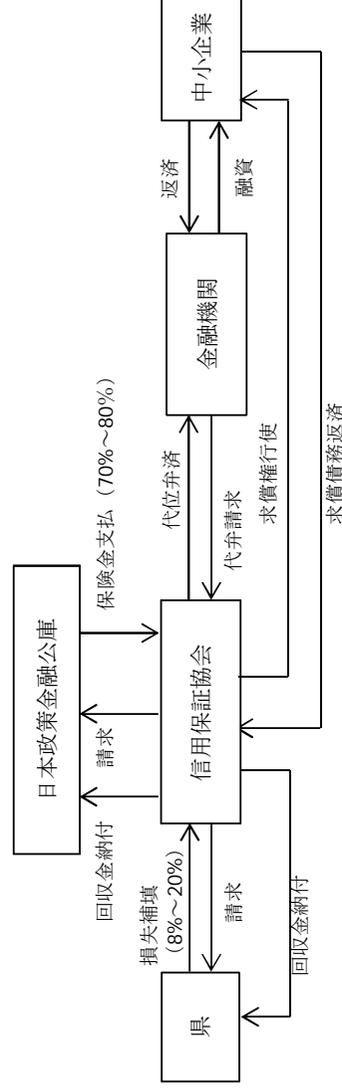


##### ・ 損失補償費

県は、中小企業向けの金融を円滑に行うために実施された制度融資に係る信用保証に伴う損失の補償を福岡県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に対して行う。損失補償費は債務負担行為限度額の範囲内で前年度確定額を翌年度に支払う。

- II. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

【損失補償費に係る事業スキーム図】

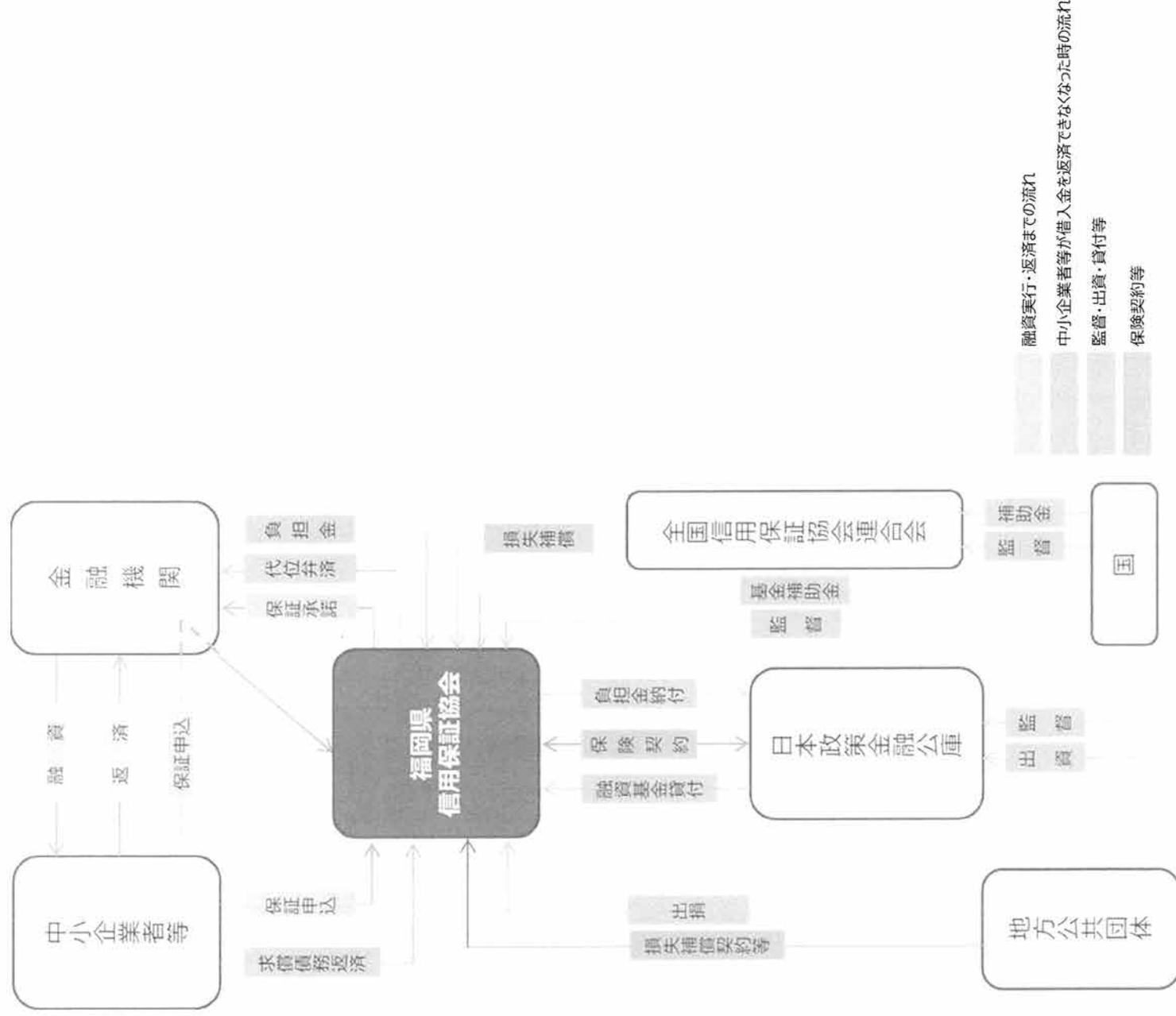


c) 県と信用保証協会との関係

県は、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性、ニーズ等に応じて、信用保証協会及び県内金融機関と協調して、制度融資を実施している。

県と信用保証協会は損失補償契約を締結し、信用保証協会は代位弁済の際に県から損失補償金を受領し、その後の回収に応じて県に返納する。

II. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費



(出典：福岡県信用保証協会ディスプレイロージャー「2016 FUKUOKA GUARANTEE」)

II. 各論（結果及び意見）

〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）

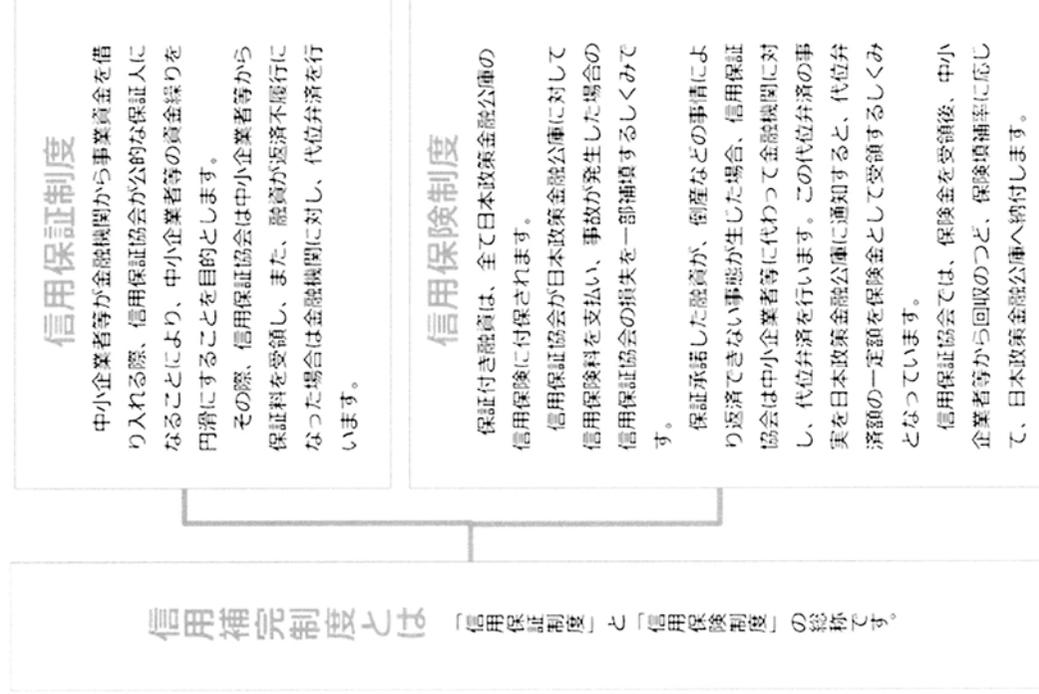
1. 中小企業振興資金費及び中小企業振興資金等損失補償費

d) 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称である。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減される。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになる。

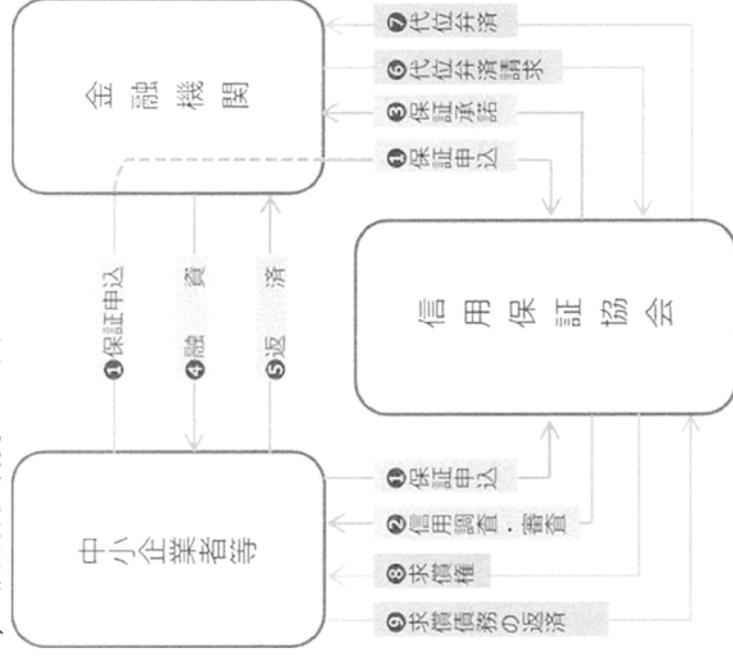
このように、「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援している。



（出典：福岡県信用保証協会ディスプレイージャー「2016 FUKUOKA GUARANTEE」）

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

e) 信用保証制度のしくみ



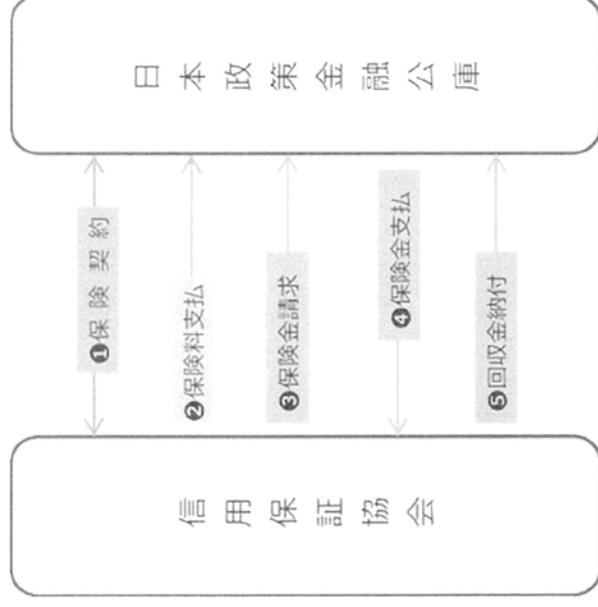
信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、信用保証協会へ直接、又は融資の申込をされた金融機関を通じて申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行います。
- ③ 信用保証協会は、信用保証を適当と認めた時は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等へ融資を行います。
- ⑤ 中小企業者等は、融資の条件に従って金融機関に返済を行います。
- ⑥ 金融機関は、中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなった時は、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会はこの請求に基づいて中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者等は、信用保証協会に求償債務の返済を行います。

（出典：福岡県信用保証協会ディスプレイジャー「2016 FUKUOKA GUARANTEE」）

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

f) 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本政策金融公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済した時は、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%から80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

（出典：福岡県信用保証協会ディスクロージャー「2016 FUKUOKA GUARANTEE」）

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

### g) 中小企業融資制度の種類

(出典：県「平成27年度 中小企業融資制度のしおり 福岡県中小企業融資制度一覧表」を加工)

区分	制度名	融資対象	使途
経営に 支障	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象 ②④⑧の場合のみ)
		⑧経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む、その実行と進捗を金融機関に報告する者	
事業の 開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社 (創業後1年未満の者を含む) ・勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ・特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業する者	運転資金 設備資金
		シニア創業型 55歳以上の者	
経営革 新等	3 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 ④FVMアベニション企業、ISOシールの取得を図る者 ⑤1年以内に常用雇用者を1名以上雇用する計画を有する者	運転資金 設備資金
		成長企業支援型 フクオカ成長企業評価制度を利用した者	
自動車 産業	4 自動車産業振興資金	①自動車産業に対する取引拡大を図る者 ②新たに自動車産業への参入を図る者	運転資金 設備資金
	5 アジアビジネス展開 支援資金	①アジア向け新製品の開発・製造を行う目的で設備投資等を行う者 ②直接海外との取引の推進を行う者等	運転資金 設備資金
アジア買 易	現地借入保証型	外国人 (新たに設立されるものを含む) の経営を実質的に支配していると認められる国内の中小企業者等	外国人の外国 銀行等からの借 入金は事業資金 に限る
	6 小規模事業者振興 資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ①従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が1,250万円以下の者	運転資金 設備資金
通常の 事業に 資金が 必要な 方	7 長期経営安定資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金
	8 短期運転資金		運転資金

II. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

h) 融資条件

(出典：県「平成27年度 中小企業融資制度のしおり 福岡県中小企業融資制度一覧表」を加工)

制度名	融資条件				担保・保証人
	限度額	年率	期間	保証料率(注1)	
1 緊急経済対策資金	1億円以内	融資対象①～⑤、 ⑦ 1.40% 融資対象⑥ 1.60%	10年以内 (据置2年以内)  運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換 10年以内 (据置1年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	5,000万円以内 (①～⑦とは別枠)	1.30%			
2 新規創業資金	1,500万円以内	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	1.01%以 内(注2)	担保：不要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	①創業前の個人は 自己資金の範囲内 ②左記カテゴリー内に 該当する者は、必 要資金の2/3以内 500万円以内				
3 経営革新支援資金	1億円以内	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	1億円以内 (①～⑤とは別枠)	1.30%			
4 自動車産業振興資金	1億5,000万円以内	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	1億円以内	1.30%			
5 アジアビジネス展開支援資金	1億円以内	1.60%	設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	1億円以内	信用状発行保証 料率 0.90%以下(金融 機関所定)	1年以内 (更新可)		
6 小規模事業者振興資金	5,000万円以内 (設備資金は8,000 万円以内)	1.60%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	1,250万円以内				
7 長期経営安定資金	1億円以内	5年以内:1.70% 5年超:1.90% (設備5年 超:1.80%)	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.77%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
	3,000万円以内	1.70%	1年以内	0.25%～ 1.67%	
8 短期運転資金	3,000万円以内	1.70%	1年以内	0.25%～ 1.67%	担保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要

(注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。

(2) 新規創業資金を除く

(注2) 創業後で決算申告済みの方は最高で1.76%となる場合があります。

(注3) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）

1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

i) 信用保証料  
・信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者等との信用保証委託契約に基づいて、信用保証協会の保証を利用する対価であり、信用保証協会の運営を支えている。

信用保証料は金融機関から融資を受けた際、金融機関を通じて支払う。

信用保証料は、貸付実行日(条件変更を含む)に全額一括支払いとなっているが、条件によっては、申し出による分割払いも可能である。

なお、返済金額の変更(返済緩和)を伴う条件変更の際にも、最終期日の変更に関わらず変更保証料を支払う。

また、最終履行期限前に完済した場合は、支払済の信用保証料を所定の範囲で返戻している。但し、返戻しない場合もある。

県制度融資の保証料は、一部県が負担しており、一般的な料率から割引した料率となっている。

・信用保証料率

信用保証協会では、中小企業者の経営状況に応じたきめ細かい信用保証料率体系としている。

従来は、原則として一律であった信用保証料率を平成18年4月1日から中小企業者の経営状況を踏まえた9段階の料率体系となる「リスク考慮型信用保証料率」としている。

また、平成19年10月1日から「責任共有制度」の導入に伴い、責任共有制度の対象となる保証については、借入額(根保証の場合は借入極度額)に対する率で表示される「責任共有保証料率」が適用され、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」が適用される。

このリスク考慮型信用保証料率が適用される保証は、無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)、特定社債保険および特定信用状関連特例等を利用した保証である。これら以外の保険(保険特例)を利用した保証(例えば、特別小口保険、流動資産担保保険、経営安定関連特例〈セーフティネット保証〉、創業等関連特例など)には、リスク考慮型信用保証料率は適用されない。

【保証料率区分（リスク考慮型信用保証料率）について】

財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRD モデル)により、下表の9区分のいずれかに区分される。

なお、セーフティネット保証等一部の保証は、固定料率が適用され、リスク考慮型信用保証料率は適用されない。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

区分	責任共有対象 保証料率(%)	責任共有対象外 保証料率(%)
①	1.90	2.20
②	1.75	2.00
③	1.55	1.80
④	1.35	1.60
⑤	1.15	1.35
⑥	1.00	1.10
⑦	0.80	0.90
⑧	0.60	0.70
⑨	0.45	0.50

（出典：県「平成27年度 中小企業融資制度のしおり」を加工）

j) 責任共有制度

「責任共有制度」とは、これまで原則として借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていた保証付融資について、平成19年10月から金融機関が一定の責任を共有するしくみに変更したものである。

「負担金方式」「部分保証方式」の2つがあり、各金融機関にていずれかの方式を選択している。いずれの方式を採用しても、信用保証料率への影響はない。

・「負担金方式」

融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績)に応じた一定の負担金を事後で金融機関が支払う方式である。

・「部分保証方式」

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式である。

※上記のいずれの方式においても、金融機関の負担割合は2割となり、同等である。

※制度導入前から実施されている部分保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証等)については、金融機関の選択している方式に関わらず、引き続き部分保証となる。

k) 損失補償

県と信用保証協会とは、県制度融資の円滑な推進を図るため、この制度による保証債務の履行に伴う信用保証協会の損失の補償に関して契約を締結している。

・損失補償の対象

県は、信用保証協会が平成27年4月1日から平成28年3月31日までに中小企業振興資金融資制度に係る債務の保証をしたものについて、当該保証債務を履行することにより信用保証協会が受けた損失を補償する。

・損失補償の限度額

損失補償の限度額は、総額2,720,000,000円とする。

1件当たりの損失補償の限度額は、当該損失額の100分の50（新規創業資金及び小規模

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

事業者振興資金（小口零細企業保証型）については、当該損失の3分の2に相当する額とする。ただし、責任共有制度要綱における負担金方式に基づく保証については、1件当たりの損失補償の限度額は、当該損失額に100分の80を乗じ、さらに100分の50（新規創業資金及び小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型）については3分の2）を乗じた額とする。

・損失の額

損失の額は、信用保証協会の代位弁済額（元本、利息及び延滞利息）から信用保証協会が回収した金額及び中小企業信用保険契約により受領した金額又は受領すべき金額を控除した金額とする。

・損失補償の請求

信用保証協会は、平成27年度から平成41年度まで、毎年度3月末日現在における損失の補償を県に請求することができる。

② 中小企業融資の実績

平成20年度以降の中小企業融資の状況は以下のとおりである。

- ・県から金融機関への融資資金預託金の預託の状況

（単位：億円）

年度	預託金額
平成20年度	548
平成21年度	1,037
平成22年度	1,037
平成23年度	1,064
平成24年度	1,069
平成25年度	1,069
平成26年度	1,076
平成27年度	1,076

（出典：県作成資料を加工）

平成20年度から平成21年度にかけて大幅に預託金額は増加したが、その後は若干の微増となっている。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

・ 県と信用保証協会との契約年度別損失補償取引 (支出・返戻) の状況

(単位：千円)

契約年度	有効期間		債務負担限度額	H27年度までの損失補償支出済額		うち、H27年度の損失補償返戻	返戻率	
	開始日	終了日※		件数	金額(A)			件数
H20	H20.4.1	H35.6.30	1,459,000	1,205	1,559,453	754	100,490	6.4
H21	H21.4.1	H36.6.30	1,789,000	1,140	1,490,236	540	149,894	10.1
H22	H22.4.1	H37.6.30	1,622,000	780	933,642	267	63,399	6.8
H23	H23.4.1	H38.6.30	1,386,000	557	662,819	126	41,648	6.3
H24	H24.4.1	H39.6.30	1,619,000	279	297,408	48	16,416	5.5
H25	H25.4.1	H40.6.30	1,794,000	126	123,957	5	453	0.4
H26	H26.4.1	H41.6.30	2,298,000	13	11,462			0.0
H27	H27.4.1	H42.6.30	2,720,000					
合計				4,100	5,078,980	1,740	372,302	7.3

※有効期間の終了日は、損失補償金の請求期限を表示

(出典：信用保証協会作成資料を加工)

県と信用保証協会との契約上の債務負担限度額は増加傾向にあるが、最近の損失補償金額は減少傾向にある。そのため、単年度の損失補償請求額が債務負担限度額を超える状況にはない。

・ 信用保証協会における保証承諾及び代位弁済の状況 (県制度分のみ)

(単位：千円)

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		年度中代位弁済		年度末未償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H20	19,427	303,503,439	38,366	397,073,804	809	5,938,369	9,840	48,187,069
H21	17,162	265,980,060	42,092	492,895,798	875	8,971,101	10,314	54,693,554
H22	14,907	232,035,841	41,769	504,596,025	1,016	10,017,319	11,185	62,855,506
H23	13,573	200,448,993	42,392	506,846,062	993	11,088,750	11,821	69,743,050
H24	12,853	173,015,364	43,043	488,859,774	1,037	12,273,137	12,704	79,932,447
H25	10,916	135,144,451	41,590	443,835,705	1,021	12,363,637	12,761	85,136,620
H26	8,543	91,035,192	39,365	383,892,942	706	7,780,197	12,248	83,977,304
H27	7,772	82,902,864	36,348	325,431,194	632	6,798,190	10,888	80,620,229

(出典：信用保証協会作成資料を加工)

新規の保証承諾、年度末の保証債務残高、新規の代位弁済、年度末の求償権残高のいずれも減少傾向にある。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

(2) 監査手続

当事業は、貸付金の側面と補助金の側面とを有する事業であることから、貸付金及び補助金の管理の視点より監査を実施した。

① 県中小企業振興課

県においては、預託金や損失補償に関する財務事務関連資料について検討した。

② 信用保証協会

信用保証協会への実地監査を実施し、県の制度融資に限定して以下の監査手続を実施した。

a) 保証承諾手続に関する監査

県の制度融資に係る平成27年度保証承諾取引のうち、一定の抽出基準（保証金額上位、ランダム抽出）に従い、25件1,327,452千円を抽出して、保証承諾手続に関連する資料を調査し、担当者へのヒアリングを実施した。

b) 保証管理手続に関する監査

県の制度融資に係る平成27年度末時点において残存する保証債務残高のうち、一定の基準（保証債務残高上位、当初保証料率上位、保証料率区分上位、ランダム抽出）に従い、25件1,409,892千円を抽出して、保証管理手続に関連する資料を調査し、担当者へのヒアリングを実施した。

c) 代位弁済手続（損失補償手続）に関する監査

県の制度融資に係る平成27年度損失補償取引（平成26年度に代位弁済発生）のうち、一定の基準（代位弁済総額上位、保証承諾額に対する代位弁済割合上位、保証日から代位弁済日までが短期間、ランダム抽出）に従い、25件1,248,292千円を抽出して、代位弁済手続（損失補償手続）に関連する資料を調査し、担当者へのヒアリングを実施した。

d) 求償権管理手続に関する監査

県の制度融資に係る平成27年度末時点において残存する求償権残高のうち、一定の基準（求償権残高上位、ランダム抽出）に従い、25件1,164,704千円を抽出して、求償権管理手続に関連する資料を調査し、担当者へのヒアリングを実施した。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 県から金融機関への預託金のあり方について（中小企業振興課）

県は、中小企業の円滑な資金調達のため、金融機関へ融資実行のための原資を預託している。近年の状況を見ると、県制度融資の新規融資金額は減少傾向にあるため、融資実行のための原資を前もって金融機関へ預託することの必要性や預託金額の水準について、毎年度検討する必要がある。

まず、預託金額の必要性については、中小企業が信用保証協会の保証を付与された融資を求めめるか否かによるものと考えられる。近年の推移を見ると、平成20年度のリーマンショック以降の経済不安に伴う緊急保証制度（平成20年10月31日～平成23年3月31日）、中小企業円滑化法の施行（平成21年12月4日～平成25年3月31日）により、県制度融資の需要が高まったが、その後の信用保証協会の保証債務残高は減少傾向にある。また、市場金利が近年低下していることにより、保証料の支払を伴う当融資制度が敬遠されている影響もあるかもしれない。

しかしながら、現在の融資制度の利用状況（保証債務残高等）は、リーマンショック以前に比較すれば、依然として高い水準にある。したがって、融資実行のための原資を金融機関へ預託することの必要性は依然としてある一方で、県から金融機関への預託金額の水準が適正水準であるか否かを検討することが、県の予算制度の効率性を担保することになるものと考ええる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

平成27年度における中小企業振興資金融資の預託額と融資実績の状況は以下のとおりである。

【平成27年度中小企業振興資金融資】 (単位：千円)

制度名	預託額	全体融資枠 (融資目標額)	融資実績	
			件数	金額
小規模事業者振興資金	1,332,000	7,908,000	2,568	6,839,817
長期経営安定資金	45,607,000	302,655,000	18,807	156,826,920
短期運転資金	832,000	5,676,000	696	4,973,448
新規創業資金	636,000	2,664,000	660	1,784,958
経営革新支援資金	837,000	4,471,000	268	1,435,610
緊急経済対策資金	58,287,000	365,432,000	13,340	153,536,617
自動車産業振興資金	21,000	57,000	8	80,860
経営改善借換資金	28,000	154,000	2	22,467
同和地区中小企業対策資金	0	1,000	0	0
アジアビジネス展開支援資金	35,000	120,000	20	296,098
合計	107,615,000	689,138,000	36,369	325,796,795

上表によると、年度末の融資実績は、全体融資枠 (融資目標額) の47%にとどまっている。

また、予算説明資料において、中小企業振興資金融資費の成果指標は「融資金額」(新規融資額をいう。以下本意見①中において同じ。)を挙げているが、下表によると、実績が目標を達成できていない。平成22年度から平成27年度まで、融資金額は減少しており、平成27年度の目標達成率は26%となっている。

一方、同じ期間において、預託金額は概ね同額を維持している。

【成果指標の達成状況】

(単位：億円)

項目	基準 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27
【成果指標】 融資金額	目標	2,549	2,559	2,637	3,081	3,221
	実績	2,007	1,731	1,352	911	830
【参考】 預託金額	1,037	1,064	1,069	1,069	1,076	1,076

これは、制度融資の融資枠 (新規融資、過年度融資) が、毎年度、中小企業を取り巻く様々なリスクに迅速・円滑に対応できるよう、予めそれらのリスクを見込んで設定されており、当該年度中に経済情勢等に特段大きな変動がなかった場合、結果として融資枠と実

## Ⅱ. 各論（結果及び意見） 〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）

### 1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

續との間にかい離が生じるためである。

また、預託金額については、過年度融資を含む融資枠をもとに算定されており、融資金額のみに関係するものではないことによるものである。

制度融資では、その時々の経済状況や中小企業の資金繰りの状況に応じた適切な資金供給を目指しており、成果指標の設定には困難な面もあるが、当事業の予算額は商工部予算の大半を占めるものであり、預託金額の算定方法と成果指標との関係性がより明瞭なものとなるよう検討すべきである。

### ② 保証等の管理について（福岡県信用保証協会）

今回の監査では、信用保証協会における実地監査を実施した。信用保証協会は平成15年度の包括外部監査の対象となっており、保証審査やその後の管理等に関する指摘及び意見が報告された。そこで、今回の監査においても保証審査やその後の保証管理の状況、また、代位弁済時の対応や求償権管理について監査を実施した。

前回の監査や、他団体の包括外部監査では、書類作成上の不備や、新規保証時・借換時・代位弁済時の検討不足に関する指摘等がなされているが、今回の監査では、明らかな不備といえるものは検出されなかった。保証等の書類は案件別に整理されており、特段の漏れはなく、代位弁済に至った経緯等をヒアリングしたところ、金融機関における融資の状況や、代位弁済に至るまでの債務者の状況、代位弁済後の債務者の状況等を把握できていた。

信用保証協会の理事等へのヒアリングを実施したところ、福岡県内の中小企業約14万3,000社のうち当協会を利用する企業の割合は44.4%にのぼり、これは全国51の信用保証協会でトップの実績であるとのことであった。現在、同協会では企業訪問に力を入れており、平成27年度は6,990社を訪問している。

また、中小企業支援のため返済条件の緩和に加え、ふくおかサポート会議による経営改善計画策定支援等を実施した結果、代位弁済額は近年減少傾向にあり、リーマンショック直後の平成21年度に信用保証協会全体で28,864百万円あった代位弁済額は平成27年度には15,425百万円（うち県制度融資分は6,798百万円）にまで減少している。

信用保証協会は中小企業者等の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることを目的に設立された機関であり、利用先には担保力や企業体力が充分でない企業も含まれる。

このため、保証取組にあたっては、過度に担保、保証人に依存することなく、保証先の事業への取り組み姿勢及び将来性を重視した保証審査を行い、直接の融資を担当する金融機関と連携した支援を行っている。

結果的に、代位弁済が発生した場合、保険では賄いきれない部分が損失補償により県民

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

負担となるが、地域経済の発展に繋がる県内中小企業振興の重要性を勘案すると、その必要性は認められる。

しかしながら、今回の監査対象とした案件の中には、保証後1年以内に代位弁済に至っている取引もあった。代位弁済に至った取引については、今後とも、その経緯を検証し、保証審査にフィードバックすることが望まれる。

また、県制度融資に関連した保証や代位弁済の状況、協会の取組状況等について、引き続き情報発信を行い、県民の理解を得る必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 2. 同和地区中小企業安定資金利子補給費

## 2. 同和地区中小企業安定資金利子補給費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 同和地区中小企業安定資金借入者の利子負担の軽減を図るため、利子補給を行う。
事業内容	○ 補助金名 同和地区中小企業安定資金利子補給費
○ 補助対象経費	福岡県同和地区中小企業安定資金の貸付について、交付規定に基づき、貸付金融機関に対して利子補給を行うもの。
○ 補助率等	福岡県同和地区中小企業安定資金貸付金に係る利子の10分の1（0.17%）。
○ 補助期間	貸付制度自体が平成18年度をもって廃止したため、新規貸付先への利子補給も併せて廃止となった。しかし、既存貸付先への利子補給は、返済が終了するまで継続する必要がある。
	返済期間は最長7年間で平成25年度までに完済予定であったが、平成21年7月から「返済猶予措置並びに返済期間延長措置（最長3年間）」を講じていることから、平成28年度中の完済及び利子補給の終了を予定している。
根拠法令・通達等	同和地区中小企業安定資金利子補給金交付規定
事業期間	S41～H25（H28）
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】10千円 【決算額】0千円

### (2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理、特に利子補給金の交付に焦点をあてて監査を実施した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 3. 貸金業対策費

### 3. 貸金業対策費

#### (1) 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸金業者に対する登録制の実施により、貸金業務に対する必要な指導及び監督を行う。</li> <li>○ 貸金業者の適法、適正な業務運営を確保することにより、業界の健全な育成を図る。</li> <li>○ 資金需要者（県民）の利益の保護を図るとともに、多重債務者の発生を防止する。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸金業者に対する登録、検査、指導・監督               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新規登録申請者への現地ヒアリング</li> <li>② 県登録業者への立入検査                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の立入検査</li> <li>・特別検査（法令違反の疑いが強い業者に対する監督）</li> <li>・みなし貸金業者への立入検査</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 資金需要者（県民）から寄せられる貸金業に関する苦情、相談・照会への対応</li> <li>④ 登録申請受付業務の日本貸金業協会への事務委託</li> </ul>
○ 事業スキーム図	<p>指 導 ・ 監 督</p> <p>啓 発</p> <p>苦 情 相 談</p> <p>登録受付委託</p> <p>登録受付</p> <p>委託料 (186 千円)</p> <p>業務指導 (協会員)</p> <p>登録申請</p> <p>金銭の借入契約</p> <p>みなし貸金業者</p> <p>貸金業者</p> <p>日本貸金業協会</p>
根拠法令・通達等	貸金業法、同法施行規則、福岡県貸金業関係事務取扱要領
事業期間	S58～H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 3,382 千円 【決算額】 3,203 千円

#### (2) 監査手続

当事業の一部に委託が含まれるため、委託業務の管理に焦点をあてた監査を実施した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 4. 「日本復興」企業応援資金利子補給費

#### 4. 「日本復興」企業応援資金利子補給費

##### (1) 事業概要

事業目的	○ 生産活動の復興に向けて県が積極的な役割を果たすため、生産活動の再開を求めて県への生産拠点移転等を希望する企業がその設備資金を借入する際、支払う利息の一部（最大1%）を県が利子補給することにより、企業の活発な生産活動を支援することを目的とする。				
事業内容	○ 補助金名 「日本復興」企業応援資金利子補給費				
○ 補助対策経費	震災後、福岡県内への生産拠点等の移転や増産のための設備投資等、積極的な生産活動を実施する企業に対して設けられた、「日本復興」企業応援資金の貸付に対し、県が指定金融機関に対して利子補給を実施するもの。				
○ 補助率等	○ 補助率等 「日本復興」企業応援資金の融資平均残高に対し年1.0% （本資金の取扱いは平成23年度から平成24年度まで。平成23年度と平成24年度に各年度の貸付額に係る利子補給費とその支払期間を債務負担行為にて設定。利子補給費は債務負担行為限度額の範囲内で前年度確定額を翌年度に支払う。）				
○ 補助期間	○ 補助期間 貸付年度の翌年度から3年間（※利子補給の対象となる融資期間は貸付日から2年間） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・H23 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間</td> <td>： H24～H26</td> </tr> <tr> <td>・H24 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間</td> <td>： H25～H27</td> </tr> </table>	・H23 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間	： H24～H26	・H24 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間	： H25～H27
・H23 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間	： H24～H26				
・H24 貸付分 ⇒ 利子補給支払期間	： H25～H27				
根拠法令・通達等	—				
事業期間	H23～H24（H25.3.31 融資実行分まで）				
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他				
事業費	【予算額】1,096千円 【決算額】1,096千円				

##### (2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理、特に利子補給金の交付に焦点をあてて監査を実施した。

##### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金）

## 5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金）

### (1) 事業概要

事業目的	
○ 中小企業の振興発展を図ることを目的とした中小企業団体中央会（中央会）の事業を支援することにより、組織化・連携強化を通じた中小企業の経営環境の改善・強化や新たな付加価値の創造等を推進する。	
事業内容	
○ 補助金名	福岡県組織化指導費補助金
事業名	事業内容
組合等の指導環境整備事業	事業実施のために必要な備品の取得等
情報整備事業	ネットワークの維持管理、情報化要員の養成
指導員等資質向上事業	指導員等の専門能力向上、地域間連携を推進するための の広域研究会等への参加
調査・情報提供事業	組合等の企業連携の活発化、活性化を図るための調査、 機関誌の発行等
中小企業連携組織等支援事業	中小企業の課題の解決を図るため、専門家による指導・ 講習会を開催するほか、組合等が行う研究会、講習会 等に支援・協力をを行う
組織強化対策事業	地域・職場産業の振興を図るための事業、次世代を担う 青年部への支援、中小企業施策・制度の活用のための 普及啓発、情報収集等
中小企業連携組織推進指導事業	上記事業を推進するための職員の設置
<pre> graph TD     A[県] -- 補助金 --&gt; B[福岡県中小企業団体中央会]     B -.-&gt; C[県内全ての中小企業組合等 (非会員含む)]     C -.-&gt; D[指導・育成]     </pre>	
根拠法令・通達等	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律
事業期間	S30年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 207,586 千円 【決算額】 207,569 千円

### (2) 監査手続

当事業は補助事業であることから、補助事業の管理に焦点をあて監査を実施した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金）

(4) 意見

① 成果指標の改定について

当事業の成果指標のうち新規組合設立件数について、目標は平成9年度から平成18年度の10年間の平均設立数が約40件であり、同程度の新規組合設立を目指すことから40件と設定している。これに対し、実績は平成20年度以降目標の50%以下の達成率が続いている。

成果指標	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規組合 設立件数（件）	目標	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	実績	32	31	20	12	12	14	9	11	15

県によると、目標未達の原因として、事業者数の減少に加え、中小企業等が連携して事業展開を行う取組みとして、組合設立に限らず、農商工連携や新連携など、様々な形態による活動が増えていることなどが考えられるとのことであった。然らば、当該状況下において達成可能な目標を設定すべきであり、目標を見直すことが望まれる。

なお、どのような事業形態をとるかは企業側のニーズによるものであるため、成果指標については、平成29年度事業から実績に見合う件数に見直す予定であることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 6. 小規模指導事業費

## 6. 小規模指導事業費

### (1) 事業概要

事業目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営指導員等による巡回指導・窓口相談等、小規模事業者の経営改善・強化に向けた商工会議所・商工会の活動を支援する。</li> <li>○ 地域における唯一の経済団体である商工会議所・商工会が行う特産品開発やまおこし事業など、地域の特性を活かした特色ある取組を支援し、地域活性化を推進する。</li> </ul>
事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金名 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金</li> <li>○ 事業主体 商工会議所、商工会、商工会連合会</li> <li>○ 事業内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営改善普及事業                県下19商工会議所、52商工会及び商工会連合会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談等において、金融・税務・労務・経営・経理・経営革新等、中小企業の様々な課題に対応し、経営全般を支援。</li> <li>② 地域活性化事業                特産品開発やまおこし事業など、商工会議所・商工会等が行う地域活性化事業等への支援。</li> <li>③ 地域における経営改善支援強化事業                「地域中小企業支援協議会」が、中小企業・小規模事業者に対する事業計画（ビジネスプラン）の策定・実行支援、物産展・商談会、事業計画作成の重要性等に関するセミナーを開催。</li> </ul> </li> <li>○ 補助対象経費            商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という）、県連合会が実施する事業に係る以下の経費（福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱より抜粋要約）           <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 経営改善普及事業を行うために要する経費のうち職員（経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員等）の設置に関する経費</li> <li>b) 経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業及び経営指導推進事業に要する経費</li> <li>c) 小規模事業者に対する施策普及事業に要する経費</li> <li>d) 経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るための指導施設の建設又は取得等に要する経費</li> <li>e) 指導環境の整備を図るための指導環境推進事業に要する経費</li> <li>f) 若手後継者等人材育成事業に要する経費</li> </ul> </li> </ul>

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 2 ] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 6. 小規模指導事業費

- g) 提案公募型地域活性化等事業に要する経費
- h) 広域連携等対策事業に要する経費
- i) 地域中小企業支援協議会推進事業に要する経費
- j) 中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費
- k) 小規模企業 (商工) 振興委員の設置に要する経費
- l) 商工会長に費用弁償を行う場合に要する経費
- m) 記帳機械化事業に必要なオンラインに要する経費
- n) 小企業者等事業に要する経費

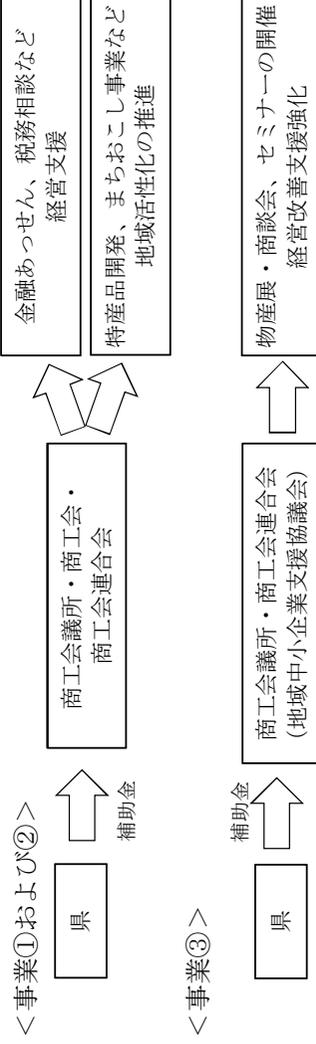
○ 補助率等

補助対象経費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額。

うち「指導施設建設費等」については、補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 10 分の 10 を乗じて得た額。

「経営・技術強化支援事業費」については、補助対象経費の額及び別に定める期間を超える部分に係る経費に 3 分の 2 を乗じて得た額。

○ 事業スキーム図



根拠法令・通達等	小規模事業者支援促進法 (H5.8.9)		
事業期間	S36～		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 3,596,576 千円	【決算額】 3,528,016 千円	

(2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理に焦点をあてて監査を実施した。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 6. 小規模指導事業費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

当事業の目標は、「商工会議所等による経営支援・販路開拓支援により、中小企業の売上増加を促進し、発展力ある中小企業の創出を図る」とされている。この目的に関する成果指標は①「製造品出荷額」と②「年間商品販売額」である。

【成果指標の達成状況】

(単位：億円)

成果指標	基準	H24	H25	H26	H27
製造品出荷額 (工業統計)	目標	41,607	42,423	43,228	44,054
	実績	40,791(H21)	41,136	41,867	不明
年間商品販売額 (商業統計)	目標	194,250	198,059	201,867	205,676
	実績	190,441(H19)	不明 ※	不明 ※	不明

※ 公表データなし  
 (指標の考え方)

- 県内製造業における売上増加の指標として工業統計における製造品出荷額（従業員規模 300 人未満の事業者分）を用い、平成 21 年統計の数値を基準として、5 年間で 10%の成長を見込む。
- 県内卸売業・小売業における売上増加の指標として、商業統計における年間商品出荷額（従業員規模 100 人未満の卸売、従業員規模 50 人未満の小売事業者分）を用い、平成 19 年統計の数値を基準として、5 年間で 10%の成長を見込む。

上記成果指標について、商工会等による巡回指導や窓口相談と県内の製造品出荷額又は年間商品出荷額との間に因果関係を見出すのは困難ではないであろうか。

目標を達成しているか否かを把握するためには、①経営改善普及事業であれば、福岡県内の中小企業者に対する指導実施件数ないし指導実施割合等を指標とした方が自然である。また、②地域活性化事業であれば、特産品開発やまちおこし事業の事業化率、さらに、③地域における経営改善支援強化事業であれば、セミナー実施回数やセミナー参加者数またはアンケート結果等にすることが妥当であろう。

今回、追加資料を閲覧していく中で入手した「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
6. 小規模指導事業費

において、平成27年度KPI（重要業績評価指標）として「商工会議所、商工会の経営指導員による経営改善等指導企業数」を設定している。これによると、当初値(戦略策定時)41,451社、目標値（平成31年度末）48,000社、平成27年度進捗状況報告値 42,273社となっていた。

予算上の成果指標は、地方創生総合戦略のKPIと概ね整合すべきではないだろうか。予算・決算と地方創生総合戦略とにおいて異なる指標を採用し、異なる結果となった場合、例えば、一方は目標達成、もう一方は目標未達成となった場合、PDCAサイクルの運用が難しくなる。

特に、予算については、採用した指標の成果が翌年度以降の予算策定に活かされるものでなければ意味がない。当事業の成果指標設定については、より適切な指標へ変更するよう検討すべきである。

また、成果指標の実績について、「製造品出荷額」は、平成26年度の目標が43,228億円に対して、実績は41,867億円と、達成率96.9%であった。「年間商品販売額」は、平成26年度の目標が201,867億円に対して、実績は152,819億円と、達成率75.7%に留まっている。なお、「年間商品販売額」は平成26年度の実績公表データはあるが、それ以前の実績データは公表されていないため記載していない。実績を把握できる指標を成果指標とするよう検討すべきである。

なお、29年度事業から、総合戦略と整合する成果指標に変更する予定であるとともに、指標の変更により、毎年実績を把握できるようになる予定であることを申し添える。

## ② 適正な事業規模の設定について

当補助金の対象経費の多くを人件費が占めている。当補助金のうち、補助対象職員の設置費（俸給、手当、福利厚生費）で約8割を占めている。人件費は、人員一人当たりの単価に対象人数を乗じることにより算定される。人員一人当たりの単価は、「福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」により定められている。また、対象人員数は、「補助対象職員の設置基準」により定められている。これによると、経営指導員や補助員等の補助対象職員は主に以下の基準に従い設置されている。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 6. 小規模指導事業費

【補助対象職員の設置基準】

(「福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」より抜粋要約)

- 商工会等及び県連合会の経営指導員

(第1表) 経営指導員設置基準

小規模事業者数	経営指導員の設置定数
300 以下	1
301 ～ 1,000	2
1,001 ～ 30,000	2 + _____ (小規模事業者数) - 1,000
30,001 ～ 40,000	31 + _____ (小規模事業者数) - 30,000
40,001 ～ 60,000	41 + _____ (小規模事業者数) - 40,000
60,001 ～ 80,000	59 + _____ (小規模事業者数) - 60,000
80,001 ～ 100,000	75 + _____ (小規模事業者数) - 80,000
	1,350 (ただし、端数は切り上げ)

(第1-2表) 合併する商工会の経営指導員設置基準

小規模事業者数	経営指導員の設置定数
200 以下	1
201 ～ 400	2
401 ～ 600	3
601 ～ 1,000	4
1,001 ～ 1,500	5
1,501 ～ 2,000	6
2,001 ～ 3,000	7

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 6. 小規模指導事業費

○ 県連合会の商工会指導員  
 (第2表) 商工会指導員設置基準

商工会数	商工会指導員の設置定数
30 以下	6
31 ~ 40	7
41 ~ 50	8
51 ~ 65	9
66 ~ 80	10
81 ~ 100	11
101 ~ 120	12
121 ~ 140	13
141 ~ 160	14
161 以上	15

○ 商工会等及び県連合会の補助員  
 (第3表) 補助員設置基準

経営指導員の設置実数	補助員の設置定数
0 (ただし、合同設置に係る商工会等又は県連合会と共同して経営改善普及事業を実施している商工会の場合に限る。)	1
1 ~ 2	1
3 ~ 8	2
9 ~ 14	3
15 ~ 20	4
21 ~ 26	5
27 ~ 32	6
33 ~ 38	7
39 ~ 44	8
45 以上	1+ _____ (経営指導員設置実数) - 2 6 (ただし、端数は切り上げ)

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
6. 小規模指導事業費

【定数の設定方法について】

「補助対象職員の設置基準」について、そもそも国から移管された事業であり、国時代からの基準を踏襲しているが、現在は県単独の事業となっている。県からは、県内の小規模事業者にくまなく経営指導を行う必要があることから、原則小規模事業者の数に応じた定数とするともに、規模が小さな商工会等においても経営指導を十分に行き渡らせることに配慮して現在の定数を設定しているとの説明を受けたが、現在の県内における小規模指導事業のあり方、例えば、当事業以外の関連事業の内容・数等を踏まえ、また他県の状況も参考にしながら、随時見直すことを検討すべきである。

【定数の超過について】

現在、「補助対象職員の設置基準」の定数を超えた人件費への補助は行われていないが、定数の設定に当たり、市町村合併に伴う経過措置があるとの説明を受けた。経過措置を設定する趣旨は、商工会等の定数減に伴い、事業者に対するサービスの低下が生じないよう計画的な削減を行う必要があることや、すでに雇用されている商工会等の人員について、市町村合併を理由に解雇できないというものである。当該趣旨について理解はできるが、定数設置基準に従えば、不要な人員に対して補助金を支給していることになる。この点について、「補助対象職員の設置基準」においても「特に、商工会の定数超過については、県連合会が人事異動により早期に解消しなければならぬ」とされている。

したがって、市町村合併に伴う経過措置を早期に終了し、商工会等への配置転換等を要請していくことを検討すべきである。

なお、定数の超過については、現在では解消されている旨県より説明を受けたことを申し添える。

③ 実績報告の検討について

当事業が経営指導員等に対する補助金の継続支給を前提とした事業であるとすれば、いかに適切に補助金が活用されたかが重要であり、そのため、実績報告の検討を十分に実施すべきである。

たとえば、経営指導員の人数が変わらない状況において、指導件数が低下する商工会があったり、また、他の同規模商工会に比較して人数が変わらない状況において、指導件数が極端に少ない商工会があったりすれば、県として当該商工会を指導することが望まれる。

なお、現在、県全体での実績件数を集計し現状分析を担当課において実施しているとのことであるため、上記視点も踏まえて、PDCAサイクルを活用すべきである。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 6. 小規模指導事業費

【実績の検証（団体別補助対象職員一人当たり指導件数）】

県担当課より「平成27年度巡回・窓口指導実績（団体別）」と「補助対象職員数（平成27年4月1日）」を入手し、2つの表を合算して団体別補助対象職員一人当たり指導件数を算出し、商工会等合計における平均値と各団体の数値を比較した。

なお、補助対象職員には、巡回指導を行う経営指導員と、記帳や税務等の指導を行う補助員・記帳専任職員がいる。このうち、県に報告している巡回・窓口指導件数は経営指導員が実施したものであるが、ここでは、仮に全補助対象職員を対象として1人当たりの件数を算出した。

上記の比較を実施した結果、「商工会等計」における平均的な補助対象職員一人当たり指導件数は、巡回指導が151件、窓口指導が139件であった（福岡県商工連合会は指導内容が他の商工会とは異なるため比較対象外とした）。これらの平均値と各商工会等の実績値を比較したところ、平均値に比較して50%未満の商工会等は、巡回指導で19団体、窓口指導で20団体であった。そのうち巡回指導及び窓口指導の両方が50%未満の商工会等は5団体であった。

件数で見ると、補助対象職員一人当たり巡回指導件数が最も多いのは438件、最も少ないのは16件であり、約27倍の差があった。また、補助対象職員一人当たり窓口指導件数が最も多いのは420件、最も少ないのは16件であり、約26倍の差があった。これは、最も多い商工会は1日2件程度の巡回指導を実施していることになり、最も少ない商工会は月1件程度の巡回指導を実施していることになる。補助対象職員の業務は、地域の商工業者に対する税務・労務・記帳などの相談・指導、講習会開催、金融機関への融資あっせん、販路開拓のための展示会や高談会の開催・出展支援、特産品開発などの地域活性化事業の実施など多岐にわたるが、補助金の計算は、職員の設置数×設置月数により計算されるため（以下の補助金交付基準を参照）、毎日のように指導している商工会等への補助は問題ないとしても、指導回数が少ない商工会等へ月給に相当する経費の補助を行うことが適正といえるのか検討すべきである。また、回数のみでその適正性を測定できないのであれば、その他の具体的な成果指標も活用しながら各商工会等の成果を検証し、県民に対して当事業に係る県民負担の金額的妥当性について説明することを検討すべきである。

【補助金交付基準】（補助金交付要綱の一部抜粋）

・経費区分「棒給」の算定基準

1. 商工会議所

- (1) 経営指導員及び専門経営指導員（以下「経営指導員等」という。）の給与補助月額（ただし、交付基準単価は@278,900円）×経営指導員等の設置数×設置月数
- (2) @193,500円×経営指導員研修生の設置数×設置月数
- (3) 補助員の給与補助月額（ただし、交付基準単価は@176,100円）×補助員の設置数×設置月数
- (4) @151,800円×記帳専任職員の設置数×設置月数

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 6. 小規模指導事業費

2. 県連合会（商工会で勤務する者に係るものは1によること）

- (1) @294,200 円×商工会指導員の設置数×設置月数  
 (2) @278,900 円×経営指導員（知事が必要と認める人数）の設置数×設置月数  
 (3) @278,900 円×専門経営指導員の設置数×設置月数  
 (4) @193,500 円×経営指導員研修生の設置数×設置月数  
 (5) @198,700 円×補助員の設置数×設置月数  
 (6) @177,600 円×補助員（知事が必要と認める人数）の設置数×設置月数

④ 指導監査の結果について

県の担当課においては、商工会等に対して指導監査を毎年実施している。4箇所に出先事務所があり（福岡、久留米、北九州、飯塚の各中小企業振興事務所）、すべての商工会等を2年間で巡回している。指導監査に当たっては、「指導監査実施方針」を協議のうえで決定している。ここでは重点項目を毎年度設定している。各商工会等へ出向いての指導監査の実施に当たっては、チェックリストに従って実施している。

指導監査を実施した結果はとりまとめられ、翌年度の「指導監査実施方針」を協議する際にフィードバックされ、翌年度の監査に活用されている。平成27年度指導監査実施方針によれば、以下のような記載があり、各商工会等の組織運営に課題があり、経営改善普及事業の必要性を対外的に説明することの重要性を理解できていない商工会等が存在することとを前提した監査の実施であったことがうかがえる。

【平成27年度指導監査実施方針】

1 実施方針

事務処理体制の問題点等については、各中小企業振興事務所における指導監査でも毎年指摘がなされているが、平成26年度の指導監査において、会員加入・脱退手続きや休日勤務に係る事務処理について、法令等に基づいた適正な処理がなされていないものが散見されたため、改善指導を行ったところがある。引き続き、法令、諸規定を遵守した組織運営を指導していくとともに、公益性の高い団体であることを強く再認識させる必要がある。

また、県の厳しい財政状況の中、経営改善普及事業の必要性を対外的に説明するためにも、同事業の目標を設定の上、成果を示すように求められているところである。経営カルテ及び業務日誌については、日々の指導業務の状況を記録することで、同事業の成果を示す根幹となるものである。しかしながら過年度の指導監査報告を確認しても、その対応状況については、依然として不十分な団体も散見されることから、引き続き重点的に改善指導が必要であると考えられる。

以上の観点から、本年度は、下記の事項を重点項目として、指導監査を実施する。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 (福岡県信用保証協会含む)  
 [ 2 ] 中小企業振興課 (福岡県)  
 6. 小規模指導事業費

2 重点項目

- (1) 補助金が適正に執行されているか  
 ア 旅費、各種手当等の確認 (規程、命令書、認定書類、領収書、給与台帳等)  
 イ 講習会等開催費の経費の確認 (開催伺い、関係事跡、領収書、参加費徴収及びその計上等)  
 ウ 特定事業の経費の確認 (謝金根拠、支出伺い、領収書、振込事跡等)
- (2) 経営カルテ及び業務日誌は適切に作成されているか  
 商工会は県連が各商工会へ平成 22 年度に通知している「記載の必須項目」を基準に指導。商工会議所も同レベルの基準で確認を行い、最低限記入すべき事項について、統一基準で共通認識を持つ。

また、指導監査のとおりまとめ結果である「平成 27 年度商工会等監査結果に係る各中小企業振興事務所の意見」によれば、以下のような記載があり、監査重点項目であった「経営カルテ及び業務日誌」の項目について、「記載内容が不十分」と総括する出先事務所もあった。

【監査重点項目に関する各中小企業振興事務所の意見】

(「平成 27 年度商工会等指導監査結果に係る各中小企業振興事務所の意見」より該当箇所を抜粋)

中小企業振興事務所名	福岡	久留米	北九州	飯塚
監査実施団体数	商工会議所：0 商工会：9	商工会議所：3 商工会：7	商工会議所：3 商工会：3	商工会議所：3 商工会：7
経営カルテ及び業務日誌【重点項目】	○記載内容が不十分。	○記載内容が不十分な事例が散見される。	○記載内容に個人差があり、指導内容の詳細が不明なものなど不十分なものが見受けられる。	○記載内容が不十分で出張の事実が明確に確認できないケースが見受けられる。

当事業の効果は各商工会等による小規模事業者への経営指導の結果により測られるべきものと考えられる。したがって、県は県民に対して当事業の成果を十分説明できるだけの経営指導の結果を得られるような各商工会等への指導について検討すべきである。

⑤ 実績報告の情報公開について

前述したとおり、現状では、当事業の必要性や有効性が県民に対して十分に説明されていない。この点について、愛知県においては、『小規模事業経営支援事業費補助金に係る商工会及び商工会議所の実績報告の概要について』及び『愛知県内商工会、商工会議所の平成 27 年度実績報告の概要 (小規模事業経営支援事業費補助金関係)』を愛知県 HP 上に

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
福岡県信用保証協会含む）  
〔2〕 中小企業振興課  
6. 小規模指導事業費

て公開している。この趣旨は以下のとおりである。

『愛知県内の小規模事業者は企業数で約85%を占めていますが、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。

こうした中、県では、商工会、商工会議所が小規模事業者の経営改善のために行う巡回指導等に要する経費について補助することにより、小規模事業者が直面する課題の解決と持続的な経営発展の実現を図っています。

小規模事業者を取り巻く経済環境が依然として厳しい中、商工会、商工会議所が小規模事業者のために実施する経営改善事業は、よりきめ細かく、地域の実情に沿った内容であることが求められるとともに、補助事業としての透明性の確保が求められています。

そのため、この補助事業については、平成21年度から毎年、商工会、商工会議所が自ら事業目標を掲げ、その事業実績について利用者からの評価結果を公表しています。』

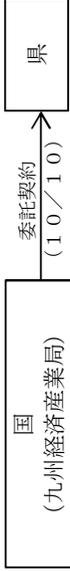
このような愛知県の実績は、県の説明責任を果たす取組みとして参考になる。補助金の支給を前提とした制度設計であればこそ、県民への説明責任を果たすため、より積極的な情報公開を行うことが望まれる。

なお、平成28年3月に策定した中小企業振興基本計画に従って、商工会等の経営指導員の活動をはじめとする県の施策の実施状況について公表する予定であると県から説明を受けたことを申し添える。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 2 ] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 7. 企業経営者等人権啓発事業費

## 7. 企業経営者等人権啓発事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 企業の経営者 (役員等) に対し人権問題に対する理解と協力を求めるため、「企業経営者向け人権啓発セミナー」を県内 4 ヶ所で開催し、企業活動における人権問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る。                  (企業活動における様々な人権問題に対する理解と差別意識の解消)</p>
事業内容	<p>○ 国 (中小企業庁) の委託事業 (人権啓発支援事業) により実施するもので、企業のトップに対する講演会等を開催し、企業全体の人権意識の高揚を図り、人権啓発を推進するもの。</p> <p>○ セミナー開催内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催場所：県内の 4 会場 (福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市)</li> <li>・ テーマ：企業経営者人権啓発セミナー</li> <li>・ 講演内容：                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業の社会的責任と人権意識</li> <li>② 各地区内企業経営者等からの事例発表</li> <li>③ 公正な採用選考について</li> </ol> </li> </ul> <p>○ 事業スキーム図</p> <div style="text-align: center;">  <pre>                     graph TD                         A["国 (九州経済産業局)"] -- "委託契約 (10/10)" --&gt; B["県"]                     </pre> </div>
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">&lt;人権啓発事業実施&gt;</p> <p>(主催)                  福岡県、九州経済産業局、厚生労働省                  福岡労働局、福岡県商工会議所連合会、                  福岡県商工会連合会、福岡県中小企業                  団体中央会                  ・ 人権啓発セミナー開催                  ・ 人権啓発ポスター制作・配布</p>	
根拠法令・通達等	九州経済産業局と県との双務契約
事業期間	H15～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>
事業費	【予算額】 3,305 千円 【決算額】 2,404 千円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 7. 企業経営者等権啓発事業費

(2) 監査手続

当事業は、国からの受託事業であることから、受託事務の管理やセミナーの開催状況に焦点をあてた監査を実施した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 成果指標の目標設定について

当事業は国 (九州経済産業局) からの受託事業である。当該事業の委託元である経済産業省においては、成果目標として「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」とし、また、活動指標として「セミナー等の参加者数」としている。これに対して、県の成果指標は「参加者数」となっている。成果指標の達成状況は、平成27年度の目標800人に対して実績は950人と目標値を超過している。

【成果指標の達成状況】

成果指標	基準 (H18)	H23	H24	H25	H26	目標
						(H27)
(セミナー) 参加者数	目標	800	800	800	800	800
	実績	693	754	812	862	950

(単位：人)

県の成果指標は達成しているが、委託元の国の成果目標は「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」であるため、国の成果目標との整合性について検討すべきではないかと思われる。

【セミナーアンケート結果】

質問：今回のセミナーにより、人権にかかる企業の社会的責任に対する意識が深まったか  
 (単位：人)

回答	合計	百分比	福岡	北九州	筑後	筑豊
非常に深まった	256	39.6%	69	47	94	46
少し深まった	352	54.4%	98	67	106	81
あまり深まらなかった	32	4.9%	7	4	8	13
分からない	7	1.1%	1	3	1	2
計	647	100.0%	175	121	209	142

(出所：平成27年度 企業経営者人権啓発セミナー アンケート集計結果)

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 8. 中小企業団体組織強化対策費

## 8. 中小企業団体組織強化対策費

### (1) 事業概要

事業目的		
○ 県内中小企業の高度化・近代化を促進し、経済的地位の向上を図るため、中小企業団体の指導・育成を行う。		
事業内容		
中小企業団体を指導、育成し、県内中小企業の経済的地位の向上を図るため、下記中小企業団体の事業実施等に必要経費を補助する。		
○ 補助金の種類		
補助金名	補助対象事業	補助対象経費
ソフトウェア人材育成事業費補助金	・ソフトウェア人材育成事業	給与及び諸手当、福利厚生費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料
情報サービス産業振興事業費補助金	・普及啓発事業	給与及び諸手当、福利厚生費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
火災共済普及振興事業費補助金	・火災共済普及振興事業	給与及び諸手当、福利厚生費、旅費、需用費、役員費
繊維産業振興事業費補助金	・近代化高度化推進事業 ・調査研究事業 ・労働対策事業 ・幹旋事業	報償費、旅費、需用費、役員費
建設関連産業振興事業費補助金	・近代化・高度化推進費事業 ・安定化振興対策事業 ・需要開拓事業 ・調査研究事業 ・労働対策事業	給与及び諸手当、福利厚生費、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
食品産業振興事業費補助金	・近代化・合理化推進事業 ・組織化・高度化推進事業 ・消費・環境対策事業	給与及び諸手当、福利厚生費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助金
青果食品小売業振興事業費補助金	・教育研修事業 ・組織強化対策事業	報償費、需用費、役員費、使用料及び賃借料
中小企業診断活性化事業費補助金	・広報研修事業	給与及び諸手当、福利厚生費、需用費
機械金属工業振興事業費補助金	・近代化・高度化事業 ・安定振興対策事業 ・機械金属工業振興事業	給与及び諸手当、福利厚生費、賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、旅費、備品購入費、負担金及び補助金

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 8. 中小企業団体組織強化対策費

## ○ 補助率

- ・ 知事が別に定める額
- ・ 各補助金の補助金交付要綱によると、補助率は定額とされ、補助基準額と補助対象経費の実支出額とのいずれか少ない方の額とされている。

補助金名	補助基準額 (千円)
ソフトウェア人材育成事業費補助金	10,000
情報サービス産業振興事業費補助金	6,100
火災共済普及振興事業費補助金	3,000
繊維産業振興事業費補助金	700
建設関連産業振興事業費補助金	4,300
食品産業振興事業費補助金	4,000
青果食品小売業振興事業費補助金	500
中小企業診断活性化事業費補助金	3,000
機械金属工業振興事業費補助金	10,500

根拠法令・通達等	福岡県補助金交付規則、ソフトウェア人材育成事業費補助金交付要綱等 (9 団体分)		
事業期間	S31～		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 42,100 千円 【決算額】 42,100 千円		

## (2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理に焦点をあて監査を実施した。

## (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

## (4) 意見

## ① 補助対象事業の検討及び成果指標の設定について

事業の目的は「県内中小企業の高度化・近代化を促進し、経済的地位の向上を図るため、中小企業団体の指導・育成を行う」ことであるが、具体的には何を目標しているのか分かり難い。具体的に事業内容を見ると、当事業は 9 つの補助金により構成されており、多岐にわたっている。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 8. 中小企業団体組織強化対策費

## 【補助金の種類】

補助金の種類	助成先団体名
① ソフトウェア人材育成事業費補助金	株式会社福岡ソフトウェアセンター
② 情報サービス産業振興事業費補助金	一般社団法人福岡県情報サービス産業協会
③ 火災共済普及振興事業費補助金	福岡県火災共済協同組合
④ 繊維産業振興事業費補助金	福岡県繊維産業協議会
⑤ 建設関連産業振興事業費	福岡県建設関連産業協議会
⑥ 食品産業振興事業費補助金	福岡県食品産業協議会
⑦ 青果食品小売業振興事業費補助金	福岡県青果食品商業協同組合連合会
⑧ 中小企業診断活性化事業費補助金	一般社団法人福岡県中小企業診断士協会
⑨ 機械金属工業振興事業費補助金	一般社団法人福岡県機械金属工業連合会

事業目的に照らし、補助すべき団体が上記 9 団体で良いのか、県から必要性について説明を受けたものの、選定に関する理由が十分とはいえない。定額の補助金を毎年度支給しているが、事業の必要性を毎年度検討し、必要と判断した理由を明らかにすることが望まれる。

また、当事業は成果指標の設定がされていない。理由として、「各団体の事業内容は多岐に渡っており、事業としての定量的評価は困難」と記載されている。補助事業について、成果指標による成果測定を実施しないことは不適切であり、改善することが望まれる。

また、補助金交付申請時には、各団体の事業計画を入手し、実績把握のために実績報告書を手入しているようであるが、その内容は十分とはいえない。

このような状況では、PDCA サイクルが有効に機能しているとはいえず、県民が納得できる実績報告を求め、県として適切に実績を評価すべきである。そのために、まずは、成果指標を設定することが望まれる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 9-1. 行きたくなる商店街づくり事業費

## 9-1. 行きたくなる商店街づくり事業費

### (1) 事業概要

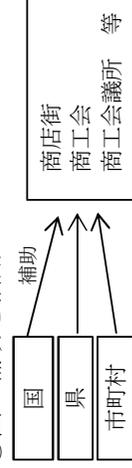
事業目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意欲ある商店街が行う、消費者や地域住民の視点に立ち、地域住民のニーズに沿った活性化事業に対して支援を行う。</li> <li>○ 地域の商店街が、身近な買い物場、地域コミュニティの担い手として大型店にはない魅力を提供することで、商店街の地域における存在意義を引き立て、真に必要なとされるようになることとなり、商店街の活性化につながる。</li> </ul>
事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行きたくなる商店街づくり事業補助金            商店街が実施する、安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、NPO、大学、地域住民と連携して行うイベントなど、地域住民が「商店街に行きたくなる」ような取組を支援し、商店街の活性化を図る。            中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画の認定事業等に対する国の補助制度を積極的に活用した支援や、計画の目標達成に効果的な事業について、市町村への負担を求めたうえで、効率的に実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象者：商店街、商工会議所、商工会 等</li> <li>・ 補助対象経費：施設整備事業（アーケードの改修や街路灯照明のLED化等の施設整備に要する経費）、活性化支援事業（空き店舗を活用した健康教育室や生涯学習講座の開催、NPO、大学等と連携したイベントの開催、宅配サービス・出張商店街などの買い物支援等に要する経費）</li> </ul> </li> </ul> <p>補助率：① 経済産業省の補助金の採択を受けた事業 1/18 1/12 1/9          ②①以外の事業 1/3</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見交流会の開催            一定の商業集積はあるものの、商店街としての活動を十分に行うことができていない地区があるため、商店街としての活性化に向けた活動のきっかけ作りを目的として、意見交流会を開催するもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容：地域活性化の専門家を講師として招聘し、課題抽出から活性化プラン策定までを全3回の意見交流形式で実施。</li> <li>・ 出席者：商店主、商工会議所・商工会職員、市町村職員、専門家、県職員                (60名程度)</li> </ul> </li> </ul>

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 9-1. 行きたくない商店街づくり事業費

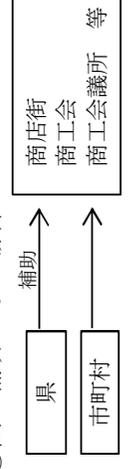
○ 事業スキーム図

1. 行きたくない商店街づくり事業補助金

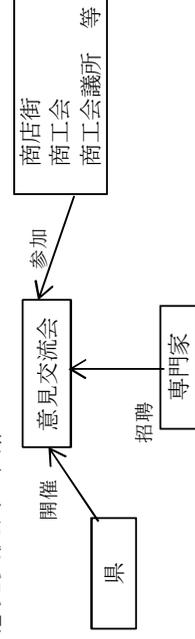
① 国の補助を活用



② 国の補助がない場合



2. 意見交流会の開催



根拠法令・通達等 なし (補助対象事業の実施については法令上の抵触はない。)

事業期間	H24～H29
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 17,906 千円 【決算額】 9,385 千円

(2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理に焦点をあて監査を実施した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 成果指標の設定について

当事業の目標は、「行きたくない商店街づくり事業による商店街の再生・活性化」とされている。この目的に関する成果指標は「本事業を活用した商店街等の数」となっており、成果指標が当事業を目標件数だけ利用したか否かで評価される。すなわち当事業は補助事業であるため、補助するだけで目標達成となってしまう。商店街の再生・活性化が目標ならば、補助金を支給した商店街が企画した再生・活性化に関連する事業等の件数等を指標とすべきである。

なお、県においては、平成 27 年度の途中から、「すべての補助団体がそれぞれ設定する目標値を超えること」を成果指標に加えていることを申し添える。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
9-1. 行きたくなくなる商店街づくり事業費

② 実績報告について

行きたくなくなる商店街づくり事業補助金を支給した各団体より実績報告書を入力しているが、各団体における目標の達成状況を見ると、必ずしも目標を達成できていない。例えば、小郡市商店街活性化がんばろう会の場合、来場者数の目標676名に対して実績311名(46.0%)、抽選回数（スタンプカード回収数）の目標10,549回に対して実績4,279回（40.6%）と低調であった。目標値は前年度比10%増であったため、前年度実績と比較しても半減している。実績の大幅低下は、委員会の開催遅延等の補助金申請先の諸事情によることが原因とされている。

この点について、県として改善を要望する、翌年度の補助を再検討する等、目標の達成状況に応じた対応を行うことが望まれる。

なお、担当課によると、当事業への補助は単年度限りであり平成27年度にて終了している。平成28年度は、目標設定の方法から各団体を指導しており、成果指標が達成できなければ、翌年度へ向けた改善を指導していくとの説明を受けていることを申し添える。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 9-2. 行きたくなる商店街づくり事業費 (まちづくりと一体となった商店街活性化支援費)

## 9-2. 行きたくなる商店街づくり事業費 (まちづくりと一体となった商店街活性化支援費)

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 中心市街地活性化基本計画に基づく居住人口・交流人口の増加が見込まれる各種事業に併せ、そこに集まる人の流れを商店街に呼び込むため、商店街に魅力ある店舗を誘致・集積させ、集客力を向上させる取組を進める。</p> <p>○ まちづくりに関する他の事業と一体となった商店街活性化が見込まれる地域に重点支援することによって商店街再生のモデルを創出する。</p>
事業内容	<p>中心市街地活性化基本計画認定区域の商店街を対象に、商店街に今までにない新たな魅力が加わるよう、個性があり集客が見込める店舗の誘致や、店舗の魅力向上を図る取組を支援する。</p> <p>○ 補助金名 福岡県行きたくなる商店街づくり事業補助金 (特別事業)</p> <p>○ 補助対象者 商工会議所、まちづくり会社 等</p> <p>○ 補助対象経費 ・誘致に要する経費                  ・店舗の魅力向上を図る取組に要する経費</p> <p>○ 補助率 1/2以内</p> <p>○ 補助期間 平成25年度～平成30年度</p> <p>○ 事業箇所 久留米市中心商店街、飯塚市中心商店街の2か所</p> <p>○ 店舗誘致の流れ</p>
事業スキーム図	
根拠法令・通達等	なし
事業期間	H25～H30 (H25 重点)
主な実施方法	直接執行 <u>助成</u> 委託 その他
事業費	行きたくなる商店街づくり事業費を含む

(2) 監査手続  
 当事業は、補助事業であることから、補助金の管理に焦点をあて監査を実施した。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 9-2. 行きたくなる商店街づくり事業費（まちづくりと一体となった商店街活性化支援費）

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 目標の達成状況について

予算説明資料において、成果指標として「店舗誘致数」を挙げているが、実績が目標を達成できていない。目標は、平成25年度3件、平成26年度3件、平成27年度6件としていた。これに対して実績は、平成25年度2件、平成26年度2件、平成27年度1件と低迷している。

このように計画未達の状況にも関わらず、平成27年度は事業箇所を1地域から2地域へ増加している。

【成果指標の達成状況】

成果指標	基準	H25	H26	H27
店舗誘致数	目標	年間3件	3件	3件
	実績	—	2件	2件

この点について、担当課によると、中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくりと一体となった取組みを推進している久留米市中心商店街をモデル商店街に選んでこれまで補助してきたとおり、他地域と比較してモデル商店街となり得る先を選んでいる。各商店街への入居希望者についても、書類審査やヒアリング等により入居後に商店街の将来の担い手となり得る人を厳選するため、達成状況は低調となっていることであった。また、久留米市中心商店街の他、平成27年度からは飯塚市中心商店街も追加している。同商店街における取組みは、久留米市中心商店街と同様の取組みであることから、年間3件を目標としたことであった。平成27年度は上記と同様の理由から結果はゼロであったが、平成28年度は好調である。なお、補助期間は平成27及び28年度の2ヶ年のみであった。

上記のような目標と実績に乖離がある状況において、新たな目標設定を行う場合は、過去の実績評価も加味した上で合理的な根拠を明示すべきである。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 (福岡県信用保証協会含む)  
 [2] 中小企業振興課  
 10. 商店街指導育成事業費

## 10. 商店街指導育成事業費

### (1) 事業概要

事業目的		
○ 活性化の取組の主体である商店街関係者に活性化に関する具体的なノウハウ・知識を習得する機会を提供し、効果的な取組を促進し、県内における商店街活性化の意識向上を促進する。		
事業内容		
商店街の指導育成を行う福岡県商店街振興組合連合会（県振連）及び福岡県商店街連合会（県商連）の活動支援を通じ、県内商店街の人材育成を推進し、もって商店街の活性化を図る。		
○ 補助金名	福岡県商店街指導育成事業費補助金	
○ 対象経費	旅費、通信運搬費、借料・損料、消耗品費、雑役務費、講師謝金、講師旅費、会場借料、印刷製本費、会議費、消耗品費等	
○ 補助率	・・・10/10	
○ 補助事業	・・・県振連及び県商連がそれぞれ又は共同して行う下記の事業	
事業名	事業内容	主な研修内容
① 商店街指導事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内商店街に対する巡回指導の実施</li> <li>商店街への指導育成事業を行うための管理費及び職員設置費</li> </ul>	地域商店街活性化法、商店街ブランドづくり
② 商店街活性化講習会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の商店街ごとの課題を解決するため、商店街全体の活動の活性化を図る「商店街レベルアップ講習会」及び個店の魅力向上に特化した「個店の魅力アップ講習会」の実施。</li> <li>商店街活性化講習会事業で習得した知識やノウハウ等を活かした実践活動に対する支援。</li> </ul>	先進取組事例の研究、地域資源を活用した活性化、イベント研究 地域資源を活用したイベントの開催
③ 商店街地域連携研修会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内商店街やNPO等地域団体との連携を図るための勉強会、意見交換会、連携事業検討会を開催する。</li> </ul>	商店街と地域団体との連携によるまちづくり
○ 補助期間・・・平成26年～平成28年 ○ 事業スキーム図		
<pre>                     graph TD                         A[県] -- 補助金 --&gt; B[福岡県商店街振興組合連合会]                         A -- 補助金 --&gt; C[福岡県商店街連合会]                         B -- 事業実施 --&gt; D["① 商店街指導事業 ② 商店街活性化講習会事業 ③ 商店街地域連携研修会事業"]                     </pre>		
根拠法令・通達等		
商店街振興組合法		
事業期間		
H26～H28		
主な実施方法		
直接執行		助成 委託 その他
事業費		
【予算額】 9,779 千円		【決算額】 9,779 千円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
福岡県信用保証協会含む)  
[2] 中小企業振興課  
10. 商店街指導育成事業費

(2) 監査手続

当事業は、補助事業であることから、補助金の管理に焦点をあて監査を実施した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 旅費の請求について (宿泊費・航空運賃)

a. 宿泊費について

福岡県商店街振興組合連合会に対する福岡県商店街指導育成事業費補助金の支給に関して、旅費請求書の写しを入手している。これを見ると、たとえば、大分市内のホテルにおける講習会・連絡会議に参加した際の宿泊費は1泊12,000円で定額支給している。領収書を受領していないため実費を確認できていないが、支給額と実費の差額は不要であることから、当補助事業の目的を勘案すれば、実費相当額を補助することが望まれる。

b. 航空運賃について

東京都内のホテルにおける通常総会・役員研修会への参加に当たり、宿泊費15,000円その他、航空運賃58,120円を含む計81,950円を支給しているが、添付されている領収書によると、航空運賃は48,380円であった。上記申請時の航空運賃58,120円から実費48,380円を控除した9,740円は航空運賃ではなく、不要であることから、当補助事業の目的を勘案すれば、実費相当額を補助することが望まれる。

近年の傾向として、民間企業はもとより、地方自治体においても実費精算の流れとなっており、速やかに実費相当額の補助へ変更することが望まれる。

また、県について、旅費に関連する条例等を見ると、以下のとおりであった。

「福岡県職員等の旅費に関する条例」

(航空賃)

第十四条 航空賃の額は、旅客運賃及び特別座席料金による。

2 特別座席料金の支給要件その他航空賃の支給方法は、規則で定める。

(宿泊料)

第十七条 宿泊料の額は、一夜当たり一万九百円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

- II. 各論 (結果及び意見)
- 福岡県信用保証協会含む)
- [2] 中小企業振興課
- 10. 商店街指導育成事業費

「福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則」  
(航空賃)

第十一条 条例第十四条第一項に規定する特別座席料金は、特別座席料金を徴する航空機による旅行で知事が特に必要と認められたものに限りに限り、支給する。

これによると県の場合、宿泊費は1泊10,900円の定額である。県の説明では、宿泊費には用務地から宿泊地までの交通費等が含まれるとのことだが、支給額と実費との差額は不要であることから、現在の民間企業の規程や税務調査の状況を勘案すると、実費支給が望まれる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1. 地域商品券による地域経済活性化支援費

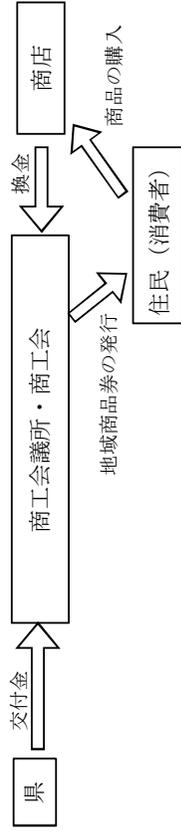
### 1.1. 地域商品券による地域経済活性化支援費

#### (1) 事業概要

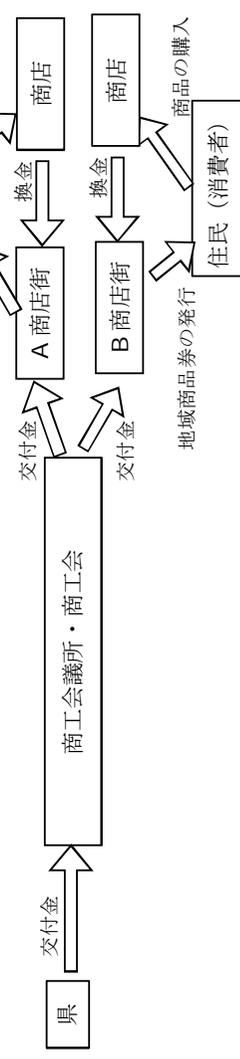
事業目的	<p>○ 地域商品券の取組みは県内で定着し、地域内の消費喚起・拡大に大きな効果が上がっているほか、各地域において商品券の発行を契機に消費者を呼び込む工夫がなされており、商店街の活性化にも大きく寄与している。</p> <p>○ これらの政策効果に鑑み、効果の高い消費喚起策として地域経済の活性化に意欲ある団体が行う商品券発行を引き続き支援し、県内商店街の活性化を図っていく。</p>
------	--

事業内容	<p>○ 商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、発行に係る事務経費及びプレミアムの一部について、交付金として交付する。</p> <p>① 交付金名：福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費交付金</p> <p>② 交付対象経費</p> <p>委員等謝金、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、印刷製本費、手数料、無体財産購入費、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、プレミアム分の経費</p>
------	---

#### 【発行主体が商工会議所・商工会】



#### 【発行主体が商店街】



根拠法令・通達等	—
事業期間	H21～
主な実施方法	助成 委託 その他
事業費	【予算額】1,552,144千円 【決算額】1,514,887千円

- II. 各論 (結果及び意見)
- [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)
  - 1 1. 地域商品券による地域経済活性化支援費

(2) 監査手続

当事業は補助事業であるから、補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1 2. 中小企業販売力強化支援費

## 1 2. 中小企業販売力強化支援費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 商工会議所・商工会の経営指導員による「伴走型」の支援体制を活用し、意欲ある中小企業・小規模事業者の販路開拓・取引拡大支援を行うことで、その従業員の処遇向上を目指す。
事業内容	○ 事業内容 県内中小企業・小規模事業者を対象に、各種セミナー及び商談会等の出展支援を行う。 ○ 事業実施体制 ・福岡県商工会連合会へ事業を委託 ・商工会議所・商工会を通じて県内外への商談会等の出展を支援（経営指導員による伴走支援） ○ 対象事業者 1 2 5社を目標に公募 ・条件 県内に事業者のある中小企業者」「従業員を雇用（パート・アルバイト含む）」 処遇改善宣言を行うこと」「事業の取組みにあたり、経営指導員等の支援を受けること」 ○ 事業の流れ 
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】92,806千円 【決算額】88,094千円

### (2) 監査手続

当事業の一部に委託が含まれるため、委託業務の管理に焦点をあてた監査を実施した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
（福岡県信用保証協会含む）  
[2] 中小企業振興課  
1 2. 中小企業販売力強化支援費

(4) 意見

① 出展（処遇改善）結果の徴収について

中小企業販売力強化支援事業委託事業仕様書によれば、従業員の処遇改善を宣言する事業者（以下「取組事業者」という。）から商談会等へ出展後3カ月、6カ月後に、商談会等の成果や従業員の処遇改善状況について報告を徴収することとされている。当該規定に基づき、事業の委託先である福岡県商工会連合会では出展後3カ月、6カ月後に、商談会等の成果や従業員の処遇改善状況についてアンケートを徴収することとしている。

出展3カ月、6カ月後アンケートの提出状況については、取組事業者一覧表にて管理されており、県では福岡県商工会連合会にて作成された取組事業者一覧表を入手することで、出展（処遇改善）結果を把握している。

取組事業者一覧表によれば、出展3カ月、6カ月後アンケートの提出状況について提出の有無を確認するチェック様式はあるものの、未提出のものについては、その都度福岡県商工会連合会に対して確認する必要がある。確認の結果に対して文書による保管もされていない。

出展結果の成果は重要な情報であり、結果が未提出の事業者については、未提出の理由を明確にできるよう、①アンケート管理簿の作成又は②現行の取組事業者一覧表に未提出の理由を記載するような様式に変更する等の対策を講じることが望まれる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1.3. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業事務費

### 1.3. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業事務費

#### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 高度化融資制度は、中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業に対し、独立行政法人中小企業基盤機構と県が一体となって資金及びアドバイザーの両面から支援する制度。</p> <p>○ 小規模企業者等設備導入資金は、中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付を行うことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とするものであり、平成11年度までは「設備近代化資金」として県の直貸、平成12年度からは「小規模企業者等設備導入資金」として(公財)中小企業振興センターへ業務移管している。</p> <p>○ 中小企業が抱える種々の問題に応じた指導・助言を行うための支援体制を整備する。これら貸付金の貸付、債権管理及び診断事務の円滑化を図るための所要経費である。</p>
事業内容	<p>○ 高度化資金の貸付に伴う調査・指導、債権の管理、督促及び診断等に要する事務経費</p> <p>○ 小規模企業者等設備導入資金の(公財)中小企業振興センターへの貸付等、設備近代化資金の貸付債権の管理、督促等に要する事務経費</p> <p>○ 中小企業診断能力の養成及び向上を目的とした研修に参加するための経費</p> <p>上記の事務にかかる主な内容</p> <p>① 貸付希望先の調査、指導等</p> <p>② 中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構との連絡調整</p> <p>③ 貸付先債権の管理、延滞債権の調査、督促等*H17年度から延滞債権の管理回収業務について、債権回収会社(サービサー)へ委託。</p> <p>④ 各種会議、各種研修会への参加</p> <p>⑤ 高度化資金貸付、返済条件変更にかかる診断</p>
根拠法令・通達等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、小規模企業者等設備導入資金助成法、中小企業支援法
事業期間	S31～H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】16,777千円 【決算額】6,519千円

#### (2) 監査手続

貸付事業及び関連する債権管理事務等については小規模企業者等設備導入資金助成費、高度化資金助成費にて検討。ここでは、中小企業診断能力の養成及び向上を目的とした研修参加費用に焦点を当てて監査を実施した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

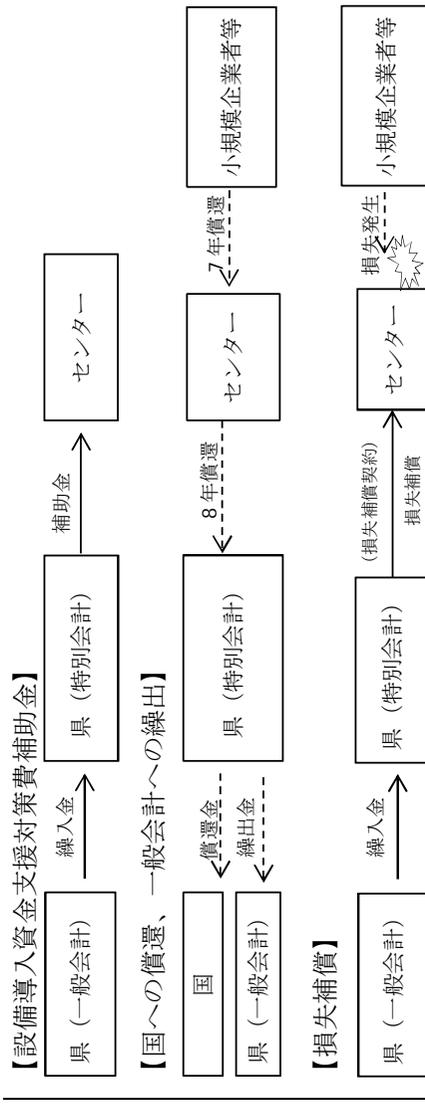
- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1 4. 小規模企業者等設備導入資金助成費

## 1 4. 小規模企業者等設備導入資金助成費

### (1) 事業概要

事業目的
<p>○小規模企業者が創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を行う際の資金調達等を容易にするため、景気動向や企業者の設備投資意欲、市中金利の動向等を元に事業規模を適宜増減し、民間事業者の営業姿勢に左右されない、安定した適切な公的設備導入支援制度を実施する。</p>
事業内容
<p>助成法の廃止に伴い、平成26年度末をもって新規貸付が終了し、事業内容としては、(公財)福岡県中小企業振興センター（以下「センター」という。）が実施する債権管理・回収業務を継続して行う際の必要経費を助成する。「小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金」、「特別会計における小規模企業者等設備導入資金貸付事業の繰越金の償還及び繰出し」、「小規模企業者等設備導入資金損失補償」となる。</p> <p>○ 小規模企業者等設備導入資金貸付【平成26年度末をもって新規貸付終了】        小規模企業者等設備導入資金助成法（助成法）に基づき、センターが実施する小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に強化支援する事業（設備資金貸付事業及び設備貸与事業）に必要な資金を無利子で貸し付ける。</p> <p>○ 小規模企業等設備導入資金支援対策費補助金        無利子のため収益が見込めない設備資金貸付事業を県からセンターに移管したことに伴い、同事業の実施に必要な管理費・事業費等を補助する。</p> <p>○ 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金        機械類信用保険の廃止に伴い、貸倒れ対策の代替制度として、保険収支差額に相当する額をセンターに対し補助する。</p> <p>○ 特別会計における小規模企業者等設備導入資金貸付事業の繰越金の償還及び繰出し        繰越金が全国的に多額となっていることから、特別会計の繰越金の余剰金について国への償還及び県一般会計への繰出しを行う。</p> <p>○ 小規模企業者等設備導入資金損失補償        センターが実施する資金貸付事業、設備貸与事業及び設備貸与事業（特別枠）について生じた損失の補償を同センターに対し行う。</p>

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1 4. 小規模企業者等設備導入資金助成費



根拠法令・通達等	小規模企業者等設備導入資金助成法 (助成法) H27.3.31 廃止 ※経過措置により債権管理が終了するまでの間は、助成法に基づく特別会計は存続	
事業期間	S31年度～H34年度	
主な実施方法	直接執行	助成 委託 その他
事業費	【予算額】 677,047 千円	【決算額】 671,013 千円

(2) 監査手続

当該事業は、(公財) 福岡県中小企業振興センター (以下「センター」という。) の実施する貸付業務に対する補助金の支出であることから、福岡県でのセンターに対する管理手法に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 債権管理について

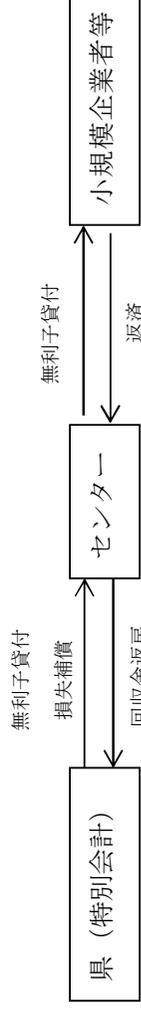
県では、小規模事業者等設備導入資金助成法に基づきセンターが実施する県内小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を支援する事業 (設備資金貸付事業、設備貸与事業及び設備貸与事業 (特別枠)) について生じた損失について、センターとの損失補償契約に基づき損失補償費の支払を行っている。

< 損失補償費の推移 >

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
金額	89 百万円	15 百万円	68 百万円

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 1 4. 小規模企業者等設備導入資金助成費

＜設備資金貸付事業スキーム図＞



センターでは、債権の回収を図るため、センター独自の未収貸付債権管理マニュアルを作成し、当該規定に基づき債権管理を行っている。

県では、センターに対して全貸付先及び全割賦・リース先の「期末における債権額」「債権分類」「貸倒引当額」等を記載した「貸倒引当金計算基礎」の提出を求め、センターの債権管理状況を把握している。また、毎月、損失補償案件に限らず、未収債権残高の推移、訪問・面談件数や延滞金回収状況等の報告を求め、正常先も含めた債権管理状況を把握している。しかしながら、県では、その債権管理状況が上記マニュアルに沿ったものであるか否かを確かめていない。

県においては、上記の債権管理状況の把握に加え、適時にセンターが未収貸付債権管理マニュアルに沿った業務を実施しているか否かの確認を行うことが望まれる。

- II. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1.5. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 (高度化資金助成費)

### 1.5. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 (高度化資金助成費)

#### (1) 事業概要

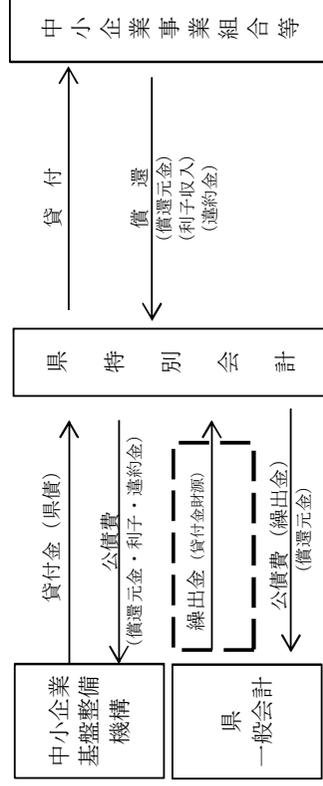
##### 事業目的

○ 高度化資金助成制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業を支援することを目的としており、工場や店舗等の集団化、共同化、または協業化などの事業を行う組合組織への資金の貸付を通じて、コンサルタント面及び資金面から中小企業構造の高度化を助成する制度である。当該事業は独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき全都道府県で実施されている事業であり、県内中小企業者からのニーズも高く、今度も事業実施の必要がある。

##### 事業内容

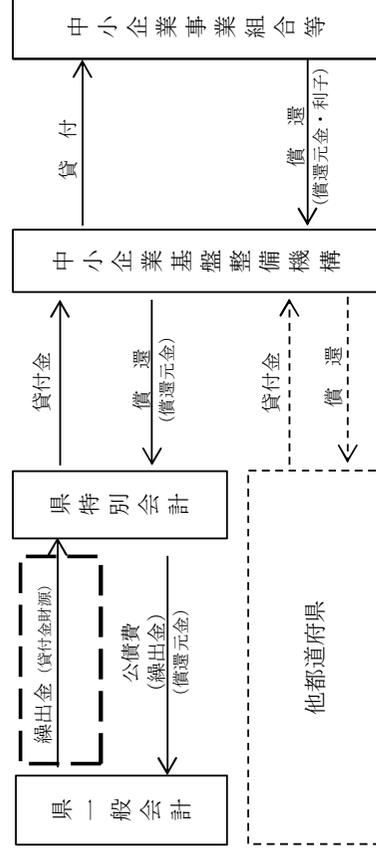
区分	組合名	事業名	貸付の種類
A方式 (県から直貸し)	新天町商店街	共同施設	施設再整備貸付
B方式 (中小機構経由)	中九州ガス事業(協)	設備リース事業	広域貸付
	九州ガス事業(協)	設備リース事業	広域貸付

#### <A方式>



(利子収入・違約金) = 事務費財源の一部

#### <B方式>



- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1 5. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 (高度化資金助成費)

根拠法令・通達等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、福岡県中小企業高度化資金貸付規則、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則、高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付に関する準則		
事業期間	S31～		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 67,370 千円 【決算額】 67,370 千円		

### (2) 監査手続

当該事業は「福岡県中小企業高度化資金貸付規則」(以下「貸付規則」という。)に則って実施される事業であることから、当該規則への準拠性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

### (4) 意見

## ① 利用状況報告書について

貸付規則第23条は貸付金の使途の確認、債務者の経営状況を把握するために、「借主等は償還日の属する事業年度までの間は、各事業年度終了後、二カ月を経過した後において、利用状況報告書及び決算書を知事に提出しなければならぬ。」と定めている。これに従い、毎期、貸付先から利用状況報告書及び決算書の提出を求めている。

平成27年度の利用状況報告書及び決算書の回収状況は以下のとおりである。

	利用状況報告書あり	利用状況報告書なし
決算書あり	31	5
決算書なし	0	6

県では、期限までに提出のなかった貸付先に対して、再三、電話や面会により督促を行ったが、貸付規則に未提出先への罰則などが規定されておらず、強制力がないため、利用状況報告書の回収状況は42先中31先、決算書の回収状況は42先中36先であり、利用状況報告書及び決算書が未提出となっている貸付先がある。また、受領状況の管理簿が整備されていないことにより提出状況を網羅的に管理することが困難となっている。管理簿を作成して、利用状況報告書及び決算書を全件徴収するよう努力すべきである。

さらに利用状況報告書別紙にて、貸付を行っている組合の構成員である組合員の一覧表を入手しており、組合の主な償還財源が「組合員からの賦課金」である等、当該組合における今後の償還見込みを判断する上で決算書が重要な要素である場合は、正常償還先か貸

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 1 5. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 (高度化資金助成費)

付条件変更先かを問わず、また、組合のみならず、組合員の決算書も必要書類として提出を求める場合がある。債権管理のためには、組合員の財務内容を把握する必要があるため、全組合員の決算書入手することが望まれる。

② 事業の継続性について

当該事業は、中小企業高度化の促進を事業目標としており、毎年中小企業に対して貸付を行っている。事業の過去5年内の貸付件数は以下のとおりである。

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
貸付件数	2件	1件	1件	2件	3件

貸付件数の推移を見ると、貸付件数は毎年1~3件と必ずしも多くない。

これは第一に、金融市場の金利の下落により、金融機関からの借入を希望する中小企業が増加していることによる影響がある。

平成27年度現在の当該事業の規定によると、有利子貸付の場合の金利は年0.65%とされている。一方、長期のプライムレートは以下の通りである。

年度	H1年	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
金利	7.5%	1.35%	1.2%	1.2%	1.15%	0.95%

(日本銀行預金貸出関連統計より引用)

事業開始当初より金利は年々低下傾向にあり、当事業に対する県内中小企業者のニーズは、金利の低下と共に減少傾向にある。

また、貸付希望の前々年度に借入希望ヒアリング、前年度に事前ヒアリング等を行うことが必要であり、貸付までの期間が複数年に及ぶこともその理由として挙げられる。

当事業に対する県内中小企業者のニーズは減少傾向にあり、事業の継続性について検討を行うことが望まれる。

③ 連帯保証人調査表について

貸付規則第15条によれば、「借主は、知事が適当と認める物件を担保として提供し、知事が適当と認める者を連帯保証人としなければならない。」とされている。

県では、連帯保証人としての適格性を確認するため、貸付に当たって、保証人調査表を入手している。保証人調査表では、年収、個人借入の状況、個人貯蓄の状況、保有資産の状況等を記載する欄があり、年収、保有資産の状況については所得証明書、不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書等の証憑を入手している。しかしながら、金融機関の証明書等証憑を入手しても、保証人となる個人の借入・貯蓄の全てであることまで確認できないと

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
15. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 (高度化資金助成費)

いう理由から、県では個人借入の状況、個人貯蓄の状況については証憑による確認を実施していない。

連帯保証人として適当かどうかを判定するためには、上記年収、保有資産の状況に限らず、借入及び貯蓄の状況に関する情報も同じく重要である。証憑による確認は規定上必須とはされていないが、連帯保証人としての適格性を判断するためには、借入及び貯蓄の状況についても証憑により確認することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 16. 公債費（小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計）

## 16. 公債費（小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計）

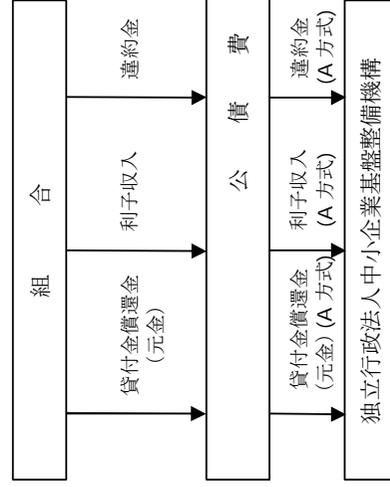
### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 近年の著しい経済環境変化のもと、中小企業が今後も発展性のある健全な企業経営を遂行するためには、より一層の近代化や体質改善を行う必要があるが、大企業と異なり、中小企業者の個々の力では人的にも資金調達においても困難である。</p> <p>○ 高度化資金助成制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業に対し、コンサルタント面及び資金面から助成する制度である。</p>
------	---

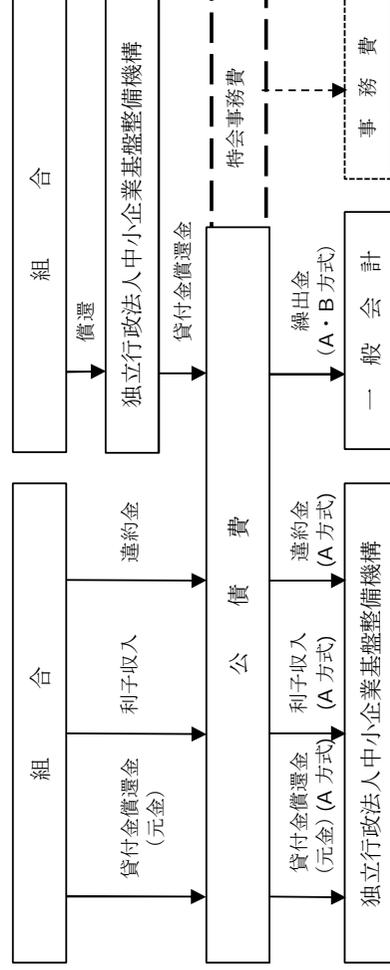
### 事業内容

- 公債費（中小機構に対する償還金、連約金及び一般会計に対する繰出金）
- 中小企業高度化資金の貸付は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）からの借入金及び一般会計からの繰入金を財源としており、公債費はその返済である。
- 県が貸付主体となる「A方式」と中小機構が貸付主体となる「B方式」で資金精算の方式が異なるが、県が中小機構に償還すべき債務及び一般会計への繰出金を一括して、公債費として計上するものである。

<A方式>



<B方式>



根拠法令・通達等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、福岡県中小企業高度化資金貸付規則		
事業期間	S31～		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 693,253 千円	【決算額】 685,445 千円	

### (2) 監査手続

当該事業は債務の返済によるものであることから、債務管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 17. 中小企業総合支援事業費（中小企業総合支援事業費）

## 17. 中小企業総合支援事業費（中小企業総合支援事業費）

### (1) 事業概要

事業目的	
○	福岡県中小企業振興センターを県内中小企業の中核的支援機関と位置づけ、経営革新を中心とした支援を強化するとともに、中小企業の取引拡大支援を行う。また、福岡県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等との連携等により、中小企業団体の支援機能を強化し、県のコーポレートのもと国予算の積極的活用を図るなど、県と一体となって中小企業を支援する。
事業内容	
○	（公財）福岡県中小企業振興センターに対する補助金 <b>【補助金名】</b> 福岡県中小企業総合支援事業補助金 <b>【対象経費】</b> 報酬、給与及び諸手当、旅費、需用費等公益目的事業に要する経費 <b>【補助率】</b> 公益目的事業実施に要する経費から、収益事業からの繰入金を控除した経費（10/10以内） <b>【補助事業の内容】</b>
事業区分	
I 情報提供事業	
1 施策PR事業	ガイドブックの作成による施策PR等
2 支援体制整備事業	振興センターのPR、情報誌の発行等
II 経営改善支援事業	
1 窓口相談事業	中小企業の抱える問題に対する窓口相談
2 専門家派遣事業	中小企業の求めによる専門家派遣
3 経営革新支援事業	経営革新アドバイザー設置による支援、指導 展示会への出展支援等
4 農工商連携強化事業	農工商連携アドバイザー設置による支援、指導等
5 販路開拓支援事業	販路開拓や営業力強化が必要な企業に対する販路 開拓アドバイザーの派遣
6 経営改善計画フォローアップ事業	経営改善計画策定を行った中小企業に対する専門 家派遣
7 北部九州自動車産業 アジア先進拠点推進事業	自動車産業アドバイザーの設置による支援、指導、 展示商談会の開催、研修会の開催等
III 取引推進事業	
1 販路拡大支援事業	下請取引のあっせん、苦情紛争処理等
2 国際取引支援事業	中小企業の海外取引拡大に対する支援
○	経営革新計画承認事務 中小企業が作成する経営革新計画の承認事務

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)

- [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
17. 中小企業総合支援事業費 (中小企業総合支援事業費)

根拠法令・通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業活動促進法 (平成11年法律第18号)</li> <li>・中小企業支援法 (昭和38年法律第141号)</li> <li>・下請中小企業振興法 (昭和45年法律145号)</li> </ul>		
事業期間	H21～H28		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 170,247 千円	【決算額】 104,076 千円	

(2) 監査手続

当事業の当該目的が達成できるような事業構造となっているか否か、当該目的を達成できるような成果指標が設定されているか、及び補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について (経営改善フォローアップ事業)

当該事業は金融機関から返済条件緩和を受ける等により、経営改善計画を策定したものの計画の進捗に問題がある県内中小企業に対し、中小企業診断士等の専門家(「経営改善サポーター」)を派遣し、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行うことを事業目標としており、当該事業の成果は上記目標が達成されるように設定すべきである。

県では、成果指標として派遣対象企業(社)数を設定している。目標と実績は以下の通りである。

事項名	成果指標		H26	H27
	目標	実績		
経営改善計画実行支援に係る専門家派遣	120			100
	30	(H26.11.21 現在)		

成果指標は上述のように本来、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行い、収益構造の改善や生産性の向上を図り、自立した中小企業をつくるという事業の目標を達成できるように設定すべきである。しかしながら、現行の成果指標によると、県内中小企業の収益構造の改善、生産性の向上、自立の有無に関わらず、専門家を派遣すること自体が事業の成果として把握されている。経営改善が必要な中小企業にとって専門家の支援を受けることは、それだけで大きな前進ではあるが、専門家の派遣はあくまで上記目標を達成するための手段に過ぎないとも言えるため、事業目標に直結した指標を設定することを検討すべきである。

- II. 各論 (結果及び意見)
- [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)
- 17. 中小企業総合支援事業費 (中小企業総合支援事業費)

なお、事業開始が平成26年度であり、事業開始からまだ日が浅く、専門家派遣後の中小企業の業況を把握するには多少の時間を要するものと思われる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費

## 18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 県内中小企業のアジアビジネス展開を後押しし、中小企業経営者同士の交流を軸とした本県とアジアとの間の経済関係強化を図る。</p> <p>○ アジアの中小企業経営者に対して日本の優れた経営スタイルや事業現場を学ぶ機会を提供することを通じて、ものづくりをはじめとするアジア産業の育成に資するとともに、アジア企業の経営力等の現状を把握する。</p> <p>○ 本事業を通じてアジアの中小企業経営者が福岡に集まることを通じて、ビジネス拠点としての福岡の地位向上を図る。</p>
事業内容	<p>○ アジア中小企業経営者交流プログラムの実施</p> <p>アジアの中小企業経営者を福岡に招聘し、アジア企業の経営力向上に資する研修を実施するとともに、両地域の経営者同士のビジネスマッチング機会を提供し、相互信頼関係の構築や県内中小企業のアジアビジネス展開を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象国 マレーシア</li> <li>・プログラムの内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>*6日間 (原則として福岡への到着日および出発日を除く) を予定。</li> <li>①座学研修 … 日本の優れた経営スタイルや品質管理方法、国内ビジネスの現状等に関する座学講義</li> <li>②企業訪問 … 各産業分野を代表する県内中小企業の事業現場を訪問し、経営者同士の意見交換や工場視察を実施</li> <li>③ビジネス交流会 … ビジネスパートナー候補との出会いの場を設けるとともに、相互理解をさらに深めるための交流会を開催</li> </ul> </li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成26年度～平成28年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】5,035千円 【決算額】4,386千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費

## (4) 意見

## ① 契約方法について

当事業は、外国企業参加者数を成果指標としており、以下のとおり推移している。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
外国企業参 加者数	目標 60名	60名	80名	70名	40名	20名
	実績 60名	53名	67名	70名	29名	5名
プログラム実施回数	3回	3回	4回	4回	2回	1回

平成27年度は、目標20名に対して実績5名と大幅未達の状況である。

これについて、県は、外貨高による海外取引縮小やオイル安等の影響等、マレーシアにおける経済状況の悪化が要因であると考えているとのことである。

ここで、外国企業参加者あたりコストを計算してみると、以下のとおり非効率な事業実施となっていることが分かる。

	目標20名の場合	実績5名の場合
契約金額	4,694,054円	4,222,813円
外国企業参加者あたりコスト	234,702円	844,562円

当事業は旅行企画業務を旅行会社に委託し実施しているが、契約金額は経費項目に応じ、以下のとおり定額部分と実費精算部分で構成されている。

経費項目	契約金額	確定金額
講師謝金、講師交通費		
通訳謝金、通訳交通費、通訳者宿泊費、通訳者食費		
資料作成、資料翻訳全般	3,404,874円	3,404,874円
借上バス (大型) 使用料		
プログラム企画・管理に係る諸経費		
ビジネス交流会・セミナー講師への謝金		
訪問受入企業への謝金		
移動中の飲食代		
意見交換会の会場代	1,289,180円	817,939円
歓迎パーティーの飲食代		
ビジネス交流会の会場代		
ビジネス交流会パーティーの飲食代		
合計	4,694,054円	4,222,813円

定額部分の項目のうち、通訳関係、資料関係、借上バス関係の項目については、参加人数により変動する項目であることから、定額部分の見直しを行うことで、効率的な事業の実施に努める必要がある。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

## 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 福岡県中小企業海外展開支援協議会を平成23年9月1日に設立。県内中小企業が積極的にアジア展開できるよう本協議会が「福岡アジアビジネスセンター」を運営し、情報提供から現地サポートに至るまでワンストップで支援を行う。</p>
事業内容	<p>○ 事業</p> <p>① セミナー交流会        アジア展開を目指す県内企業を対象に、セミナー・交流会等を実施</p> <p>② アドバイザー事業        国別・分野別の専門アドバイザーによる定期相談会、個別相談を実施し、県内企業の海外展開を支援</p> <p>③ 福岡アジアビジネスセンター運営費        福岡アジアビジネスセンターの運営にかかる経費</p> <p>【センター概要】        設立年月日：平成24年1月23日、設置場所：福岡市中央区天神1-11-17        主な業務：相談対応、セミナー・交流会開催、情報一元管理・発信等        ○ 実施主体：福岡県中小企業海外展開支援協議会（事務局：県新事業支援課）</p>
<pre>       graph TD         Fukuoka[Fukuoka Prefecture] -- 負担金 --&gt; Assoc[Fukuoka Small and Medium Enterprise Overseas Expansion Support Association]         Assoc -- センター運営 --&gt; Center[Fukuoka Asia Business Center]         Center --- Assoc         Center --- Support[海外展開支援 (ワンストップ対応)]         Support --- Tasks[相談対応 (常勤スタッフ、専門アドバイザー) / 各種セミナー、交流会開催 / 情報の一元管理及び発信]         Center --- FukuokaEnt[Fukuoka Enterprises]       </pre>	
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成24年度～平成27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】42,015千円 【決算額】41,942千円

### (2) 監査手続

負担金の執行状況、財務事務に焦点をあてて監査を実施。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 収支報告について

福岡県中小企業海外展開支援協議会における平成27年度収支報告において、現金残高が含められていない。

平成27年度収支報告における平成27年度末収支差額は9,705,018円。収支一覧における差引残高も9,705,018円。通帳残高も9,705,018円でこれらは全て一致している。

しかしながら、これらには現金出納帳で管理している現金残高が含まれていない。現金残高も含め、収支決算報告を行うべきである。

(4) 意見

① 事業計画及び収支予算の策定期期について

福岡県中小企業海外展開支援協議会は、規約において、総会で事業計画、収支予算を議決することとしているが、平成27年度は7月にこの決議を行っている。平成27年度事業は、4月からスタートしていることを考えると、7月にこれを決議するのでは遅いのではないかと思われる。

適切な時期に決議を行う必要がある。

② 現金収入の管理について

現金収入について、実際に収入があった日から、通帳入金日までにタイムラグが生じている。

平成28年3月の状況を例として示すと、以下のとおり収入日計表には実際に収入のあった日が記載されている。

【平成28年3月収入日計表】

日付	項目	売上高
3月3日(木)	第111回交流会費	8,500円
3月9日(木)	第112回交流会費	6,500円
3月29日(木)	インドネシアビジネスセミナー交流会費	24,500円
	合計	39,500円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

上記の現金収入が、実際に口座に入金されたのは平成28年4月6日で、長いもので1か月程度、現金で保管されていたことになる。

県では、1か月分の現金収入をまとめて翌月に口座入金する処理を行っていたとのことであるが、現金の保有は、紛失等の可能性が高くなることから、早期に口座入金すべきである。

なお、当該事項については、平成28年度において改善されていることを申し添える。

③ 予算管理および繰越金残高について

福岡県中小企業海外展開支援協議会における平成27年度の月次収支を以下に示す。

(単位：円)

	収入	支出	残高
平成26年度繰越金	<b>13,654,945</b>	—	13,654,945
4月	0	852,447	12,802,498
5月	15,010	2,104,789	10,712,719
6月	31,060	3,228,103	7,515,676
7月	17,100	2,849,517	4,683,259
8月	12,951	2,832,641	1,863,569
9月	<b>41,748,130</b>	3,869,203	39,742,496
10月	1,096,710	2,077,923	38,761,283
11月	150,160	3,089,331	35,822,112
12月	40,020	<b>7,444,266</b>	28,417,866
1月	0	2,963,986	25,423,880
2月	21,954	<b>4,509,674</b>	20,936,160
3月	23,846	<b>8,853,470</b>	12,106,536
4月	39,500	1,900,415	10,245,621
5月	0	536,620	9,709,001
6月	0	3,983	<b>9,705,018</b>

上記をみると、福岡県中小企業海外展開支援協議会における繰越金が多額であることが分かる。平成26年度からの繰越金は13,654,945円、平成28年度への繰越金は9,705,018円である。

これは、県負担金が支払われるまでの資金繰りのために繰越しているものであり、協議会運営上必要なものであるとのことであるが、これについては、前述の意見①の記載に従い事業計画及び予算の決議を早急に行うことで、県への負担金請求を早め、県負担金の支給時期を早めることが可能となり、圧縮できると考える。

また、県からの負担金について、9月に一括して支出しているが、上記の収支状況を考慮するならば、必ずしも一括して支出する必要はないものと思われる。任意団

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

体の会計に多額の残高を置くべきではなく、適切な資金計画を確認した上で資金需要に応じ支出すべきである。

次に、平成27年度収支報告の状況は以下のとおりであり、繰越金として予算計上すべきものが支出予算に組まれているため、支出の部において予算実績差異が大きく発生している。

<平成27年度収支報告>

収入の部

(単位：千円)

項目	予算	決算	差異	差異率
1 負担金等	41,602	41,591	△11	△0.0%
(1)行政負担金	41,602	41,591	△11	△0.0%
(2)委託金	—	—	—	—
2 事業収入	1,450	1,584	134	△9.3%
3 雑収入	4	20	16	416%
4 繰越金	13,654	13,641	△13	△0.1%
収入計	56,710	56,838	127	△0.2%

支出の部

(単位：千円)

事業名	予算	決算	差異	差異率
1 管理費	33,053	31,637	△1,415	△4.3%
(1)人件費	21,253	19,293	△1,959	△9.2%
(2)オフィス運営費	9,930	10,582	652	6.7%
(3)一般管理費	1,870	1,761	△108	5.8%
2 事業費	23,657	15,495	△8,162	△34.5%
(1)個別コンサルティング事業	6,686	4,045	△2,640	△39.5%
(2)学習・交流事業	12,450	5,755	△6,694	△53.8%
(3)情報集約・提供事業	3,000	2,528	△471	△15.7%
(4)ビジネスサポート事業	1,521	3,165	1,643	108.0%
支出計	56,710	47,133	△9,577	△16.9%

差引額	—	9,705	9,705
-----	---	-------	-------

また、再び上記月次収支に戻ると、2月、3月の支出が著しいことが読み取れる。これは、以下の備品購入等が影響している。(なお、12月は、研修委託料3.6百万円の支出により多額となっている。)

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 19. 福岡アジアビジネスセンター事業費

日付	内容	金額
2月16日	備品等一式 (プロジェクター・液晶テレビ・TV 専用台他)	389,826 円
2月16日	デジタル多機能電話機 (福岡 ABC 用)	52,164 円
2月25日	需要品 (書類用棚 2 台設置費込)	67,824 円
2月25日	需要品 (書類用棚 1 台設置費込)	33,912 円
2月25日	需要品 (1.5L ステンレスポット 1 個)	3,548 円
3月2日	備品 (テーブル付椅子 10 脚・セミナールーム用)	462,780 円
3月2日	備品 (テーブル付椅子 10 脚・セミナールーム用)	462,240 円
3月2日	需要品 (DocuWorks・TantCard)	89,380 円
3月2日	需要品 (ACROBAT PRO DC/フオーマット変換ソフト)	53,676 円
3月3日	備品 (執務室椅子 9 脚及び配送組立費)	218,484 円
3月3日	備品 (ラップトップ PC3 台)	455,112 円
3月16日	需要品 (撮影用 LED 電球照明 2 灯セット)	79,572 円
3月18日	備品 (デスクトップ PC9 台・ラップトップ PC12 台)	3,165,480 円
3月18日	需要品 (PCセキュリティソフト)	136,080 円
3月24日	備品等 (壁面家具一式他)	473,364 円
	計	6,143,442 円

上記購入は、適切な内容・時期の購入であったとのことであるが、当初より予定されていない備品等が年度末の 2 月、3 月に集中的に購入されているにもかかわらず、適切に予算が策定されていないため、収支報告において支出増の状況を把握しづらいものとなっている。

今後は、適正な予算計上と執行に努めるべきである。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 20. アジアビジネス訪問団派遣事業費

## 20. アジアビジネス訪問団派遣事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 県内中小企業経営者で構成される訪問団をアジア諸国・地域に派遣し、現地企業訪問や個別商談会の開催等を通じて具体的なビジネス成約を図るとともに、両地域の相互信頼関係をより強固なものとする。
事業内容	○ 派遣国・地域 ① タイ 【対象】 食品分野の県内中小企業 12 社程度 【行程】 3 泊 5 日 ② 台湾 【対象】 デジタルコンテンツ分野の県内中小企業 12 社程度 【行程】 3 泊 4 日 ③ ベトナム 【対象】 機械関連、食品、教育分野の県内中小企業 12 社程度 【行程】 3 泊 5 日
○ 内容	現地タイ企業訪問、現地政府及び経済団体訪問、ビジネス交流会、個別相談会、福岡県主催交流会、現地進出福岡県企業訪問 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成 26 年度～平成 29 年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 6,693 千円 【決算額】 6,059 千円

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔2〕 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
20. アジアビジネス訪問団派遣事業費

(2) 監査手続

委託に係る事務手続きの適切性、委託事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について

タイへのビジネス訪問団派遣の業務委託先選定は、公募型プロポーザルにより実施されているが、参加は1社のみであった。

提案を行う会社が1社だけでは、企画面・価格面ともに競争原理が働き難い可能性がある。プロポーザル募集にあたっては、関係団体を通じて公募型プロポーザルの実施について周知するなど、複数の応募者を確保できるとのよう努力していることであるが、引き続き複数応募者の確保に努めていくことが望まれる。

なお、ベトナムについては複数者が参加して公募型プロポーザルが実施されていた。また、台湾については、複数者から見積を徴収する形式で選定されていた。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 21. 貿易企業及び団体育成費

## 21. 貿易企業及び団体育成費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 貿易企業及び団体の育成のため、県内にある日本貿易振興機構の3つのセンターが行う事業に助成する。
事業内容	<p>○ 北九州貿易情報センター事業</p> <p>【開設場所】 ジェトロ北九州内 (アジアインポートマート4階)</p> <p>【開始年月日】 昭和49年10月1日</p> <p>【事業内容】 県内企業に対する経済・貿易相談、国際見本市への出展協力、ミッション派遣協力等</p> <p>○ 福岡貿易情報センター事業</p> <p>【開設場所】 ジェトロ福岡内 (エルガーラ7階)</p> <p>【開始年月日】 昭和27年4月21日</p> <p>【事業内容】 県内企業に対する経済・貿易相談、国際見本市への出展協力、ミッション派遣協力等</p> <p>○ 福岡ビジネスサポートセンター事業</p> <p>【開設場所】 ジェトロ福岡内 (エルガーラ7階)</p> <p>【開始年月日】 平成9年7月25日</p> <p>【事業内容】 海外企業の対日ビジネスの初期活動支援、企業進出のための一時的な事務所スペースの提供、アドバイザーによる情報提供及びコンサルティング等</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成25年度～平成27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 10,866千円 【決算額】 10,748千円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 2 1. 貿易企業及び団体育成費

(2) 監査手続

委託に係る事務手続きの適切性、委託事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標の設定について

当事業は、成果指標を県内進出企業数または県内企業からの相談件数としており、以下のように推移している。

事業	成果指標	年度		H23	H24	H25	H26	H27
		目標	実績					
福岡ビジネスサポートセンター事業	県内進出 外資企業数	目標	12	14	15	13	14	
		実績	14	14	17	12	12	
福岡貿易情報センター事業 北九州貿易センター事業	県内企業から の相談件数	目標	3,300	1,800	1,800	1,800	1,800	
		実績	1,824	699	1,070	1,117	1,214	

福岡貿易情報センター事業及び北九州貿易センター事業の成果指標「県内企業からの相談件数」は、目標に対して未達の状況が続いている。

目標と実績の乖離要因を把握し実績の向上に努めるべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 2.2. フクオカ成長企業売上向上支援費

## 2.2. フクオカ成長企業売上向上支援費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 経営革新に積極的に取り組む成長が期待される中小企業の更なる飛躍を図るため、最優先課題である資金調達と当該企業が抱える複数の課題の解決を総合的に支援する。</p>
事業内容	<p>○ 「フクオカ成長企業評価制度」による資金調達の支援        経営革新計画の承認を受けたものの融資を受けることが出来ない経営革新承認企業に対して、第三者機関が技術力・成長性・経営力を総合的に評価し、円滑な資金調達を支援する。また、評価を行うことにより、当該企業の抱える課題を明確にする。</p> <p>○ 融資の方法及び資金枠の創設        評価を受けた中小企業に対する融資の方法は、保証協会と金融機関の協調融資を基本とし、金融機関のプロパー融資も可とする。</p> <p>○ 複数の課題を解決するための「フクオカ成長企業応援隊」の派遣        融資の可否にかかわらず、評価により明確となった当該企業が抱える複数の課題を解決するため、評価に関わった中小企業診断士を中心とした専門家で構成する「フクオカ成長企業応援隊」を無料で派遣する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】40,255千円 【決算額】26,260千円

### (2) 監査手続

委託事業の管理、成果指標の設定に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 福岡県信用保証協会含む）  
 23. デザイン振興事業費

〔2〕 中小企業振興課

## 23. デザイン振興事業費

### (1) 事業概要

<b>事業目的</b>	
<b>【デザイン振興事業費】</b>	
○	本県経済の持続的発展のため、県内中小企業のデザイン力の向上を図る。
○	中小企業の企画・開発力を強化し、付加価値の高い自社製品の開発を促進することで、企業の新製品・新技術の開発による新たな事業分野の開拓を図る。
<b>【中小企業デザイン活用推進費】</b>	
○	デザインを活用した商品開発の支援を通じて、中小企業の企画・開発力を強化し、顧客の視点に立った、感性価値の高い商品開発を促進する。
○	常設ショップ「FUKUOKA DESIGN STAGE D12」を活用して、企業とデザイナー、企業と消費者をつなぎ、企業が売場（顧客）の情報を商品開発に活用することができ、る仕組みを構築する。
○	デザインを活用した商品開発の裾野拡大や成功事例（ヒット商品）の創出によって、県内企業（商品）のブランド力の向上を図り、企業の持続的な成長と産業振興につなげる。
<b>事業内容</b>	
<b>【デザイン振興事業費】</b>	
○	産業デザイン協議会事業
①	デザイン開発研究会の運営
②	協議会ホームページの維持管理
③	総会及び役員会の開催
○	デザインアワード事業
①	表彰事業
②	デザインセミナーの開催
<b>【中小企業デザイン活用推進費】</b>	
○	マッチング型デザイン開発相談
○	顧客目線の商品開発支援事業
①	市場対話型デザイン刷新助成事業
②	地域密着型期間限定店舗展開事業
③	地域情報媒体連携事業
根拠法令・通達等	
—	
事業期間	
平成9年度～	
主な実施方法	
直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他	
事業費	
【予算額】 6,251千円 【決算額】 6,251千円	

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 (福岡県信用保証協会含む)  
 23. デザイン振興事業費
- [2] 中小企業振興課

## (2) 監査手続

助成事業の管理に焦点をあて監査を実施。

## (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

## (4) 意見

## ①収支決算書の記載について

当事業の実施主体は福岡県産業デザイン協議会であり、県は同協議会に負担金を拠出し  
 ている。

下表に示すとおり、平成27年度収支決算において、デザイン活用推進事業の負担金で実  
 施される、「3新たな販路の獲得③平成27刷新助成」の予算が全額、「1デザイン活用の機  
 運醸成①アワード」に振り替えられ、デザイン活用推進費の負担金が、デザイン振興事業  
 に使用されているという記載となっていた。

実際には、「1デザイン活用の機運醸成①アワード」の中に、デザイン活用推進費の対象  
 となる支出を含んで決算したものであり、実質的な問題はないとのことであったが、誤解  
 を与えない記載とすることが望まれる。

## &lt;平成27年度 収支決算&gt;

収入の部

(単位：千円)

科目	予算額	実績額	差額	備考欄
会費	2,100	2,015	△85	
負担金	14,133	14,133	—	
1 県 (デザイン振興事業費分)	6,251	6,251	—	
2 県 (デザイン活用推進費分)	7,282	7,282	—	
3 市	600	600	—	
雑収入	1	1	0	
繰越金	6,676	6,676	—	
H26年度からの継続事業分	5,947	5,947	—	
その他	728	728	—	
収入 計	22,910	22,825	△84	

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 (福岡県信用保証協会含む)  
 23. デザイン振興事業費

[2] 中小企業振興課

支出の部

(単位：千円)

事業費	科目	予算額	実績額	差額	備考欄
1	デザイン活用の機運醸成	21,647	20,540	△1,106	
①	アワード <b>振興</b>	8,322	12,123	3,801	
②	特別講演 振興	5,446	8,470	3,024	運営委託に伴う増
③	環境整備 推進	200	311	111	
④	地域媒体連携 推進・商品開発	1,000	999	△0	
⑤	交流促進 推進・商品開発	1,476	2,010	534	
	振興	200	331	131	
2	デザインを活用した商品開発の推進	8,556	7,707	△848	
①	ワークショップ 振興	1,700	1518	△181	
②	期間限定店舗 推進・商品開発	869	702	△161	
③	マッチング 推進	2,087	2,088	1	
④	H26刷新助成 推進・開発助成	3,900	3,398	△501	
3	新たな販路の獲得	4,769	709	△4,059	
①	展示会出展 推進・商品開発	750	709	△40	
②	受賞フォローアップ 振興	1,005	—	△1,005	28年度に全額繰越
③	H27刷新助成 <b>推進</b>	3,014	—	△3,014	全額アワードに振替
会議費		700	586	△113	
事務費		400	292	△107	
予備費		163	162	△1	
支出 計		22,910	21,581	△1,328	

収入—支出 差額

— 1,243

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 24. 中小企業デザイン活用推進費

## 24. 中小企業デザイン活用推進費

### (1) 事業概要

事業目的	
○	デザインを活用した商品開発の支援を通じて、中小企業の企画・開発力を強化し、顧客の視点に立った、感性価値の高い商品開発を促進する。
○	常設ショップ「FUKUOKA DESIGN STAGE D12」を活用して、企業とデザイナー、企業と消費者をつなぎ、企業が売場（顧客）の情報を商品開発に活用することができるとの仕組みを構築する。
○	デザインを活用した商品開発の裾野拡大や成功事例（ヒット商品）の創出によって、県内企業（商品）のブランド力の向上を図り、企業の持続的な成長と産業振興につなげる。
事業内容	
○	マッチング型デザイン開発相談 技術やアイデアなどの高い潜在力を有する商品を持つていながら、その優位性を顧客に伝えきれていない企業を対象に、複数のデザイナーとのマッチング型相談及び相性の合うデザイナーによる子
○	顧客目線の商品開発支援事業 ① 市場対話型デザイン刷新助成事業 デザイナーロード応募企業が、D12の売場情報を活用しながら取り組む商品改良にかかる経費の一部を助成する。 ② 地域密着型期間限定店舗展開事業 地域の商業施設等と連携して期間限定の「出張D12」を展開し、地元企業商品への愛着を喚起するとともに、率直な消費者意見を収集して、顧客目線の商品開発を促す。 ③ 地域情報媒体連携事業 生活情報誌と連携し、感度の高い読者の声を活かした商品開発（改良）を行うこと によって、ヒット商品を創出するとともに、県内企業（商品）のブランド力向上につなげる。
【実施主体】 福岡県産業デザイン協議会	
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成24年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 7,351千円 【決算額】 7,348千円

- (2) 監査手続  
 助成事業の管理に焦点をあて監査を実施。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
24. 中小企業デザイン活用推進費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 収支決算書の記載について

23. デザイン振興事業費 意見①参照

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 25. ベンチャー育成事業費

## 25. ベンチャー育成事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 地域経済の活性化と雇用の創出のためには新たな産業の創出が必要であり、そのために独自の技術・ノウハウを持ったベンチャー企業の育成を図っていく。
事業内容	<p>○ フクオカベンチャーマーケット事業</p> <p>中小・ベンチャー企業の資金調達や販路開拓等を支援するため、投資家、商社等ビジネスパートナーとのマッチングの場を提供する。また、国内外のベンチャー企業の登壇を促進し、新たなビジネスモデルの創出及び展開・普及を支援する。</p> <p>① マンスリーマーケットの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスプランの発表及び高談会を毎年開催する。</li> </ul> <p>② フクオカベンチャーマーケットの企画・管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フクオカベンチャーマーケット協会総会、FVM 大賞授与式の開催や情報発信など</li> <li>フクオカベンチャーマーケットの企画、管理運営を行う。</li> </ul> <p>③ 海外への情報発信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フクオカベンチャーマーケット協会ホームページの英語版を作成し、登壇企業のビジネスプランやベンチャーマーケットの活動を海外に PR する。</li> </ul> <p>○ ベンチャーサポート事業</p> <p>① ベンチャーサポートセンターの運営</p> <p>② 福岡ベンチャークラブの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内ベンチャー企業、支援機関等で構成する「福岡ベンチャークラブ」を支援する。</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成23年度～平成27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】30,676千円 【決算額】30,673千円

### (2) 監査手続

助成事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 25. ベンチャー育成事業費

(4) 意見

① 帳簿の整備と運用について

収支管理表の平成28年3月分、4月分が作成されていない。  
 これについて、県では月末時点での帳簿残高と通帳残高との差は実施しており、決裁は、当該事業年度分で年度を越える4月、5月に支払った分を含め、決算が確定した段階で承認を行ったとのことである。

収支管理表の適時の作成および承認が必要である。

② 負担金の支払いについて

平成27年度の月次収支を以下に示す。

(単位：千円)

	収入	支出	残高
平成26年度繰越金	—	—	2,525
4月	23,362	2,009	23,885
5月	1	1,998	21,951
6月	1	2,356	19,504
7月	1	2,245	17,268
8月	7,232	3,467	21,040
9月	1	2,161	17,820
10月	2	2,403	15,484
11月	7,253	2,864	19,823
12月	1	2,480	17,278
1月	16	1,660	9,064
2月	2	1,943	14,772
3月	247	9,651	5,372
4月	—	478	4,894
5月	—	61	4,802

県からの負担金について、4月に23百万円の支出を行っているが、上記収支状況を考慮するならば、この時期に当該支出をする必要があったのか疑問である。

任意団体の会計に多額の資金を寝かせるべきではなく、適切な資金計画を確認した上で資金需要に応じ支出すべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 26. ふるさと創業支援事業費

## 26. ふるさと創業支援事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 新たな市場を開拓し、雇用創出効果の高い事業を創出するため、県内外の人材が有するアイデアやノウハウを活用した創業の支援を行い、地域経済の活性化を図る。
事業内容	<p>地域における創業の魅力を情報発信し、ビジネスプランコンテストにより革新的なビジネスアイデアを有する創業希望者を呼び込み、地域ぐるみの創業支援を行う。</p> <p>○ 創業支援プログラムの作成及び情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業希望者を地域へ呼び込むため、地域資源、創業支援・移住支援策を取りまとめた「創業支援プログラム」を作成し、ホームページ、イベント等において情報発信する。</li> </ul> <p>「福岡よかとこビジネスプランコンテスト」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用したビジネスプランをコンテスト形式で募集する。</li> <li>・応募者に対し、専門家や市町村、商工会議所・商工会、金融機関担当者等が創業支援を行う。</li> </ul> <p>○ 首都圏におけるイベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京事務所「福岡よかもん・よかとこプロモーションセンター」と連携し、首都圏在住のUIJターナーまたは創業に関心を持つ層に対して、イベントを開催し、県内における創業の魅力を情報発信する。</li> </ul> <p>○ 最終プレゼンテーション、表彰イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家や金融機関で構成する審査委員会が最終審査を行い、大賞・優秀賞を決定、賞金を授与する。</li> <li>・表彰式に併せ起業家を講師として講演会を開催し、創業機運の醸成を図る。</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成27年度～平成29年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】7,492千円 【決算額】7,479千円

### (2) 監査手続

助成事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
 27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費

## 27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費

### (1) 事業概要

事業目的	九州各県のイオオシのベンチャー企業と、九州内外のビジネスパートナーが集うビジネスマッチングイベントを開催し、ベンチャー企業の資金調達や販路開拓を支援。
事業内容	併せて、参加ベンチャー企業と各県ベンチャー支援機関・団体との交流会を開催し、ベンチャーコミュニティのネットワーキングを図る。
事業内容	九州・山口ベンチャーマーケットの開催
○ 新技術新商品等展示会	各ベンチャー企業がブースを設置。自社の技術や商品を展示・PR。
○ ビジネスプラン発表会	各県推薦の企業から1社 (全部で10社程度)
○ 講演会	全国 (海外) 展開している起業家の講演会を開催。
○ 大交流会	ベンチャー企業やビジネスパートナーが一同に会し、ベンチャーコミュニティのネットワーキングを図る。
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成27年度～平成31年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】2,128千円 【決算額】1,064千円

### (2) 監査手続

助成事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

### (4) 意見

#### ① 帳簿の整備について

当事業は、九州・山口各県が九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会に対し、負担金を拠出して実施している事業であるが、出納簿や収支管理表が作成されていない。

当事業は支出時期が短期間に集中しており支出件数も少ないため作成を省略し、支出の起案文書を綴ったファイルの一覧表と通帳の突合により、実質的な管理は行っていたとい

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[2] 中小企業振興課 (福岡県信用保証協会含む)  
27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費

うことであるが、出納簿・収支管理表を作成して、当該帳簿に基づく定期的な予算管理や残高管理が必要である。

② 監査の適時実施について

当事業の決算は、九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会の監事による監査を平成28年8月に受けている。監査実施時期についての規定は設けられていないものの、平成27年度事業が平成28年3月に終了し、最終の支払も平成28年5月11日であることから、適時な監査の実施が望まれる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）  
 28. デザインを活用したものづくり人材育成事業費

## 28. デザインを活用したものづくり人材育成事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 県内企業のデザイン性に優れた商品を販売する常設ショップにおける取組を通じて、顧客の視点に立った付加価値の高い商品づくりに必要な知識やノウハウを持つ人材の育成と、県内ものづくり企業への就業を促すことにより、企業の商品企画・開発力の底上げを図る。</p> <p>○ 「顧客ニーズを的確に捉えた、デザイン活用による売れる商品づくり」への取組事例として可視化し、デザイン活用の普及を促進する。</p>
事業内容	<p>県内企業のデザイン性に優れた商品を販売するショップ（博多リバレイン内「FUKUOKA DESIGN STAGE D12」を想定）に販売員を5名配置し、販売接客業務やショップディスプレイ、広報ツールの制作、デザインセミナーやデザイナーと企業とのマッチング等の企画運営業務に従事させる。</p> <p>この取組みを通じて、商品の背景や開発過程、デザインの有用性に対する理解を深めるとともに、消費者の購買行動や意見、売れ筋商品の取組事例などを実地で学ぶことにより、デザイン活用による顧客ニーズに沿った商品開発のノウハウを習得させ、県内ものづくり企業の商品企画・開発を担う人材を育成し、県内企業への就業につなげる。</p> <p>併せて、当該ショップを、県内企業が消費者意見の収集やデザイナーとの交流を行う拠点として機能させ、企業の「顧客ニーズを捉え、デザインを活用した売れる商品づくり」を促進する。</p> <p>○ 店頭販売を通じた顧客ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインアワード受賞作品を中心とした県内企業商品の対面販売を通じ、消費者意見を積極的に収集・分析、出品企業へもフィードバック</li> <li>・顧客参加型の商品体験ワークショップの企画運営による、消費者意見の把握</li> </ul> <p>○ 企業とデザイナーの交流イベント等の開催</p> <p>県内企業を対象にしたデザイン活用の啓発セミナーや、企業とデザイナーによるワークショップ、デザイン相談会等の企画運営業務に従事させ、企業が商品開発において抱える課題認識と解決策テーマの検討、デザイナーと協働することで、デザインを有効活用した商品開発のノウハウを習得させる。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	平成27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】24,000千円 【決算額】24,000千円

- (2) 監査手続  
 委託事業の管理、成果指標の設定に焦点をあて監査を実施。
- (3) 監査の結果  
 監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)
- [3] 中小企業技術振興課
- 1. 研究費 (JKA 補助)

### [3] 中小企業技術振興課

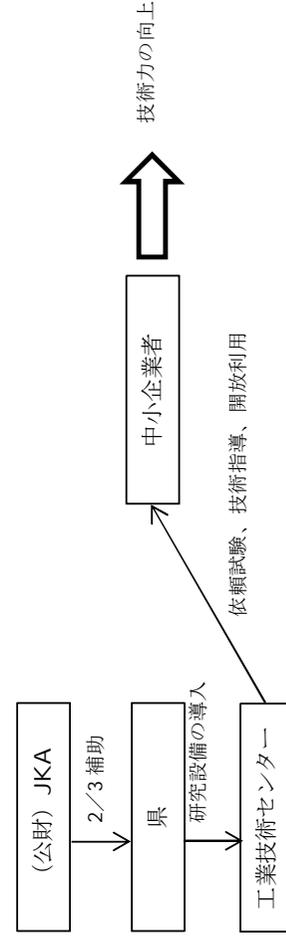
#### 1. 研究費 (JKA 補助)

##### (1) 事業概要

事業目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県単独では購入が困難な大型 (高額) 設備を公益財団法人 JKA (旧 日本自転車振興会) の補助を得て整備する。</li> <li>○ 設備投資が困難な資金力のない中小企業に変わって、福岡県工業技術センターが本事業で設備を整備する。整備した設備を中小企業が活用し、独自技術力を養成、製品開発力・製造技術の強化、また製品の信頼性向上を図る。</li> <li>○ 福岡県工業技術センター職員は整備した設備を活用して個々のスキルアップを図るとともに、中小企業の製品・技術開発を支援する。</li> </ul>

##### 事業内容

- 高精度放電加工システムの導入
- 本事業は、自転車競走法、小型自動車競走法の規定に基づき自転車その他の機械に関する事業の振興のため、公益財団法人 JKA が交付する補助金 (機械工業振興補助事業：振興事業補助の重点事業・公設工業試験研究所等における機器設備) を受けて実施する。



根拠法令・通達等	自転車競走法、小型自動車競走法
事業期間	S43～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 39,000 千円 【決算額】 38,999 千円

##### (2) 監査手続

本事業は機器設備の取得および中小企業による活用であるから、機器設備の取得および管理に焦点をあて監査を実施。

##### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[3] 中小企業技術振興課  
1. 研究費 (JKA 補助)

(4) 意見

① 入札について

本事業による機械の取得は一般競争入札によって行われ、1者しか入札がなかった。

競争原理を働かせることにより、経済合理性の高い機械を取得するために多くの入札者を確保することが望まれる。県は機種選定段階において、落札者以外にも4者の機械取扱業者を把握している。しかしながら福岡県公報による公示以外の説明会の開催等入札者を確保する方策を行っていないかった。今後、より入札者を確保する手段を実施する必要があると思われる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 3 ] 中小企業技術振興課  
 2. 地域連携型研究・研修事業費

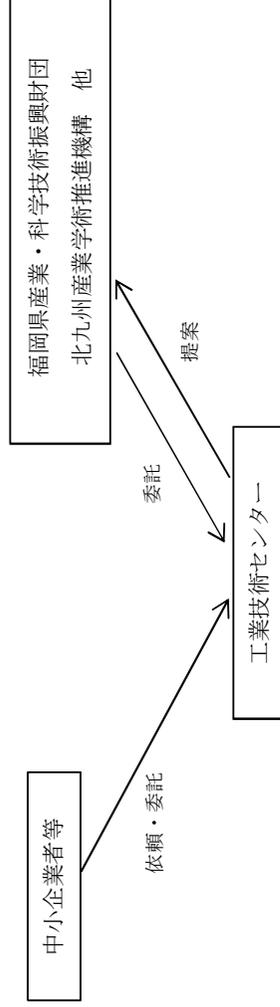
## 2. 地域連携型研究・研修事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
○	県内中小企業から当該企業の製品開発・技術開発ニーズを基に研究開発を受託し、新製品開発を促進する。
○	県内中小企業とプロジェクトチームを形成し、国及び国の特殊法人、県の財団法人等から研究開発を受託し、県内中小企業の研究開発レベルの向上、新産業創出を促進する。

事業内容	
○	受託研究・研修 県内中小企業者等や科学技術の振興を図る団体等からの委託により、工業技術センターが保有する技術を活用して調査研究・研修を実施する。平成 27 年度は、当初予算で受託研究として 34 テーマを実施する。

	テーマ数	受託金額 (千円)
化学繊維研究所	7	11,086
生物食品研究所	8	16,222
インテリア研究所	3	2,043
機械電子研究所	16	25,482
計	34	54,833



外部機関からの要請により、特に県内産業に大きく貢献すると判断されたものについて委託を受け研究を行う。

根拠法令・通達等	中小企業支援法 (昭和 38 年法律第 147 号)、福岡県工業技術センター受託研究要綱	
事業期間	S62～	
主な実施方法	直接執行	助成
事業費	【予算額】 27,998 千円	【決算額】 27,897 千円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[3] 中小企業技術振興課  
2. 地域連携型研究・研修事業費

(2) 監査手続

当事業は委託事業であることから、委託事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

事業説明資料によると、本事業のねらい・目的は、「県内中小企業から当該企業の製品開発・技術開発ニーズを基に研究開発を受託し、新製品開発を促進する」ことである。そこで本事業の成果指標として、実施テーマ数が設定されている。

確かに実施テーマ数が多いほど、当該事業目的をより多く達成する可能性があるかと推測できる。しかしながら実施テーマ数を成果指標とした場合、成果指標を達成しようとするため安易に研究開発を受託する動機ともなりかねず、本来の目的である「外部機関からの要請により、特に県内産業に大きく貢献するものについて委託を受け研究を行う」ことと乖離するおそれがある。

以上のことから、効率的・効果的な研究が行われているかどうかの指標として、研究テーマの達成率など、本事業の目的に関連性の強い成果指標を設定すべきである。

なお、平成29年度より本事業の成果指標として、「実施テーマの達成率の平均値80%以上」を設定していることを申し添える。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [3] 中小企業技術振興課  
 3. 新技術創造基盤研究事業費

### 3. 新技術創造基盤研究事業費

#### (1) 事業概要

事業目的	○ 日々変化する市場ニーズに対応するために、将来的に有望・有益な先端的研究テーマを選択し、その研究の実施により工業技術センターに先端的技术シーズを形成蓄積する。当該事業で得られた技術を国等開発プロジェクト事業へ発展展開し、製品開発を見据えた技術へとレベルアップを図る。以上の展開から得られた成果(新技術)は、県内中小企業へ移転し、独自技術やノウハウを有する産業の育成、研究開発型企業の創出・地域経済の活性化へとつながり、本県における新技術・新産業の創出が実現される。
事業内容	<p>本事業は、工業技術センターが将来有望・有益な研究テーマについて先進的、基礎的研究に取り組み芽だし研究(「さきがけ」研究)である。</p> <p>＜研究テーマ＞ 平成27年度 6分野 25テーマ</p> <p>① 新規機能性材料に関する研究 6テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 骨吸収評価用リン酸カルシウム基板の研究開発</li> <li>・ 耐震防止ウレタンの耐久性向上 等</li> </ul> <p>② 金属加工・素材の改良に関する研究 4テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊離砥粒および電解現象の複合研磨法による微細円筒内面研磨技術の開発</li> <li>・ アルミダイキャストへの超耐食性陽極酸化技術の開発 等</li> </ul> <p>③ 機械制御技術に関する研究 6テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光学シミュレーションによる照明設計手法の開発</li> <li>・ 室温作動可能な高濃度水素検知材料の開発 等</li> </ul> <p>④ 生物の利用技術に関する研究 3テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊環境メタゲノムからの新規有用酵素のスクリーニング</li> <li>・ 鶏糞たい肥の高付加価値化にむけた尿酸代謝微生物の選抜 等</li> </ul> <p>⑤ 食品に関する研究 2テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農商工連携による地域農産物の高度利用化</li> <li>・ 血糖・血圧のコントロールを目的とした機能性食品素材の開発 等</li> </ul> <p>⑥ ライフサイエンスに関する研究 4テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OOL工場を目的とした生活用品の機能評価法に関する検討</li> <li>・ 人間工学に配慮した食器棚の開発 等</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H9～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】47,014千円 【決算額】46,252千円

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[3] 中小企業技術振興課  
3. 新技術創造基盤研究事業費

(2) 監査手続

当事業は将来的に有望・有益な先端的研究テーマを選択し研究を実施するものであるから、研究テーマの選択過程に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [3] 中小企業技術振興課  
 4. 技術振興助成費

#### 4. 技術振興助成費

(1) 事業概要

事業目的	<p>○ 団体の技術力高度化を目指した人材育成のための教育研修事業支援、技術展開催事業助成による技術交流の促進、技術競技大会開催事業補助による技術力向上の推進等を図る。</p> <p>○ 中小企業の技術振興を目的として設立された団体の実施する事業に対し助成を行うことにより、県内中小企業の振興を図る。</p> <p>○ 発明・考案の推奨及びその思想の普及等を推進することにより、本県工業技術の振興を図る。</p>
事業内容	<p>○ ふくおか産業技術振興展の開催  <b>【対象団体】</b> ふくおか産業技術振興展実行協議会</p> <p><b>【内容】</b> 新製品・新技術の展示会等の開催により、県内中小企業の受注機会増大や新規取引先拡大、人材確保・定着等に寄与する。</p> <p>○ 発明奨励振興事業費補助金  <b>【対象団体】</b> 一般社団法人福岡県発明協会</p> <p><b>【内容】</b> 特許制度の普及および工業所有権情報の提供等により県内産業の活性化、技術開発に寄与する。</p> <p>○ 地域企業等技術振興事業費補助金  <b>【対象団体】</b> 公益社団法人九州機械工業振興会</p> <p><b>【内容】</b> 機械加工や非破壊検査技術者育成等による中小企業及びその技術者の技術力向上に寄与する。</p> <p>○ 直轄地域産業振興事業費補助金  <b>【対象団体】</b> 一般社団法人直轄情報産業振興協会</p> <p><b>【内容】</b> 技術開発、新規産業の創出、及び高付加価値な製品開発等、県内産業の活性化に寄与する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	S32～H27
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他
事業費	<b>【予算額】</b> 9,490 千円 <b>【決算額】</b> 9,490 千円

(2) 監査手続

当事業は補助事業であるから、補助事業の管理に焦点をあてて監査を実施。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[3] 中小企業技術振興課  
4. 技術振興助成費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

事業説明資料によると、当該事業の成果指標として、ふくおか産業技術振興展の来場者数が設定され、実績と比較が行われている。

しかしながら、本年度においてふくおか産業技術振興展は、西日本製造技術イノベーション2015、大田-九州経済交流商談会、ロボット産業マッチングフェア北九州2015と同時に開催され、同じフロアにて仕切りが無い状態で開催されている。ここでふくおか産業技術振興展の来場者数の実績として把握しているのは、これらのイベント全体でのフロア来場者数となっている。このため来場者数を成果指標とすることは、ふくおか産業技術振興展の成否のみならず、他のイベントの成果によっても影響を受けるものであるため妥当ではない。

そもそもふくおか産業技術振興展は、地場中小企業の加工品・完成品等を展示実演することにより、優れた加工技術力や製品開発力等を紹介し、受注機会の増大や新規取引先の開拓を図る目的で開催されている。然らば、成果指標としては出展会社1社当たりの商談件数等、より事業目的と関連性が強い指標を設定すべきである。

また、上記事業内容のうち、発明奨励振興事業費補助金（発明奨励振興事業）、地域企業等技術振興事業費補助金（機械加工事業）、直轄地域産業振興事業費補助金（産業振興事業）については、成果指標が設定されていない。福岡県においては、PDCAサイクルを繰り返すことにより、効率性と有効性を向上させていく旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切なPDCAサイクルを実施するためには、計画段階から目標値（成果指標）を設定した上で、実績値と目標値とを比較し、事業を適切に評価する必要がある。

なお、平成29年度よりふくおか産業技術振興展の成果指標として、新たに「出展企業の満足度」を設定していることを申し添える。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 3 ] 中小企業技術振興課  
 5. 知的所有権活用促進事業費

## 5. 知的所有権活用促進事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 県内中小企業の知的財産戦略を支援する。
事業内容	<p>○ 知的所有権流通促進強化事業                  地域中小企業の技術ニーズと未利用特許とのマッチング（企業訪問や来訪者対応による指導・助言、ホームページや開放特許を掲載する冊子の作成・配布による普及啓発等）</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">福岡県</div> <div style="margin-right: 10px;">委託</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">(公財) 福岡県中小企業振興センター (知的所有権センター本部) <small>自治体特許流通コーディネーター1名(非常勤)</small></div> <div style="margin-right: 10px;">補助</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(公財) 北九州産業学術推進機構 (知的所有権センター支部) <small>自治体特許流通コーディネーター1名(非常勤)</small></div> </div> <p>○ 企業訪問等による相談・指導件数 219 件                  ・技術移転に係る案件の紹介件数 26 件                  ・技術移転に係る成約件数 2 件</p> <p>○ 特許等取得活用支援事業                  都道府県毎の知財のワンストップサービス（特許情報検索、出願支援、相談・指導、活用、模倣対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談指導受付件数 2,880 件</li> <li>・弁理士等専門家支援件数 395 件</li> <li>・新規企業発掘件数 90 件</li> </ul> <p>○ 知的財産実務者育成事業                  知的財産の保護活用を技術経営に活かせる人材を中小企業内に育成するため、日本弁理士会と連携した知的財産実務者育成セミナーや金融機関と連携した経営者向けセミナーを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産実務者育成セミナーの開催（計 8 回） 275 名参加</li> <li>・知的財産経営者セミナーの開催（計 3 回） 64 名参加</li> <li>・「ふくおか知財マッチング in 北九州」 71 名参加</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H9～
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span> その他
事業費	【予算額】 15,658 千円 【決算額】 14,876 千円

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[3] 中小企業技術振興課  
5. 知的所有権活用促進事業費

(2) 監査手続

当事業費は主に委託費であるから、委託事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 実績報告の確認について

知的所有権流通促進強化事業において、消耗品費として年間 433,649 円が支出されている。このうち 2 月に 171,720 円、3 月に 218,817 円支出されており、全体の約 90%となっている。

また、知的財産実務者育成事業において、消耗品費として 4 月～8 月に 10,000 円、9 月～11 月に 80,000 円の支出が行われている。

前者においては年度末に支出が集中しているが、これが予算を消費する目的で支出されたものではないことを確かめる必要があった。また、後者はすべて千円以下の数字は 0 であり、少額の購入品から構成されることが多い消耗品費の実績額としては稀なことであるため、内容を確かめる必要があった。しかしながら、両者において内容を確認する手続は行われていなかった。今後、通常ではないと考えられる支出については、完了報告を受けた段階で内容を確かめ妥当性について検討すべきである。

なお、当該消耗品費について、監査期間中に県担当によって問合せが行われ、内容に問題が無かったことを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 6. ものづくり基盤強化事業費

## 6. ものづくり基盤強化事業費

### (1) 事業概要

#### 事業目的

<福岡ものづくり産業振興会議>

- ものづくり技術に関する産学官推進組織である「福岡ものづくり産業振興会議」のもと、ものづくり人材の育成や自動車関連産業の拠点化に向けた技術支援等を行い、県内ものづくり産業の競争力強化を図る。

<福岡ものづくり人材育成センター>

- 「福岡ものづくり人材育成センター」では、多くの有識者からなる企画運営委員会を中心に工業技術センター、各種支援機関等の連携を図り、ものづくり産業全体における効果的な人材育成を実施する。
- 工業技術センター等では保有していない先端設備や先端技術を有する大学に助成し、地場企業の先端技術者の育成を行う。
- 地場企業で将来活躍したいという意欲をもった理工系学生と地場企業との接点を作り、将来の先端技術者の確保を図る。

<工業技術センターによる支援機能の整備>

- 工業技術センターにCAE技術支援ラボを設置し、CAEを活用した製品特性の迅速かつ高精度な解析を行うことにより県内ものづくり中小企業の製品開発を支援し、いち早く市場へ参入することにより受注を増やしていく。
- 自動車部品を主な対象として取り組んできたCAE設計技術を、省エネルギー効率の高いLEDや電子機器等の製品開発に横展開し、CAEを活用するものづくり中小企業の裾野を広げる。
- CAEを使いこなす技術者を、新製品開発を通じて育成することにより、自社でCAEを導入して新製品開発に取り組むことのできる自立した企業を創出する。

#### 事業内容

<福岡ものづくり産業振興会議>

- ものづくりアドバイザー事業  
 高度技術者を生産現場に派遣し、県内中小企業が抱える技術課題の解決を図る。
- ものづくりシンポジウムの開催  
 ものづくり基盤技術・技能に関するシンポジウムの開催など情報交換の場を提供し、企業相互の連携・競争による活力向上を目指す。
- 福岡ものづくり産業振興会議の運営等

<福岡ものづくり人材育成センター>

- 福岡ものづくり人材育成センターの運営、企画運営委員会の運営

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [3] 中小企業技術振興課  
 6. ものづくり基盤強化事業費

- 大学を活用したものづくり中核人材の育成
- 学生向けものづくり魅力発信セミナーの開催

<工業技術センターによる支援機能の整備>

- CAE 技術支援ラボの設置
- 自動車部品・材料試験機能の整備充実

根拠法令・通達等	—		
事業期間	H16～H29 (内容により異なる)		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 23,279 千円	【決算額】 19,946 千円	(H27 年度分)
	【予算額】 15,731 千円	【決算額】 14,866 千円	(H26 年度繰越分)

(2) 監査手続

各事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標の設定と事業計画について

ものづくりアドバイザー事業に関して、事業説明資料では成果指標をアドバイザーの派遣数としており、平成27年度において30件を目標としている。しかしながら福岡ものづくり産業振興会議の平成27年度事業計画によると、派遣件数は20回程度とされており整合していない。

適切なPDCAサイクルを実施するためには、適切な目標を設定し、それを達成するための行動計画を策定すべきである。また、目標を形骸化させないために、事業計画を入手した時点において目標と計画とが整合しているかどうかを確認すべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 7. ものづくり中小企業新製品開発支援費

## 7. ものづくり中小企業新製品開発支援費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 今後大きな成長が見込める経営革新承認企業に対して、技術力向上と経営の両面からの支援を行うことで競争力を強化し、革新的な新製品で地域を牽引するようなおなオンリーワン企業、ニッチトップ（特定の分野でシェアを独占する）企業など、他の中小企業のモデルとなるような将来の中堅・中核的なものづくり企業の育成を図る。</p> <p>○ 新技術（製造工程改善技術を含む）を活用した革新的なものづくりを通じて県内中小企業の技術力向上を図ることにより、新製品開発を推進し、地域経済を発展させる。</p> <p>○ 自社のものづくり技術を活かし、大きく成長する企業を創出するため、中小企業単独で開発が可能な製品を対象として、これまで培った技術力の更なる高度化を図ると共に、経営革新計画と連動し、技術力向上と経営の両面から支援する。</p>
事業内容	<p>県内中小企業向けの新製品開発支援事業を活用して、技術力向上と経営の両面から支援を行うことにより、売れる新製品開発を推進する。これにより、県内中小企業の技術振興を図ると共に地域経済を発展させる。</p> <p>○ 補助対象者の要件</p> <p>①革新的なものづくりを行う経営革新承認企業（県重点プロジェクト以外のものづくり）、②新製品開発の体制が整っていること、③新製品の創出が見込めること、④開発した新製品の売上げが見込めること</p> <p>○ 補助対象事業及び補助金額等（県事業費 2,000 万円）</p> <p>革新的なものづくり（県重点プロジェクト関連補助金対象分野以外のものづくり）を行う企業の新製品開発に要する経費      補助金額上限を 500 万円（補助率 1/2）とし、9 件採択</p> <p>○ 対象者選定方法</p> <p>補助対象者の選定については、県（中小企業技術振興課、工業技術センター）、大学有識者、ふくおか IST コーディネーター等の技術開発に造詣が深い有識者で構成する審議会で決定</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H25～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 20,075 千円 【決算額】 19,694 千円

### (2) 監査手続

当該事業費は、選定した中小企業の新製品開発に要する経費を補助するものであるから、補助対象が新製品開発の目的と整合しているか、選定プロセス、また補助要綱に準じて補助が行われているかに焦点をあて監査を実施。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[3] 中小企業技術振興課  
7. ものづくり中小企業新製品開発支援費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 事業経費の変更に關する補助要綱の内容について

ある補助対象事業者において、補助金交付金額は変わらないが交付対象経費が著しく変更された事例が検出された。変更の内容は、新品購入から中古購入への変更による機械装置費の4,929千円の減少、材料・消耗品費の417千円の増加、外注費の352千円の増加、直接人件費の776千円の増加、旅費150千円の増加である。

補助要綱によると、補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書に新製品開発概要説明書及び補足資料、経費内訳書を添えて知事に提出しなければならぬとしている。また、補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業の経費を著しく変更しようとするときは変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならぬとしている（ただし補助事業に要する経費配分のうち、各区分間の変更で、少ない方の区分の金額の20%を超えない額若しくは30万円以下の変更をする場合は除く）。

本事例の経費の変更は、著しい経費の変更に該当し、補助要綱に準じて変更承認申請書が提出されており、合规性に問題はない。しかしながら、本事例の経費の変更は、ある区分において経費の減額とともに、他の区分において新たに経費が増額されている。このように補助対象となる経費が著しく増額されている場合は、その増額が補助対象事業に必要なかどうかを精査すべきであり、補助を行う当初の承認と同様の手続を行うことが望まれる。すなわち変更承認申請書においても、交付申請と同様に経費内訳書の提出を求め、その内容について承認手続を行うべきである。

したがって、経費を著しく変更するときに提出する変更申請書に経費内訳書を添えるよう補助要綱の改善が望まれる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 8. 工業技術センター充実強化対策費

## 8. 工業技術センター充実強化対策費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 工業技術センターの製品開発指導力の向上のため、評価制度の充実、若手研究員育成のための環境整備、産業ニーズの把握及び技術指導力の向上を図る必要がある。工業技術センターが新たに支援する企業を発掘することで、製品開発力のある企業の増加と本県ものづくり産業の振興を図り、企業の売上げ向上、雇増につなげる。
事業内容	○ 外部評価事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限られた資源でより効果的な技術支援を行う試験研究機関への変革を図るため、工業技術センターの業務及び研究課題について外部委員から厳正な評価を受ける。</li> <li>・ 外部評価委員会（委員9名。原則として5年に1回開催。今回はH28年度に実施）</li> <li>・ 研究課題評価委員会（委員8名。事前評価1日。中間・事後評価1日で実施）</li> </ul>
事業内容	○ 研究計画促進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術革新に的確に対応するため、県が実施すべきテーマではあるが、十分な基礎技術がなく単独の研究が困難なもの等について、大学等に職員を派遣し技術指導等を受けることにより先端的技術を習得する。</li> </ul>
事業内容	○ 連携による新規支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業技術センターが、経営革新計画承認企業等を訪問し、新たに技術支援をする企業を開拓する。</li> <li>・ 開拓企業に対して技術指導や共同研究等の技術支援を強化し、新技術・新製品の開発を支援。</li> <li>・ 経営革新や販路開拓等の支援を行うため、中小企業振興センターと企業をつなぎ市場展開を図る。</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	S48～（連携による新規支援強化事業はH27～）
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】3,974千円 【決算額】2,842千円

### (2) 監査手続

当事業は県が直接執行するものであるから、PDCA サイクル等の施策の遂行に焦点をあてて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [3] 中小企業技術振興課  
 9. 食品製造業開発高度化支援事業費

## 9. 食品製造業開発高度化支援事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ バイオ技術を活用した高付加価値食品開発を核として、全国・アジアに展開する食品製造業の育成を図る。</p> <p>○ 高付加価値食品で全国・海外への展開を進める食品製造企業を対象として、生物食品研究所に設置する「ふくおか食品開発支援センター」を活用して、食品加工から物性評価までの一連の試作をスピーディに行う。</p>
事業内容	<p>○ 食品製造業開発高度化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試作開発支援機能を強化するため、生物食品研究所に設置した「ふくおか食品開発支援センター」に食品加工機器及び成分分析機器を整備する。</li> <li>・ ふくおか食品開発支援センターを拠点とし、遊休機器を保有する企業と開放機器を有する関連機関とのコンソーシアム体制により、県内食品製造企業の迅速な試作開発を支援する。</li> </ul> <p>○ 食品産業高度化サポーター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内食品製造企業約300社（従業員30人以上の食品製造業者全て）のうち、開発意欲のある企業を対象に、商品企画等に対する助言・指導を行う。</li> <li>・ 試作に利用できる県内企業の遊休機器を発掘する。</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H28
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】24,142千円 【決算額】23,389千円

### (2) 監査手続

設備の導入・稼働状況などの事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 10. 水素機器用ゴム製品開発事業費

## 10. 水素機器用ゴム製品開発事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 県内ゴム製造中小企業と、水素脆化メカニズムに関する知見を有する九州大学、またゴムの配合技術を有する工業技術センターが共同研究開発体制を構築して水素ステーション用、FCV用シールリングの製品化に共同で取り組み、水素機器用ゴム製品に参入して受注を増やすことにより、水素エネルギー関連研究成果の県内産業への普及を進める。</p>
事業内容	<p>○ 水素機器用ゴム製品開発事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>工業技術センターが、ゴム製品開発の共通基盤技術となるゴムの配合（添加剤の種類、量）と性能（ゴムの基本性能、水素特性）の関係を明らかにし、水素機器用ゴム製品に適した配合を見出す。見出した配合をベースに県内中小企業がゴムパッキンの試作開発を行う。九州大学は水素特性の評価と得られた結果について蓄積した知見に基づきアドバイスを行う。各機関が定期的に集まって進捗の確認と情報の共有化を図るとともに、製品化に向けた課題等について議論を行うことを目的としたワーキンググループ会議を実施する。</p> <p>② 水素機器用ゴム製品開発研究会の実施</p> <p>水素機器に関する最新のニーズや、ゴムの材料技術や加工技術に関する最新の研究事例について外部有識者を招いて講演を開催して情報提供を行い、新規の製品開発に移行させることを目的として水素機器用ゴム製品研究会を実施する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27～H29
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】24,558千円 【決算額】14,792千円

### (2) 監査手続

評価装置の購入に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[3] 中小企業技術振興課  
10. 水素機器用ゴム製品開発事業費

(4) 意見

① 一般競争入札における1者入札について

本事業において材料の弾力性などを測定する粘弾性評価装置を取得している。当該取得は一般競争入札によって行われ、1者が入札し落札している。

経済合理性のある装置取得のためには、より多くの入札者を確保することにより競争原理を働かせることが求められる。果は装置選定段階において、落札者以外にも2者の取扱業者を把握しているが、より多くの入札者を確保する手段を検討する必要があると思われる。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 11. プロフェッショナル人材戦略拠点事業費

## 11. プロフェッショナル人材戦略拠点事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 都市圏の大企業等での経験・実績を生かして経営のサポートや専門性の高い業務を担う「プロフェッショナル人材」の活用を促すことにより、新規事業の創出や既存事業の拡大・生産性の向上による企業の成長戦略の実現を図る。地域経済を支える中小企業の経営体質の強化や産業全体の生産性向上により、安定した質の高い雇用に新たに生み出し、地域全体の成長と自立的な経済の確立を図る。</p>
事業内容	<p>○ プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネージャー1名、サブマネージャー3名、アシスタント1名を配置</li> <li>・ 金融機関や支援機関等との連携により、県内中小企業に対し、新事業や新たな販路の開拓などの取り組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していくプロフェッショナル人材の活用意欲を喚起</li> <li>・ プロフェッショナル人材のニーズを具体化して、複数の民間人材ビジネス事業者との連携により、大都市圏の有望な求職者などとのマッチングを支援</li> <li>・ 候補者の見極めをサポートし、必要なプロフェッショナル人材の獲得を実現</li> </ul> <p>○ セミナーの開催（開催回数：2回（福岡市内、北九州市内））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内中小企業を対象とした、成長戦略とプロフェッショナル人材の必要性について機運醸成のためのセミナーを開催</li> </ul> <p>○ プロフェッショナル人材戦略協議会の開催（開催回数：月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者間の連携を強化するため、プロフェッショナル人材戦略マネージャーを議長とする協議会（構成メンバー：地域支援機関、金融機関、民間人材ビジネス事業者等）を設置</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27～H31
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】70,000千円 【決算額】4,492千円

### (2) 監査手続

平成27年度から事業を開始していることから、マネージャー・サブマネージャーの選考を中心とした事業の立ち上げに焦点をあてて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 1 2. 成長産業雇用創出事業費

## 1 2. 成長産業雇用創出事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ グリーンアジア国際戦略総合特区の取組みと相まって、グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成を強力に加速させるとともに、その効果を県内中小企業に波及させ、良質で安定した雇用創出を図る。
事業内容	○ 次世代自動車デジタルエンジニアリング講座（事業者向け雇用促進支援メニュー） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部品設計開発の流れ、デジタルツールを総合的に活用した設計開発手法を取得する講座を実施。</li> <li>○ 次世代自動車ものづくり講座（事業者向け雇用促進支援メニュー）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーメーカー技術者による実践的講義・実習を中心とし、新素材の加工や表面処理、製造プロセスを習得する講座を実施。</li> </ul> </li> <li>○ 次世代自動車デジタルエンジニアリング人材育成事業（求職者を雇い入れて行うOJTに対する支援）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職者に基礎的な研修を行ったうえで企業に派遣し、OJTを実施。</li> </ul> </li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】50,483千円 【決算額】50,483千円

### (2) 監査手続

事業の管理および成果に焦点をあてて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

#### ① 特命随意契約の公表について

次世代自動車デジタルエンジニアリング講座、次世代自動車ものづくり講座において特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

- II. 各論（結果及び意見）
  - [3] 中小企業技術振興課
- 1 2. 成長産業雇用創出事業費

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていなかった。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていること、また平成28年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、規定に従い契約締結後の平成28年4月に公表が行われていることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [3] 中小企業技術振興課  
 13. 地域研究基盤整備推進費

### 13. 地域研究基盤整備推進費

#### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 地域経済の持続的な発展には、地域が高度な技術力を持つことが必要であり、そのためには、地域に技術開発の拠点を形成し、地域基盤の特性を活かした新技術による産業の高度化や研究成果を地域企業へ波及させていくことが重要である。このためリサーチコアの中核的機関の連携機能、コーディネーター機能の強化を図る。</p>
事業内容	<p>○ 久留米リサーチパーク          高度技術産学連携地域である久留米地域との連携推進に係る久留米市及び関係団体との連絡調整  <b>【補助金名】</b> 福岡県南地域産業振興事業費補助金  <b>【補助対象経費】</b> 研究開発支援事業、人材育成事業、交流支援事業、情報提供事業  <b>【補助率等】</b> 定額</p> <p>○ 北九州テクノセンター          北九州市事業環境整備構想の推進に係る圏域自治体及び関係団体との連絡調整、協議</p> <p>○ 福岡ソフトリサーチパーク          (株)福岡ソフトリサーチパークの運営及び事業内容協議</p> <p>○ 飯塚研究開発センター          飯塚研究開発センターの運営及び事業内容協議、関係機関（飯塚市、九州工業大学、近畿大学）への支援要請・調整</p> <p>○ 共通事項          関係3省庁等協議、全国会議、関連企業トップ懇談会、進捗状況ヒアリング、連絡経費</p>
根拠法令・通達等	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）等
事業期間	S58年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 39,876千円 【決算額】 39,876千円

#### (2) 監査手続

本事業経費は主に補助金であることから、補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[3] 中小企業技術振興課  
1 3. 地域研究基盤整備推進費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 補助事業における事業計画及び実績報告書の記載について

福岡県南地域産業振興事業費補助事業に関して、補助金交付申請書における事業計画について、実施内容の記載はあるものの、その活動量や規模は明らかとされていない。また、実績報告書においても同様である。

前年度における活動実績や聞き取り、他資料等において事業が適切に実施されていることを確認できるとしても、補助金交付申請手続及び実績報告手続を形骸化させないため、活動量や規模について事業計画や実績報告に適切に記載することが望まれる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 1. Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費

## [4] 新産業振興課

### 1. Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費

#### (1) 事業概要

事業目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アジア・世界市場を目指す県内中小企業の育成及び関連企業の誘致。</li> <li>○ 軽量 Ruby の早急な普及・実用化による県内ソフト開発企業の新たな組込み分野への参入促進。</li> <li>○ IT とコンテンツ企業との連携・融合型新ビジネスを進めるためのコミュニティ活動の強化。</li> </ul>
事業内容
<p><b>【アジア・世界市場を目指す県内企業の発掘及び関連企業の誘致】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フクオカ Ruby 大賞 県内企業の Ruby 活用促進や福岡の拠点性の発信のため、優れたソフトウェアや企画を評価するコンテストとフォーラムを実施。</li> <li>○ 福岡ビジネス・デジタル・コンテンツ賞 県内企業やクリエイターのコンテンツ開発の促進や福岡の拠点性の発信のため優れた作品を評価するコンテストを実施。</li> <li>○ プロデュース機能の強化 県内有望製品・技術を発掘し市場展開を支援するため、国内外にビジネスプロデュース力をもつ専門家が目利き・アドバイザーを実施。</li> </ul> <p><b>【アジア・世界市場への展開促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Ruby 東京プレゼンテーションの開催 東京の主要企業と県内 Ruby 企業によるビジネス連携、共同研究などを目的とした情報交換・商談会を開催。</li> <li>○ 首都圏・海外の出席支援 首都圏や海外の有力専門展示会に共同ブースを設置。アジア・世界市場を目指す企業を出展させ、ビジネスマッチングを図る。</li> </ul> <p><b>【軽量 Ruby ビジネス普及促進事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽量 Ruby 技術人材育成 軽量 Ruby 導入を検討する企業で求職者を OJT するとともに、求職者に対する軽量 Ruby 技術研修を実施。正規雇用につなげる。</li> <li>○ 先導的製品開発支援 県内企業の企画開発力の向上を目的として、Ruby を活用した先導的な製品開発に対し開発資金の一部を支援。</li> </ul>

II. 各論 (結果及び意見)  
 [4] 新産業振興課  
 1. Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費

- 導入促進ビジネスマッチング  
 国内3大組込み系技術展にブースを設置。NPO 法人軽量 Ruby フォーラムと協同して軽量 Ruby の普及活動を実施。
- 軽量 Ruby 普及・実用化促進ネットワーク  
 県内 IT 企業やモノづくり企業など軽量 Ruby に係る企業のネットワークを立ち上げ、最新情報の提供や技術勉強会を開催。
- 軽量 Ruby 活用セミナー  
 県内ソフトウェア企業と他分野のものづくり企業とのマッチングを図り、新たな製品創出を促すセミナー等を開催。

【コミュニティの連携強化】

- Ruby・コンテンツフォーラムの開催  
 ソフトウェア・コンテンツビジネスの融合の必要性を県内企業・情報技術者・クリエイター等に認識させるため講演会を開催。

【福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議の運営】

- 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議の運営  
 県内外のソフトウェア・コンテンツ開発企業、ユーザ企業や大学等産学官による事業推進・連携組織の運営経費

根拠法令・通達等	—
事業期間	H24 年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 38,095 千円 【決算額】 37,951 千円

- (2) 監査手続  
 補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。
- (3) 監査の結果  
 監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。
- (4) 意見

① 成果指標について

当事業において、Ruby 開発企業数およびコンテンツリーダーディング企業数（売上が1億円以上の企業）という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔4〕新産業振興課  
1. Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業の活動の全体の効果を測る指標として有用である。しかしながら、それだけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、ビジネスマッチングを目的とした活動ならばマッチング件数、フォーラムの開催、勉強会であれば参加者数や理解度・満足度等、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。またこのように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因が、どの活動にあるかを把握でき有用である。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 2. 産業・科学技術振興費

## 2. 産業・科学技術振興費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 半導体・エレクトロニクスなど各産業の共通基盤となる分野を中心に科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献する
------	--

事業内容	○ 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団の機能の充実・強化を図り、本県の科学技術の振興を促進する。
------	---

事業名	内容
産学官共同研究事業	創造的研究開発を行う産学官等による共同研究チームに対し、国等の大型研究プロジェクトへの発展を目指し、産学官による横断的な結集による共同研究体制の検討を行う。 国等の大型研究プロジェクトへの発展を目指し、充実した研究シーズ発掘のための育成試験（250万円×2テーマ）を行う。
科学技術交流事業	科学技術振興・産業界活性化を目的とした科学技術フォーラムの開催、先端的・独創的な研究を実施している研究者を招いた研究セミナーの開催を行う。
情報サービス事業	県内の研究者等の財団活動に対する参画及び各界の財団事業に対する協力・支援の理解を促進するため、学術研究関連情報の収集活動、インターネットを通じた情報発信等を行う。
マッチングコーディネーター事業	企業ニーズと研究シーズをマッチングさせ、県内企業の新技術・新製品開発を促進する。

補助金名：福岡県産業・科学技術振興事業費補助金

補助経費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費、その他

補助率等：10/10 以内

根拠法令・通達等	—
事業期間	H11年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】123,576千円 【決算額】104,065千円

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[4] 新産業振興課  
2. 産業・科学技術振興費

(2) 監査手続

補助事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標の設定について

当事業の事業説明資料によると、成果指標として、自主財源の拡充とコスト削減の目的から財政負担率、およびマッチングコグデイネート事業は総コグデイネート件数（累計）が設定されている。

しかしながら他の事業に関する成果指標は設定されていない。県においては、PDCAサイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切なPDCAサイクルを実施するためには、計画段階からの目標値を設定し、たうえで、実績値と目標値とを比較する必要がある。

成果指標が設定されていない事業のうち、特に科学技術交流事業においては、科学技術振興、科学技術フォーラムや研究会セミナーを開催しており、参加者数や参加者の満足度等の成果指標を容易に設定できる。PDCAサイクルを実施するためにも、設定可能な事業においては網羅的に成果指標を導入するべきである。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [4] 新産業振興課  
 3. 飯塚研究開発センター事業費

### 3. 飯塚研究開発センター事業費

(1) 事業概要

**事業目的**  
 ○ 公益財団法人飯塚研究開発機構が、九州工業大学、近畿大学、福岡県立大学等の学術研究資源を産業界に有効に展開する新産業創造拠点としての役割を果たし、地域産業の技術の高度化につなげる。

**事業内容**  
 ○ 飯塚研究開発センターの管理及び運営を公益財団法人飯塚研究開発機構に対し委託

事業名	内容
施設管理事業	センターの土地、建物、研究機器等の効果的な管理運営
施設提供事業	研究開発室、会議室、研究機器等の貸出
産官学コーディネーター事業	テクニカルコーディネーター2名を採用し、産官学コーディネーターから共同研究開発、事業化支援までの一連の企業支援を実施
研究開発支援事業	地域中小企業へ研究オーガナイザー（大学教授等）の派遣など産学官共同研究支援や技術力向上のための技術相談会開催などを実施
人材養成事業	新たな産業展開に不可欠な高度技術者を養成するための効果的な研修を実施
産官学交流事業	各種交流会、研究会を開催することによる産官学交流の推進
情報提供事業	地域企業への最新技術情報等の提供、「ものづくりフェア」への出展
一般管理費	人件費、一般事務費等

- 補助事業  
 補助金名：飯塚研究開発センター事業費補助金  
 補助対象経費：産学官連携インターンシップ事業に要する経費

根拠法令・通達等	—
事業期間	H4年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 111,642千円 【決算額】 110,557千円

- (2) 監査手続  
 事業の管理に焦点をあて監査を実施。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 3. 飯塚研究開発センター事業費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

本事業費にかかわる人材養成事業について、養成人数 200 人が設定されている。これに対し平成 21 年度からの実績は常に 2 倍以上の達成率が続いている。

成果指標	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
養成人数	目標	200 人						
	実績	665 人	501 人	477 人	410 人	513 人	500 人	499 人

目標値と実績値とを比較することにより、事業が適切に行われたか評価することができるとはしながら、目標値が適切に設定されていないければ、事業を適切に評価することが困難となる。

福岡県総合計画において、PDCA サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が明記されている。継続的に施策の実効性を高めるためには、前年度の実績値や予測に基づき目標を改定し、目標を達成するための改善策を検討、施策の実行を行うことが必要となる。このため、目標値の妥当性を検証し、必要であるなら見直すべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 4. 先端半導体・ロボット産業振興費

#### 4. 先端半導体・ロボット産業振興費

##### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 「ロボット産業振興会議」と「福岡先端システム LSI 開発拠点推進会議」を統合し、地域の企業や大学等に蓄積されてきたロボットや半導体に関連する技術を総合的に活用できる体制を整備し、地域ポテンシャルを活用した出口戦略を加速させる。</p> <p>○ 医療福祉機器やロボットなど、今後の成長が期待される市場のニーズに沿った製品開発ができる企業を育成し、当地域を新しい製品や部品を創出する産業の集積地へ発展させる。</p> <p>○ 従来の研究開発支援を継続することで、製品開発に必要な高度技術蓄積の維持に努める。</p>
事業内容	<p>○ 先端半導体・ロボット産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療や環境配慮型製品の開発や販路拡大の支援</li> <li>・ 国際標準化の推進</li> <li>・ プロジェクト推進中核組織の運営</li> </ul> <p>○ 福岡発環境配慮型先端半導体開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先端半導体設計センターの運営</li> <li>・ システム LSI 設計試作センターの運営</li> <li>・ 地域連携コーディネーターの運用</li> <li>・ 半導体開発推進プロデューサーの運用</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27～（LSI:H13～、ロボット：H15～）
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】181,207千円 【決算額】168,608千円

##### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

##### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 4. 先端半導体・ロボット産業振興費

(4) 意見

① 成果指標について

当事業において、先端システム LSI 開発の拠点化（クラスター化）を進めるため、ベンチャー企業等の研究・製品開発に使用されるラボ（設計機器および検証機器）の利用企業数及び利用時間を目標の一つとしている。このうち、検証機器利用企業数および検証機器利用時間の実績が平成24年以降、大幅に目標を下回っている状況である。

成果指標	H24	H25	H26	H27
検証機器利用企業数	目標	23社	23社	23社
	実績	6社	9社	8社
検証機器利用時間数	目標	9,700時間	9,700時間	9,700時間
	実績	828時間	1,993時間	1,936時間

県担当者によると、検証機器の老朽化により利用企業数および利用時間数が減少し、目標と乖離しているとのことである。そうであれば、老朽化を前提とした目標の再設定を行うか、若しくは必要とあれば検証機器の更新を検討すべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 5. 三次元半導体研究センター事業費

## 5. 三次元半導体研究センター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 進化・成長を続けている実装（基板へ半導体チップ等の部品を取り付ける組立工程）技術の研究開発拠点となる「三次元半導体研究センター」を運営し、企業との共同研究、試作・評価等を支援する。
事業内容	○ 高度実装技術に関する産官学共同研究開発 ・ 高度化実装技術、評価技術に関する産学官共同研究の実施 ・ 上記開発技術の標準化促進 ○ 地域企業の技術高度化支援 ・ 設置機器を活用した基板の試作及び評価支援 ・ 設置機器を活用した技術者養成支援
根拠法令・通達等	—
事業期間	H22～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 24,813 千円 【決算額】 24,805 千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 6. 社会システム実証センター事業費

## 6. 社会システム実証センター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 技術の有効性検証、問題点把握、市場の反応等の把握を行う評価・実証の拠点施設「社会システム実証センター」を運営し、企業等の研究開発や実証実験を支援することで、製品化を促進させる。
事業内容	○ 実証実験・製品化促進 ・設置機器を活用し、実証実験実施の支援や試作機器等の評価を実施 ・既実証実験の実施に伴う知見やノウハウの提供 ○ 産学官共同研究の実施 ・国プロジェクト等を獲得し、産学官共同研究を推進 ○ ベンチャー育成 ・中小、ベンチャー企業に産学共同研究の実施場所としての研究ラボを提供すると共に、高額研究機器を広く開放
根拠法令・通達等	—
事業期間	H22～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 39,299 千円 【決算額】 39,291 千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

### (4) 意見

#### ① 収支予算書について

本事業における収支予算書において、利用料収入予算額として 76,956 千円が計上されているが、実績額は 17,312 千円となっており予算額の 4 分の 1 にも満たない。また平成 26 年度も利用料予算額は 70,690 千円、実績額は 14,733 千円であり予算額の 4 分の 1 にも満たず、予算額と実績額とが大きく乖離する状況が続いている。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔4〕新産業振興課  
6. 社会システム実証センター事業費

県によると、収入実績額が予算額より減少しているのはセンター利用の需要が少ないため、収入が確保できない分、支出も削減しているとのことである。

補助要綱によると、県は交付申請書を受領する際に収支予算書も受領し、内容を審査し、適当と認めるときに補助金の交付を決定することとなっている。県としては現実に即した収支予算書の作成を交付先へ求めるべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 7. バイオ産業拠点化推進費

## 7. バイオ産業拠点化推進費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県バイオ産業拠点推進会議の運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、企画運営委員会の開催</li> <li>・ 研究会、セミナー等の開催</li> </ul> </li> <li>○ 医薬など先端分野における研究開発の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ バイオジャパン2015への出展</li> <li>○ バイオベンチャー育成事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の有望なバイオベンチャーを発掘しバイオインキュベーションセンター及びバイオアクトリーへの誘致</li> <li>・ バイオインキュベーションセンター及びバイオアクトリーの入居企業に対し、ビジネスプラン作成、資金調達の指導</li> </ul> </li> <li>○ 新製品・新技術創出研究開発支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能性試験の実施</li> <li>・ 食品産業における研究開発育成、国研究開発事業への挑戦育成、実用化研究開発の支援</li> </ul> </li> <li>○ 食品産業など地場企業による製品開発・販売促進支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者、実用化企業など推進会議会員によるプロジェクト研究会を設置</li> <li>・ 食品開発展の開催</li> <li>・ 機能的食品の開発相談窓口の設置</li> </ul> </li> <li>○ 医工連携モデル事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療現場のニーズの把握から、研究開発、実証、薬事規制対応、販売促進まで一貫通費での支援</li> </ul> </li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H13～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 30,227千円 【決算額】 26,560千円 (H27年度分) 【予算額】 64,540千円 【決算額】 64,540千円 (H26年度繰越分)

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[4] 新産業振興課  
7. バイオ産業拠点化推進費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 成果指標について

当事業において、地場バイオ関連企業による製品開発件数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業活動全体の効果を図る指標として有用である。しかしながらそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明できず、また、翌年度以降にもフィードバックされないと考えられる。

例えば、最新の研究情報やビジネス情報の提供を目的とするバイオ研究・ビジネス最前線の活動であれば、アンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。その上で目標と実績との比較および原因把握を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。また、このように各活動で成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因が、どの活動にあるかを把握でき有用である。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [4] 新産業振興課  
 8. 水素エネルギー戦略推進費

## 8. 水素エネルギー戦略推進費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 九州大学や水素エネルギー製品研究試験センターなど、「基礎研究から製品開発、開発した製品の試験に至るまで一貫して担える」という本県の強みを活かし、県内企業の当該分野への参入促進と育成とともに、水素・燃料電池利用の先進都市モデルを展開し、他地域に先駆けて市場の創出を図る。</p> <p>○ FCV (燃料電池自動車) の普及と水素ステーションの整備に一体的に取り組み、他の地域に先駆けてFCVの普及拠点となることで、北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想の目標である「アジアをリードする自動車の開発・生産拠点の構築」を目指す。</p>
事業内容	<p>○ 水素エネルギー新産業の育成・集積</p> <p>○ 水素エネルギー製品研究試験センターによる開発支援、FC EXPO への出展の支援</p> <p>○ 水素・燃料電池利用の先進都市モデルの展開</p> <p>○ 北九州スマートエネルギーネットワークタウン (仮称) の整備</p> <p>○ 水素エネルギー社会実現フォーラム (仮称) の開催</p> <p>○ 研究・製品開発</p> <p>○ 県内企業への製品開発を助成、製品開発シーズ育成のための研究会を開催</p> <p>○ 新規参入を目指す県内企業の育成のための水素人材育成</p> <p>○ 水素関連企業等の技術者、自動車関係経営者、定置用燃料電池関係経営者を対象とした人材育成プログラムを実施</p> <p>○ 燃料電池自動車に関する県民の理解促進</p> <p>○ FCV 普及促進セミナー、FCV 展示会、試乗会の開催</p> <p>○ 燃料電池自動車導入促進事業</p> <p>○ タクシーやレンタカーへのFCV 導入を促進するための導入助成を行う。</p> <p>○ 水素ステーションの整備促進</p> <p>○ 県内に整備する水素ステーションに対し、整備費の一部を補助</p> <p>○ 県庁移動式水素ステーション整備事業</p> <p>○ 多くの県民が利用する県庁に移動式水素ステーションを設置・運用する。</p> <p>○ FCV をはじめとする水素エネルギーに対する県民の理解促進を図るため、併せて情報発信設備も設置する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H23～H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	<p>【予算額】 46,698 千円 【決算額】 43,826 千円 (H27 年度分)</p> <p>【予算額】 318,119 千円 【決算額】 185,382 千円 (H26 年度繰越分)</p>

- II. 各論 (結果及び意見)
  - [4] 新産業振興課
- 8. 水素エネルギー戦略推進費

(2) 監査手続

事業の管理および水素ステーションの整備過程の合規性に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費

## 9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水素エネルギー新産業の育成、集積の拠点としての役割を担う</li> <li>○ 試験実施体制や企業支援機能を発揮し、企業からの様々な試験要望等に対応する</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試作品等に関する製品試験           <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの施設を利用した製品試験</li> </ul> </li> <li>○ 製品試験方法の開発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州大学等の知見を活かした製品試験方法の開発</li> </ul> </li> <li>○ 製品開発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間等との共同研究（バルブ等の共同開発、材料開発）</li> </ul> </li> <li>○ 水素エネルギーに関するセミナー、広報活動等</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H21.3 運営財団設立 H22.4～運営開始
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】75,401千円 【決算額】75,401千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
[4] 新産業振興課  
9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費

(4) 意見

① 成果指標について

当事業において、新規参入企業等育成数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業の活動の全体の効果を測る指標として有用である。しかしながら、それだけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、試作品等に関する製品試験であれば受託試験数または受託試験収入、セミナーや広報活動であれば参加者数や施設見学者数など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。またこのように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因が、どの活動にあるかを把握でき有用である。

なお、当事業は平成28年度より県補助金の交付は無くなっており、財団の自主財源にて行われていることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 10. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費

## 10. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 九州大学との連携による新規有機EL材料（TADF）の実用化研究開発、有機ELを使って製品化を考えている企業との共同研究開発、研究会による地場企業の参入促進等一連の支援を行い、有機ELデバイス関連企業の育成・集積を図り一大開発拠点となること。
事業内容	○ 第3世代有機EL材料の実用化研究開発 産業界へ当該技術の橋渡しを行うため、青色材料の開発や材料そのものの長寿命化に取り組む。
根拠法令・通達等	—
事業期間	H24～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】43,464千円 【決算額】39,016千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 1.1. 医療・福祉機器関連産業振興費

## 1.1. 医療・福祉機器関連産業振興費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 今後も成長が見込まれる医療福祉機器市場をターゲットとして、本県の強みであるロボットや半導体技術等を活用した医療福祉機器の開発を推進する。病院業務の効率化や医療従事者の負担軽減に資する機器など病院や介護・福祉施設をユーザーとする幅広い機器を対象とし、開発を推進する。</p>
事業内容	<p>○ ネットワークの運営及び拡大        県内中小企業の医療福祉機器分野へのさらなる参入、機器開発の促進、並びに県の支援施策等の周知を図るため、ネットワーク全会員及び参入意欲を有する企業等を対象とした参入促進フォーラム（全体講演会・交流会）を開催する。また、医薬品医療機器等の概要や規制への対応、ISO 認証取得等に関するセミナー、病院・福祉施設等の現場ニーズ発表会を開催するとともに、ホームページによる施策情報等の発信を行う。</p> <p>○ コーディネーターによる調査、マッチング、アドバイスの実施        医療福祉機器関連のメーカー・販社OB、医師、臨床工学技士、看護師、薬事コンサルタント等の専門人材をコーディネーターとして登録し、病院・福祉施設の現場ニーズや企業の特許技術の調査、両社の適切なマッチング、企業へのアドバイス等を実施する。</p> <p>○ 薬事法等認証取得支援        開発した医療福祉機器の薬事法等の認証取得や、国際規格であるISO 認証等の取得に係る経費の一部を助成する。</p> <p>○ 工工連携による医療福祉機器開発の推進        病院等の身近で多様なニーズを医療福祉機器の開発・製品化につなげていくため、中小企業にニーズを提供し、指導を行いながら機器の共同開発を行うことが可能な病院等に対して、共同開発・指導業務を委託する。</p> <p>○ 福岡発医療福祉機器の販路開拓支援        新たに開発した医療福祉機器の販路開拓のため、多くの医師や医療福祉関係者が来場する学会や大規模展示会において、「ふくおか医療福祉機器開発・実証ネットワーク」として出展ブースを確保し、機器の優位性等をアピールする。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	<p>【予算額】 11,375 千円 【決算額】 6,467 千円 (H27 年度分)</p> <p>【予算額】 16,559 千円 【決算額】 13,744 千円 (H26 年度繰越分)</p>

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあてて監査を実施。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 11. 医療・福祉機器関連産業振興費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

当事業の成果指標の一つとして、「ふくおか医療福祉関連機器等開発・実証ネットワーク」会員数を挙げている。

成果指標	年度	H26	H27	H28	H29	H30
会員数（人）	目標	100	110	120	130	140
	実績	180	258			

平成30年度の目標を事業初年度の平成26年度に達成しているため、目標が過少でなかったかどうか、また、今後も成果指標として設定する必要があるのか否かを検討する必要がある。

なお、当事業の平成29年度以降の目標値は適正な値に見直されていることを申し添える。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課

1 2. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費

## 1 2. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費

### (1) 事業概要

事業目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産技術力や研究開発力の強化、さらにはアジアへの積極展開により、国際競争力の向上を目指すし、地元調達率 70%を目指す。</li> <li>○ 新技術を駆使した環境対応車や次世代自動車の開発生産拠点となり、今後 10 年の間に「国内シェア 20%」、「180 万台生産」を目指す。</li> <li>○ ITS 等新たな交通システムなどの実証及びこれらを支える新産業の創出により、新たな自動車社会のモデルを提案・発信する拠点を目指す。</li> </ul> <p>&lt;福岡モーターショー関連事業費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡モーターショーへは、カーユーズ、自動車関係者、学生等幅広い層の来場者があることから、北部九州の完成車生産基地としての拠点性や自動車先端技術開発拠点としての将来性を強くアピールする。</li> <li>○ 産官学が連携して自動車産業振興施策を進めてきたこれまでの成果と今後の展望を県民（来場者）へ示し、県施策に対する理解と支持を得る。</li> </ul>
事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進フォーラムを開催</li> <li>・ プロジェクトの進捗状況の説明や九州の 4 つのメーカートップによる取組発表等</li> <li>・ 九州自動車・二輪車産業振興会議負担金</li> </ul> </li> <li>九州全体の連携により、部品産業のさらなる集積を目指し、共同実施事業として商談会を開催</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援体制の充実強化、国内外の取引拡大支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車産業競争力強化支援室の運営</li> <li>地元企業の個別支援プログラムの策定やマッチング先の開拓</li> <li>・ 1 次部品メーカー支援による地元企業現場監督者研修を実施</li> <li>・ 自動車産業アドバイザーによる地元企業に対する現場改善・生産技術向上、マッチングの支援</li> </ul> </li> <li>・ 商談会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車メーカーや 1 次サプライヤー本社での商談会や地元における大規模商談会を開催</li> </ul> </li> <li>○ インドネシア自動車ビジネスミッション           <ul style="list-style-type: none"> <li>部品企業が集積しつつあるインドネシアへハミッション団を派遣し、現地企業との商談会を開催</li> </ul> </li> </ul>

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [4] 新産業振興課  
 1 2. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費

- 電子・電装系企業の集積促進
  - ・ 電子・電装系分野参入促進セミナー、部品商談会の開催
  - ・ 地元企業による電子・電装系分野への参入を支援するカーエレクトロモーターの設置  
月8日勤務を2名配置
- 先進環境対応車部品研究会の開催
  - ・ FCV (燃料電池自動車) 研究会、軽量化・小型化研究会、高機能部品研究会の開催
- 高齢者にやさしい自動車開発プロジェクト
  - ・ 高齢者にやさしい知事連合の開催に要する経費
- 自動車 ITS 新産業創出支援事業
  - ・ 自動車 ITS ビジネス研究会の開催
  - ・ 国際自動車通信技術展への出展支援

<福岡モーターショー関連事業費>

県 (推進会議) 主催事業

- ・ 自動車産業フォーラム、北部九州自動車産業未来展、水素エネルギー社会展

根拠法令・通達等	—		
事業期間	H19～		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 151,662 千円	【決算額】 28,466 千円 (H27年度分)	【予算額】 5,379 千円
			【決算額】 3,300 千円 (H26年度繰越分)

(2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 成果指標について

当事業において、地元調達率および国内シェア・生産台数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔4〕新産業振興課

12. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費

当成果指標は事業全体の効果を図る指標としては有用である。しかしそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判断せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、商談会であれば参加者数や商談成立件数など、包括的な指標を達成するために必要となる各活動における成果指標を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。またこのように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因が、どの活動にあるかを把握でき有用である。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 1.3. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費

### 1.3. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費

#### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 無業者に対して、販売拡大が見込まれる家庭用燃料電池に関する知識・技術を習得させ、営業・販売の即戦力への育成することにより雇用を創出。</p> <p>○ 家庭用燃料電池販売業者における関連社員教育のノウハウの蓄積を進め、販路の拡大については、水素・燃料電池関連産業の振興を図る。</p>
事業内容	<p>○ 無業者を雇用の上、家庭用燃料電池の販売・営業に必要な知識・スキルの教育をエネファーム取扱事業者へ委託し、営業・販売に必要な知識を習得させる。</p> <p>雇用日数 252日、新規雇用実数 2人、延日数 504日</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】6,729千円 【決算額】2,699千円

#### (2) 監査手続

委託事業の管理、特に合规性に焦点をあて監査を実施。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

#### ① 実績報告書の不備について

当事業の仕様書において、OFF-JTとOJTを組み合わせた、効果的な人材育成を図ることが求められている。しかしながら、実績報告においてOFF-JTの時間の記載が無いため、委託内容が適切に履行されたか否か判断できないものがあった。

事業報告を受けた段階、また履行確認時において、仕様書に従った履行が行われたか否か確認するべきである。

なお、当該OFF-JTについて、監査期間中に県担当者が委託先に確認したところ、当時のOFF-JTの履行が確認できたことを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 1 4. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費

## 1 4. 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 有機化学の素養を持つ求職者を雇用し、有機EL分野での研究開発に係る技能・知識を習得させ、今後の成長が期待できる有機EL分野での就業に結び付ける。</p> <p>有機光エレクトロニクス実用化センターの最優先案件である、九州大学発の原料に希少金属（イリジウム）を使用しない世界最先端有機EL材料「TADF」の実用化について、当該実用化支援に従事する人材を確保し、「TADF」の実用化を加速させる。</p>
事業内容	<p>○ 有機光エレクトロニクス研究開発人材育成事業</p> <p>公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団へ業務委託を行う。当該財団は有機化学の素養を持つ求職者を雇用し、財団が運営する有機光エレクトロニクス実用化開発センターでの研究開発業務への従事や、センター研究員による技術指導や外部研究会や技術発表会への参加により、有機EL分野での技術・知識を習得させる。</p> <p>雇用日数 252日、新規雇用実数 2人、延日数 504日</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span> その他
事業費	【予算額】14,355千円 【決算額】4,041千円

### (2) 監査手続

委託事業の管理、特に合規性に焦点をあてて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課

15. グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費

15. グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費

(1) 事業概要

事業目的	○ グリーンアジア国際戦略総合特区の取組みと相まって、グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成を強力に加速させるとともに、その効果を県内中小企業に波及させ、良質で安定した雇用創出を図る。
事業内容	○ パワー半導体中核人材育成事業 ・ 求職者の雇い入れに必要な事業拡大のための従業員の人材育成と、求職者のOJTによる人材育成を助成。 ○ 軽量Ruby技術者育成事業 ・ 組み込みシステム開発言語として軽量Rubyの導入を検討する企業で雇用の上OJTを実施。
根拠法令・通達等	—
事業期間	H25年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 68,250 千円 【決算額】 53,379 千円

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔4〕新産業振興課

15. グリーンイノベーション・人材育成・雇用創造プロジェクト事業費

(2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 特命随意契約の公表について

軽量 Ruby 技術者育成事業において特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [4] 新産業振興課  
 16. 海外ビジネス訪問団派遣費

## 16. 海外ビジネス訪問団派遣費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 米国とのネットワークの中でも最も重要となる「米日カウンシル」（日米間のハイレベル交流を推進する組織）との関係強化を図り、米国との経済交流を促進する。</p> <p>○ 米国西海岸地域にビジネス訪問団を派遣し、世界最先端のIT企業や有力なITコミュニティとのネットワーク構築を図ることにより、県内企業の海外市場展開及び海外企業とのビジネス連携を促進する。</p>
事業内容	<p>○ 米国ビジネス訪問団の派遣        日米間のハイレベル交流を推進する組織である「米日カウンシル」、及び本県サンフランシスコ事務所と連携し、世界のIT産業をリードする米国シリコンバレーに県内IT関連企業等で構成される訪問団を派遣し、現地企業とのビジネスマッチングや有力なITコミュニティとのネットワーク構築等を通じて、具体的なビジネス成約を図るとともに、現地企業との継続的な関係性を構築する。</p> <p>【日程】平成27年9月28日（月）～10月3日（土）4泊6日</p> <p>【場所】シリコンバレー</p> <p>【訪問者】・県内のIT関連企業（Rubyを活用している企業メイン）13社        ※県内企業参加者の渡航費・滞在費は各自負担        ・まつもと氏（Ruby開発者）、本県担当者</p> <p>【内容】①企業訪問        Cisco社など現地の有力IT企業を訪問、意見交換        ②「Fukuoka Ruby Night」の開催        現地企業やITコミュニティの関係者を招待、日米双方の企業によるプレゼンテーション、商談、ネットワークキング</p> <p>○ 「米日カウンシル」との関係強化        「米日カウンシル」との更なる関係強化を図るため、前年に引き続き、日米ハイレベル会合である「米日カウンシル知事会議」に参加し、米日カウンシル幹部との意見交換、知事によるトップセールスを実施する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】3,751千円 【決算額】3,751千円

### (2) 監査手続

事業の管理に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [5] 工業保安課  
 1-1. 保安対策事業助成費

## [5] 工業保安課

### 1-1. 保安対策事業助成費

#### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 高圧ガス及び火薬類に対する保安については、ガス・火薬類の取扱者を直接指導する等、県行政のみでは十分な保安の確保が困難であるため、関係業界で組織している団体の保安活動に対し助成を行い、保安対策の確立を図る。</p> <p>○ 高圧ガス、火薬類等の危険物取扱いに伴う事故の発生を未然に防止するための保安対策を確立し、県内の事故件数ゼロを目指す。</p>
事業内容	<p>高圧ガス及び火薬類に対する保安対策の確立を図るため、関係業界で組織している団体((一社)福岡県LPガス協会 外3団体)の保安活動に対し、平成26年度から平成28年度(火薬類保安対策は平成27年度から平成31年度)にかけて県が以下の助成を行うもの。</p> <p>○ LPガス保安対策事業費補助金</p> <p>○ 冷凍設備保安対策事業費補助金</p> <p>○ 高圧ガス保安対策事業費補助金</p> <p>○ 火薬類保安対策事業費補助金</p>
根拠法令・通達等	福岡県補助金等交付規則(昭和33年、規則5)
事業期間	S47～
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他
事業費	【予算額】9,015千円 【決算額】9,006千円(1-2と合算)

#### (2) 監査手続

当該補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[5] 工業保安課  
1-1. 保安対策事業助成費

(4) 意見

① 補助金交付の有効性及び経済性の検証について

a. LP ガス保安対策事業費補助金・火薬類保安対策事業費補助金に係る講習会について

LP ガス保安対策事業費補助金で助成している保安教育訓練・製造事業所保安指導について、補助事業実績報告書の「補助事業の効果」として講座数・受講者数を明記することで、「保安レベルの向上が図られた」と評価している。また、火薬類保安対策事業費補助金で助成している保安責任者保安教育講習会・従事者保安教育講習会・再教育講習会についても、補助事業実績報告書の「補助事業の効果」として講座数・受講者数を明記することで、「所期の目的に沿った効果をあげた」と評価している。

しかしながら、このような記載では、どの程度の効果が発現したかが判明せず、また、翌年度以降の講座内容にもフィードバックされないと考えられる。

当該講習は保安業務に従事する民間事業者の従業員が受講し保安に対する意識・理解を高める必要があるため、より具体的な効果測定方法としては、アンケートでその日の講座内容の理解度を確認する等の対応が考えられる。その上で、その結果を補助事業実績報告書に記載し、県の監査で効果発現の程度や改善状況を具体的に把握し、補助金交付の有効性及び経済性を検証する必要がある。

b. 火薬類保安対策事業費補助金に係る巡回指導について

火薬類保安対策事業費補助金で助成している巡回指導事業について、補助事業実績報告書の「補助事業の効果」として巡回事業所数・日数等を明記しているが、さらに巡回先の指摘事項等を補助事業実績報告書に記載し、県の監査で効果発現の程度や改善状況を具体的に把握し、補助金交付の有効性及び経済性を検証することが必要である。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [5] 工業保安課  
 1-2. 保安対策事業助成費 (保安人材育成事業)

## 1-2. 保安対策事業助成費 (保安人材育成事業)

### (1) 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保安関係団体及び関係企業と連携して高圧ガス保安支援を強化し、事故減少を目指す。</li> <li>○ 高い保安技術を有する大手事業者等のノウハウを活用して、中小企業へ保安技術の支援を強力に進める。</li> <li>○ 保有する設備に応じた保安技術者の育成を行い、保安技術の継承を行う。</li> <li>○ トップから新任技術者までを対象とすることにより、業界全体の保安意識の高揚を図る。</li> </ul>
事業内容	<p>福岡県及び保安関係団体で福岡県高圧ガス保安推進会議を構成し、保安の人材育成に関する事業を実施する。県及び保安関係団体は事業費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保安人材の育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新任技術者育成事業【県、団体負担】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県高圧ガス保安技術継承講座の開催 (7 講座 約 50 名/1 講座 延べ約 350 名)</li> <li>・県内 4 地区内に、退職したベテラン保安技術者による保安技術の実務指導を行う。</li> <li>・対象者は、県内の高圧ガス製造事業所及び高圧ガス販売事業所に従事してから 5 年未満の若手保安管理技術者</li> <li>・事業所の現場を借り稼働中の設備を教材とし、体験・実感する保安管理技術の指導を行い、技術を継承する。</li> </ul> </li> <li>② 保安技術アドバイザー派遣事業 (約 40 社)【県、団体負担】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベテラン保安技術者を登録し、事業所からの様々な産業保安に関する相談に対応するとともに、現地に赴き指導・点検を行う。</li> </ul> </li> <li>③ トップセミナーの開催 (約 500 社)【団体負担】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセミナーの開催により事業者の経営者に保安活動の重要性について啓発し、事業所の保安意識を高めさせる。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 福岡県高圧ガス保安情報ネット発信事業【団体負担】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用し、最新の保安技術情報を提供する。</li> </ul> </li> </ul>
根拠法令・通達等	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
事業期間	H21～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 9,015 千円 【決算額】 9,006 千円 (1-1 と合算)

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[5] 工業保安課  
1-2. 保安対策事業助成費 (保安人材育成事業)

(2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続 (閲覧、突合及び質問等) を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [5] 工業保安課  
 2. 高圧ガス免状交付委託事業費

## 2. 高圧ガス免状交付委託事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 高圧ガス免状交付事務を高圧ガス保安協会に外部委託することで、県の業務を効率化する。
事業内容	
① 委託内容	高圧ガス製造保安責任者免状（9種類）、高圧ガス販売主任者免状（2種類）、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え
② 委託先	高圧ガス保安協会（東京都）
根拠法令・通達等	高圧ガス保安法第29条の2、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4の2
事業期間	H16～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】2,411千円 【決算額】2,411千円

### (2) 監査手続

当該委託料に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [5] 工業保安課  
 3. L P ガス消費者保安対策費

### 3. L P ガス消費者保安対策費

#### (1) 事業概要

事業目的	○ 防災対策上、ガス設備等の状況は市町村が把握しておく必要がある、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の液化石油ガス設備工事をした旨の届出の受領」を移譲することで、地域防災を効率的に進めることができる。
事業内容	① 移譲内容 学校、病院、共同住宅等のような施設又は建築物にあって、(1) 容器で貯蔵する場合は、貯蓄能力 500kg を超え 3,000 kg 未満、(2) 貯槽及びバルク貯槽で貯蔵する場合は、貯蓄能力 500kg を超え 1,000 kg 未満を満たす一定規模の設備工事を行った時は、「液化石油ガス設備工事届」を届出るもの ② 移譲先 福岡県内 60 市町村
根拠法令・通達等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3、福岡県事務処理の特例に関する条例第 2 条
事業期間	H12～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 794 千円 【決算額】 794 千円

#### (2) 監査手続

当該交付金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 1. 戦略的企業立地促進事業費

## [6] 企業立地課

### 1. 戦略的企業立地促進事業費

#### (1) 事業概要

事業目的	
○	県外企業が県内で新たに事業展開しようとする場合や県内企業が新たな事業展開を図る際、交付金の交付により、初期投資の負担軽減を図ることによって、福岡県における企業立地の促進を図る。
○	グリーンアジア国際戦略特区構想に掲げる国内のグリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成。
○	産業の空洞化を招く国内企業の海外への流出防止。
事業内容	
○	企業立地促進交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内への立地企業に対して初期投資軽減のために交付金を交付するもの。</li> <li>・ 移転：(対象企業) 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 (コンタクトセンターを除く)、インターネット・データ・センター、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所</li> <li>・ 新設または増設：(対象企業) 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット・データ・センター、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、航空運送業、道路貨物運送業</li> </ul>
○	現地調査等に係る事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金対象企業の現地調査</li> </ul>
根拠法令・通達等	福岡県企業立地促進交付金交付要綱
事業期間	S63～H28
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 1,133,329 千円 【決算額】 996,345 千円

#### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[6] 企業立地課  
1. 戦略的企業立地促進事業費

(4) 意見

① 成果指標の設定・確認について

成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げている。

しかしながら、当該交付金は設備に対する交付のみならず、雇用に関する交付も含んでいるため、後者に対応する成果指標が設定されていない。

新規雇用は、企業誘致・設備投資に付随するものとはいえ、雇用に関する交付がある以上、交付の効果を適切に測定するため、当該交付に対応する成果指標（例えば、年間新規雇用数等）を適切に設定する必要がある。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 2. 企業誘致強化推進事業費

## 2. 企業誘致強化推進事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
本県企業誘致活動を強化推進するための各事業を実施する。 本事業は、以下の事業により構成されている。	
事業	内容
①本県ポテンシャル紹介	企業誘致活動のために必要な本県PR資料の作成及び
②企業情報収集	企業情報の収集
③対経営者情報発信・収集	県幹部と本県にゆかりのある企業の経営トップとの懇談会を開催し、情報収集・発信を行う。
④福岡県立地企業振興会	本県立地企業のアフォーローのための協議会運営
⑤重点産業分野への誘致活動強化	自動車、環境エネルギー等関連企業への企業誘致活動強化
⑥経営トップ戦略的誘致活動	県幹部職員による企業訪問（トップセールス）
⑦特区構想情報発信	特区セミナーの開催によるPR活動及び現地視察会の実施

各事業の目的は、以下に記載する。

#### 事業内容

各事業の内容は以下のとおり

- ① 本県ポテンシャル紹介

#### 【事業目的】

企業が立地場所を選定する場所に重視する交通インフラや人材環境等、アジアとの近接性や自動車関連産業の集積など本県の持つポテンシャルをアピールするための資料を作成し、誘致活動のツールとして活用し、企業立地に結び付ける。

#### 【事業内容】

冊子（ポテンシャルPRパンフレット）の発行

- ② 企業情報収集

#### 【事業目的】

専門情報機関からターゲットとする産業の業界動向や未公表の設備投資計画などの個別企業情報入手し、トップセールス等を含めた効率的な誘致活動を展開する。

#### 【事業内容】

情報機関からの設備投資情報等の入手（業界動向調査委託、企業情報購入）

- ③ 対経営者情報発信・収集

#### 【事業目的】

県三役、幹部が各界の経営トップと直接産業界の動向など多岐にわたり意見交換を行うことにより、本県産業政策等の用法発信および企画立案に当たっての情報収集を図る。経

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 2. 企業誘致強化推進事業費

営トップとの人的ネットワークの構築等により、企業誘致に当たっての情報収集の強化や本県の立地環境についての効果的な情報発信を図る。

【事業内容】

「福岡県経営トップ懇談会」の開催（年1回・東京都内ホテル）  
 「福岡県関西トップ懇談会」の開催（年1回・大阪府内ホテル）

④ 福岡県立地企業振興会

【事業目的】

福岡県立地企業振興会で行う次の事業により、立地企業の事業をアフターフォローすること、本県の産業の多様化及び活性化を図る。

【事業内容】

- ・既存立地企業からの要望・相談を受けることにより、企業立地課がワンストップ窓口として、関係機関との調整を図る。
- ・新規立地企業の業種を超えた交流により、新たなビジネスチャンスの拡大を目指す。

【福岡県立地企業振興会の概要】

<目的> 県との意見交換の実施、立地企業相互の情報交換と相互協力の推進等  
 <構成団体> 県内立地企業（平成26年10月現在175社）、福岡県（商工部長、商工政策課長、各中小企業振興事務所長）、その他（県内主要銀行等）

⑤ 重点産業分野への誘致活動強化

【事業目的】

国内有数の自動車産業拠点としての技術の蓄積や人材の集積等の強みを活かし、環境対応車等の次世代車の開発・生産に関連する企業を中心に、今後も自動車関連企業への誘致活動を強力に推進し、企業立地を促進する。今後の成長と活発な設備投資が期待できる、太陽電池・リチウムイオン電池等の環境エネルギー関連企業並びに航空機関連分野の企業も対象に重点的な誘致活動を展開し、企業立地を促進する。

【事業内容】

- 企業誘致活動の強化
  - ・ 対象企業：自動車関連企業270社、環境エネルギー関連企業180社、半導体関連企業150社、航空機関連企業200社 程度
  - ・ 訪問行程：1泊2日で5社訪問
  - ・ 訪問回数：1社2回（半期毎に投資計画等を探るために訪問）

⑥ 経営トップ戦略的誘致活動

【事業目的】

企業立地課による誘致活動の中で収集した情報に基づき、本県への立地の可能性がある企業へ知事を始めとする幹部職員が直接訪問。効果的に企業誘致の実現を目指す。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 2. 企業誘致強化推進事業費

### 【事業内容】

- ・本県幹部職員による企業訪問（トップセールス活動）の実施  
 企業立地課、県外事務所職員による誘致活動により入手した情報や、東京・関西トップ懇談会による情報、人脈等を活用して、知事・副知事ほか本県幹部職員による企業訪問を行う。
- 1. 訪問企業数：東京 18社、大阪 6社、名古屋 12社程度
- 2. 訪問方法：対象企業を効率的に訪問するため1泊2日の日程で実施(3社/回を訪問)  
 東京 6回/年、大阪 2回/年、名古屋 4回/年
- 3. 訪問者：本県幹部（知事または副知事）及び企業立地課職員、県外事務所職員

### ⑦ 特区構想情報発信

#### 【事業目的】

企業にとつて魅力的な企業誘致のツールとして、「グリーンアジア国際戦略総合特区」による優遇制度や財政支援制度を関東・関西圏の企業に広くPRし、企業に対するインセンティブとして最大限活用していく。重点誘致分野のターゲット企業に、特区制度に加え、本県の立地環境、交通インフラ、生活環境等、総合的な本県のポテンシャルを直接感じてもらうことで、新規立地に結び付ける契機とする。

#### 【事業内容】

- ・「グリーンアジア国際戦略総合特区・福岡県企業立地セミナーin 大阪」  
 大都市圏における特区制度の認知度を高め、本県が企業活動の場として優位性を持っていることを広く周知するため、大阪にて主に重点誘致分野の企業を対象とした企業立地セミナーを開催する。
- ・「ふくおか立地支援視察会」の開催  
 重点誘致分野のターゲット企業を本県に個別に招致し、特区の取り組みの現状や、産業集積、工業用地、産業支援施設、学術研究施設、インフラ整備状況、住宅・医療・教育環境など、本県がもつポテンシャルを直接見て、感じてもらうことにより、新規立地につなげていく。

根拠法令・通達等	なし（県単独事業）
事業期間	H10～H28（各事業により異なる）
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 14,610千円 【決算額】 11,354千円

### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔6〕企業立地課  
2. 企業誘致強化推進事業費

(4) 意見

① 成果指標の設定・確認について

a. 重点産業分野への誘致活動強化事業、経営トップ戦略的誘致活動事業

成果指標として、前出の戦略的企業立地促進事業費と同じ年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げている。

これは上記のように複数の事業共通の成果指標であり、当該事業個別の成果指標は設定していない。

県の事業因果関係を有するのは後者の成果指標であり、年間を通して当該事業に係る誘致活動を行った結果としてどれだけの効果が挙げられているかを把握するためにも、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。

b. 特区構想情報発信事業

当該事業の成果指標として、前出の戦略的企業立地促進事業費と同じ年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げている。

しかしながら、当該成果指標では、セミナーの開催によって、どの程度の効果が発現したかが判明せず、また、翌年度以降の講義内容にもフィードバックされ難いと考えられる。

したがって、セミナー時のアンケートによる評価や意見・要望の記載等での日の理解度・満足度を確認する等、より具体的な成果を測定する必要がある。その上で、把握した意見・要望を翌年度の活動にフィードバックし、毎年度改善していくことが望まれる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 3. 航空機産業振興費

### 3. 航空機産業振興費

#### (1) 事業概要

事業目的	
○	24時間運用可能な北九州空港と隣接する広大な用地、自動車産業や素材産業等の人材・技術の蓄積など、本県が持つポテンシャルの高さをアピールし、航空機産業関連企業の誘致活動を強化する。
○	これまでの振興会議の働きかけもあり、平成26年2月に、三菱重工業は北九州空港をMRJの飛行試験や駐機の拠点として活用する方針を決定。将来的に、飛行試験に必要なとなる航空機整備(MRO)分野への参入の可能性が出てきたことから、この機会を捉え、まずはMRO分野への参入を目指した取組みを行う。
事業内容	
①	総会・講演会等の開催
②	航空機部品製造企業一括受注体制構築に向けた専門家会合の設置
③	航空機産業参入研究会の開催
④	航空機産業展示会出展支援
⑤	航空機産業参入支援体制の強化
⑥	MRO分野への参入に向けた地元企業への個別指導
⑦	MRO分野に係る人材育成
上記に加え、航空機関連企業への誘致活動	
根拠法令・通達等 なし	
事業期間	平成22年～28年
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】5,160千円 【決算額】4,755千円

#### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

#### (4) 意見

#### ① 事業の具体的な成果測定方法について

成果指標として、航空機産業振興会議の会員数を100社にするという指標を掲げている。しかしながら、上記会員には企業・学校等、航空機産業参面に直接的に関連する企業だ

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[6] 企業立地課  
3. 航空機産業振興費

けが含まれている訳ではなく、当該指標だけでは、事業における予算執行の効果がどの程度発現したかが測定し難いと考えられる。

当該事業は、県における航空機産業の振興を図るため、航空機産業関連企業の誘致により地域企業が航空機分野に参画することを目的として実施されていることから、より目的に合致する成果指標を設定する必要がある。

なお、平成28年度では、成果指標を航空機分野への参画企業数に改訂したということである。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 4. 海外企業誘致センター事業費

#### 4. 海外企業誘致センター事業費

##### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 海外企業誘致を通じて、地域経済の活性化や雇用創出を図るとともに、県内企業の海外ビジネス展開のきっかけづくり、国際ビジネス拠点としての本県の魅力やイメージ向上につなげる。</p> <p>○ 本県の投資環境を様々な機会を捉えてPRし、対投資を検討する海外企業や地方展開を検討する外資系企業に対するアプローチを積極的に行い、きめ細かなサポートを提供することを通じて一社でも多くの誘致を目指す。</p> <p>○ また、県内へ誘致・進出した企業に対するフォローアップにも力を入れ、企業の撤退や縮小を最低限に抑えるように努める。</p>
事業内容	<p>福岡県内への海外企業誘致活動を一元的に行う「福岡県海外企業誘致センター」を通じて、投資環境のPRや市場情報の提供、拠点設立までのサポートおよび進出後のフォローアップを一貫して提供する。</p> <p>○ 福岡県海外企業誘致センターの活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信および広報活動：ウェブサイトを、パンフ等の活用、および各種イベントの機会を捉えた投資環境や産業施策に関する情報発信</li> <li>・ 誘致活動：地方展開の可能性がある首都圏等の外資系企業の発掘、企業訪問、投資環境等のプレゼン、在日外国政府機関や商工会議所等との情報交換、本県の海外事務所と連携した誘致活動</li> <li>・ 立上げ支援：事業可能性調査のサポート、誘致対象企業来福時のアテンド、県内企業紹介、不動産物件紹介、法人登記手続きの支援</li> <li>・ フォローアップ：国際ビジネスネットワーク組織「福岡国際ビジネス協会(FIBA)」に対する支援、誘致企業への定期的なフォローアップ訪問</li> </ul>
根拠法令・通達等	なし
事業期間	平成14年～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】5,501千円 【決算額】5,163千円

##### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の規程性等を検証した。

##### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
〔6〕 企業立地課  
4. 海外企業誘致センター事業費

(4) 意見

① 経費精算に係る請求書記載事項について

県職員の誘致活動に伴う経費は、県職員が立替払し、それを県が運営費を負担している海外企業誘致センターに請求・精算するという流れとなっている。

この海外企業誘致センターへの請求書及び添付の証拠書類（領収書等）を調査したところ、県職員によりその内訳の記載内容にばらつきがあった。

打合せとして企業担当者と会食をした際に、会食に参加したと思われる企業担当者の名刺のコピーが根拠資料として付されているのみで、県側と企業側の各出席者数が明記されていないため、その支出額の妥当性が判断できないものがあった。

請求書の記載事項について定型的なルールを設け、少なくとも会食等に係る請求書（または根拠資料）に参加人数等の記載を求める必要がある。

② 成果指標の設定・確認について

成果指標として、海外企業の年間誘致件数という包括的な目標のみを掲げている。

しかしながら、業種別や分野別の年間誘致件数等、より具体的な成果指標もあわせて設定することにより、事業および予算を効果的かつ効率的に実行できるとともに、その活動の成果をより具体的に測定することが可能になると考えられる。

当該事業でウェブサイトでの広報活動も行っているため前者の件数も成果指標の1つと考えられるが、県の予算執行の結果について具体的に効果測定できるのは後者の成果指標であるため、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 5. 工場適地調査支援費

## 5. 工場適地調査支援費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 新たな団地整備を計画している市町村を支援し、十分な工業団地を確保することで、地域経済の活性化や自主財源の確保、雇用機会の拡大を目指すとともに、活力にあふれた成長力に富んだ経済と雇用を創出する。</p>
事業内容	<p>○ 工場適地調査補助金        市町村（政令市を除く）が行う工業団地整備のための企画調査費（開発候補地調査）に対する助成。市町村による工業団地整備の検討促進が目的。</p> <p>○ 工業団地開発にかかる指導・調整・研修会開催および県内工場用地の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への<u>指導、調整</u>          市町村に対し、工業団地開発に関する各種法規制、手続き等に関する個別の助言指導を行う。工業団地開発にあたって農地転用手続が必要な場合には、九州農政局および本県関係部局との協議調整を行う。</li> <li>・市町村担当者研修会の開催          市町村担当者に対し、工業団地開発に関する各種法規制、手続き等に関する研修会を開催する。</li> <li>・県内工場用地および候補地の情報収集          市町村と協力して、企業誘致に活用可能な民有地の情報収集を行う。</li> </ul>
根拠法令・通達等	なし（県単独事業）
事業期間	平成27年～29年
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】14,788千円 【決算額】14,068千円

### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[6] 企業立地課  
5. 工場適地調査支援費

(4) 意見

① 調査業務の方法について

市町村が民間の調査会社に委託して行った工場適地調査業務の結果報告書を閲覧等したところ、平成27年度の4つの調査のうち、築上町・篠栗町・上毛町の3つは現地調査(ボーリング調査等)を実施しているが、柳川市は立地データの比較のみで現地調査の実施の有無が確認できなかった。

確かに、柳川市については、離れた多数の候補地の中から工業団地に適した候補地を絞り込む必要があったため、効率的な調査が必要であったという点は理解できる。

しかしながら、机上のデータに基づいた調査だけでは、実際に現場を視察したならば得られたであろう情報が、調査結果に反映されていない可能性がある。

県の工業用地の残余分譲可能面積が逼迫している現状において、より良質の工場適地を効率的かつ的確に探し出すために、当該業務の調査会社への委託に際して、極力、現地調査を実施するように働きかけることが望まれる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 6. 本社機能等立地推進事業

## 6. 本社機能等立地推進事業

### (1) 事業概要

事業目的	○ これまで手薄だった「サービス関連産業」の本社機能移転・拡充を一層推進し、若い世代が安心して生活するための良質で安定した雇用を創出する。
事業内容	○ 「福岡県本社機能等立地促進セミナー」の開催 ・本社機能が集中する三大都市圏において、本社機能誘致のためのセミナーを開催し、本県立地環境をPRする。 <概要> ① 開催場所 : 三大都市圏内のホテル 対象企業 : 福岡県内に支店等もち三大都市圏に本社のある企業 (約200社) ② 内容 : 知事プレゼン、県内立地企業等による講演、優遇措置の紹介、本県立地環境のPR、交流会 ③ 本県出席者: 知事、商工部長、立地課長、ほか ※北九州市、福岡市をはじめとする県内自治体にも参加を呼びかけ、県全体が一体となって本社機能誘致を推進している姿勢をアピールする
根拠法令・通達等	なし
事業期間	H27
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】3,318千円 【決算額】1,154千円

### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

### (4) 意見

#### ① 事業の細分化について

前出の企業誘致強化推進事業費（特区構想情報発信）で「福岡県・久留米市 企業立地セミナー」を大阪で開催し、当該事業で「本社機能等立地促進セミナー」を三大都市圏で開催している。

前者が特区への工場・拠点等を、後者が本社を県内に誘致することを目的としており、

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[6] 企業立地課  
6. 本社機能等立地推進事業

厳密にいうと両者は異なるが、県内への企業誘致という点では、大きく異ならないと思われる。

予算執行の効率的実施等を考慮すると、当該事業を独立して予算組みするのではなく、前者の予算の枠内で後者の事業（セミナー）を企画・立案・開催することを検討することが望まれる。

なお、平成29年度の予算要求において、このような類似事業を集約する方針であるということであった。

② 成果指標の設定・確認について

当該事業の成果指標として、年間の本社機能立地企業数という包括的な目標のみを設定している。

しかしながら、それだけではセミナーの開催によって、どの程度の効果が発現したかが判明せず、また、翌年度以降の講義内容にもフィードバックされ難いと思われる。

よって、セミナー時のアンケートによる評価や意見・要望の記載等でのその日の理解度・満足度を確認する等、より具体的な成果測定方法を設定する必要がある。その上で、当該意見・要望を翌年度の活動にフィードバックし、毎年度改善していくことが望まれる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [6] 企業立地課  
 7. オフィス整備促進事業費

## 7. オフィス整備促進事業費

### (1) 事業概要

事業目的	○ オフィス系企業向けの受け皿確保を市町村と協働して行うことにより、県下全域にオフィス系企業の立地を促進し、各地域に多様な雇用の場を創出する。
事業内容	○ 市町村等が行うオフィス系企業（コンタクトセンター、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット・データ・センター等）の入居を目的とした公的遊休施設等の整備・改修事業について、経費の一部を補助するもの。
根拠法令・通達等	なし
事業期間	平成27年～29年
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】2,453千円 【決算額】2,429千円

### (2) 監査手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

### (4) 意見

#### ① 事業の予算規模の適正化・活用促進について

平成27年度において、当該事業の実行は2,419千円の1件のみであった。当該事業に係る補助金交付要綱が、平成27年9月3日施行と、事業の開始が遅かったとはいえ、実行件数が少ないと思われる。

翌期以降も当該事業実行の金額・件数が少ない場合、当該事業の適正な予算規模または活用促進策を検討する必要がある。

なお、平成28年度では予算規模を縮小するとともに、当該事業活用促進のため企業の本社部門の入居も補助対象に追加したということであった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[6] 企業立地課  
7. オフィス整備促進事業費

② 検査調書の文書化について

工事業者が市に提出した完成届や県の企業立地課が行った完了確認調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。

特に年度末近くに完成することが多い公共工事の性質を勘案すると、撮影年月日は、予定された年度内での工事完了・検査されたことを示す証拠となるため、完了確認調書等に添付される写真に明記することが望まれる。

また、工事業者が市に提出した完成届の写真の一部について、着手前と竣工の写真が逆になったものがあった。完成届入手の際には必ず内容を精査し、不備があれば業者に修正を求めめる等をして、適切な証拠書類を入手・保存する必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 1. 物産振興団体育成費

## [7] 観光・物産振興課

### 1. 物産振興団体育成費

#### (1) 事業概要

事業目的	
○	大消費地における物産展等の展開、物産振興団体の全国規模イベント出展等を通じて、本県物産の消費・販路拡大を図る。
事業内容	
○	物産振興事業補助金
補助目的	(公社)福岡県物産振興会が、県内地場産品生産・販売者を集めて東京など大消費地の百貨店等で福岡県物産展を行う。県は物産展開催費用の一部を補助する。
補助経費	給与、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金
補助率	1/2
補助期間	1年
根拠法令・通達等	
—	
事業期間	S57年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】8,570千円 【決算額】8,570千円

#### (2) 監査手続

本事業は、物産展の開催による福岡県PR、本県物産の消費・販路拡大を図るものであるため、県計画・成果指標等に焦点をあて監査を実施した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

#### (4) 意見

#### ① 成果指標について

事前説明資料の事業目標等として「福岡県物産展の売上増大を図る」とあり、下表はこれらの成果指標である。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 1. 物産振興団体育成費

(細) 事項名	成果指標 (H19)	基準年 (H19)	H23	H24	H25	H26	目標年 度:H27
福岡県物産展開催	販売額 (百万円)	1,169	1,304	1,399	1,286	1,311	1,403
	達成状況	100%	112%	112%	110%	112%	120%

(指標の考え方) 毎年2ポイントずつの売上増を図り、平成27年度には19年度比120%を目指す。

指標の考え方に沿って試算した結果は以下のとおりである。

基準年 (H19)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
100%	102%	104%	106%	108%	110%	112%	114%	116%

上記試算結果からわかるように、指標の考え方にに基づき成果指標を計算すると、平成27年度には目標である達成状況120%を達成することはできない。この点につき担当者に確認したところ、計算ミスとのことであった。

本成果指標は、補助金交付団体である(公社)福岡県物産振興会が適切に事業計画を遂行するよう指導監督をする上で重要な目安となるため、適切な成果指標の設定が必要である。

今後は丁寧な事務管理が望まれ、適切な進捗管理に留意すべきである。

なお、平成29年度予算要求に向けて成果指標は改善していることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 2. アクロス福岡出展事業費

## 2. アクロス福岡出展事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
○	伝統工芸の拠点として「匠ギャラリー」が「アクロス福岡」内に設置されたのを機に、郷土の伝統工芸品の発展と地域の伝統文化を継承する場として、消費者へのPRの強化、消費者ニーズの把握、需要の一層の拡大に努め、もって伝統工芸産業の活性化を図る。
事業内容	
○	福岡県伝統的工芸品7品目のアクロス福岡での展示
企画展示内容	①伝統的工芸品合同展 1回（7品目全て） ②伝統的工芸品産地展 2回 （7産地のうち2産地ずつ持ち回りで開催）
展示回数	年間3回、各展示5日間
展示開催場所	アクロス福岡（交流ギャラリー）
実施主体	アクロス福岡出展協議会 （県、伝統工芸品7産地組合（博多織、博多人形、久留米餅、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯、）福岡県伝統的工芸品振興協議会）
根拠法令・通達等	
—	
事業期間	
H7年度～	
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】5,100千円 【決算額】5,100千円

### (2) 監査手続

当事業は、伝統工芸産業の活性化を図る事業であることから、事業成果に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [7] 観光・物産振興課  
 2. アクロス福岡出展事業費

(4) 意見

① 事業目標等について

事業説明資料における県計画・成果指標等は、以下のとおりである。

【県計画・成果指標等】

(細) 事項名	成果指標	基準年 (H16)	H23	H24	H25	H26	H27 実績
アクロス福岡 出展	来場者数 (人)	2,959	3,951	7,075	11,185	10,413	9,841
	達成状況		56%	101%	378%	351%	333%

【県計画・成果指標】の達成状況について、来場者数実績÷基準年来場者数で計算すると以下のとおりである。

	H23	H24	H25	H26	H27
来場者数実績 (①)	3,951	7,075	11,185	10,413	9,841
基準年来場者数 (②)	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959
達成状況 (①/②)	133.5%	239.1%	377.9%	351.9%	332.9%

※すべて小数点第1位未満切り捨てにより計算

以上のように平成23年度、平成24年度については達成状況の計算結果が異なる。担当者に質問したところ、達成状況の数値は誤りであること、平成25年度以降の数値について計算結果は適切であったが、そもそもの基準年を誤っていたとの回答を得た。

また、事業説明資料の事業の効率性(コスト面からの効率性)欄に「多くの人が集まるアクロス福岡において、県内伝統的工芸品を一堂に集めた大規模な展示会を、年々改善しながら必要最低限の経費で行っており、コスト面からの効率性は確保されていると解される。」とあるが、平成23年度と平成24年度については成果指標が誤っていたにも関わらず、どのように事業の効率性を測定したか疑問がもたれる。

事業として予算を組み支出している以上、成果指標を適切に設定し、これに基づく効果測定、翌期以降への改善を図りPDCAサイクルの適切な実施が望まれる。

なお、平成25年度以降は適正な成果指標となっていることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 3. 伝統工芸振興事業費

### 3. 伝統工芸振興事業費

#### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 伝統工芸品の弱みの一つである販路拡大力や宣伝・PR力を県として補うため、展示会・出展への支援を行い、あわせて後継者（担い手）不足に対応するため、産地が行う人材育成事業を支援する。</p> <p>○ 消費者ニーズに合った新たな商品開発スキル等の習得を支援することにより、意欲を持った担い手を育成していく。</p>
事業内容	<p>○ 伝統的工芸品産地補助金</p> <p>○ 伝統工芸品の需要開拓及び後継者育成等を図る指定組合（産地組合）等に補助金を交付。</p> <p>○ 売って出る伝統工芸モデル事業</p> <p>○ 福岡県伝統的工芸品振興協議会に対する助成（伝統的工芸品産地振興対策事業費補助金）          県内における伝統的工芸品産地の近代化及び合理化、共同化等を促進するための事業費補助</p> <p>○ 伝統的工芸品月間推進事業          毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、(財)伝統的工芸品産地振興協会を事業主体として全国で普及活動に努める。(主要な事業：伝統的工芸品月間国民会議全国大会及び地方大会、伝統工芸ふれあい広場など)</p> <p>○ 伝統的工芸品展 WAZA2015 参加事業          伝統的工芸品に対する一般消費者への理解と認識を深め、需要を喚起し、大都市圏でのPRを強化するために開催される全国的伝統的工芸品展 WAZA に参加。</p>
根拠法令・通達等	伝統的工芸品産地の振興に関する法律（S49年5月25日公布）
事業期間	S50年度～
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span> その他
事業費	【予算額】11,703千円 【決算額】10,969千円

#### (2) 監査手続

当事業は、伝統工芸産地の需要開拓、後継者育成支援が予算の大部分を占めることから、これらの費用対効果に焦点をあてて監査を実施した。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 4. 地場産業振興事業費

#### 4. 地場産業振興事業費

##### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 地場産業等活性化補助金により、首都圏での見本市出展等、地場産業産地が主体的に取り組み販路開拓等に対する支援を行う。</p> <p>○ 大川インテリア産業新事業促進事業により、家具ブランド創出に向け新事業への取り組みを意欲的に行っている企業のさらなる成長を支援する。</p>
事業内容	<p>○ 福岡県地場産業等活性化補助金</p> <p>○ 福岡県地場産業等活性化補助金事業（補助率：2/5）</p> <p>① 大川インテリア製品販路拡大事業に対する支援        一般財団法人大川インテリア振興センターが、首都圏等及び県内において大川インテリア製品PRを展開。県内外において一般消費者に対する知名度拡大を図ることで、さらなる販路促進に努める。</p> <p>② 久留米地域地場産品販路拡大事業に対する支援        財団法人久留米地域地場産業振興センターが、首都圏で行われる雑貨見本市に久留米地域の地場産品を出展し、全国での販路拡大を目指す。</p> <p>③ 久留米餅販路拡大事業に対する支援        久留米餅協同組合が久留米餅展示会及び地元久留米における久留米餅ファッションショーを開催することにより、一般消費者及びバイヤーに対する久留米餅の販路拡大を図る。</p> <p>④ 福岡県産酒販路拡大事業に対する支援        福岡県酒造組合が、首都圏で行われる食品見本市に県産酒を出展及び福岡市内における試飲商談会を開催することにより、飲食業者への販路拡大及び一般消費者に対する需要喚起をめざす。</p> <p>○ 大川インテリア産業新事業促進事業（補助率：1/2）        一般財団法人大川インテリア振興センターが行う、大川インテリア産業の再生に寄与する新事業を積極的に実施する企業に対する事業費支援に対し、事業費の1/2を補助する。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	S57年度～
主な実施方法	直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他
事業費	【予算額】27,897千円 【決算額】13,249千円

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔7〕 観光・物産振興課  
4. 地場産業振興事業費

(2) 監査手続

事業に係る支出の効果測定に焦点をあて監査を実施した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 実績報告について

大川インテリア産業新事業促進事業（3,000千円）は、一般財団法人大川インテリア振興センターが、大川インテリア産業の再生に寄与する新事業を積極的に実施する企業に対して支援を行っており、事業費の一部（1/2）を補助している。

実績報告では、対象事業に係る支出内訳、事業内容を記載した報告書があるのみである。報告書では、事業目的、事業概要、事業成果、今後の展開が記載されているが、当事業の目的である「大川インテリア産業新事業促進事業により、家具ブランド創出に向け新事業への取り組みを意欲的に行っている企業のさらなる成長を支援する」という目的と直接関連する報告はなされていない。

この点につき確認したところ、補助団体である大川インテリア振興センターに対して、成果の記載を求めてきたが、報告はなされず徹底されていないとのことであった。

事業として支出した金額がどのような成果を發揮し目標の達成に繋がったかを把握しなければ、次年度以降の発展に活かすことができないため、補助事業の成果報告を徹底させる必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 5. 首都圏販路開拓費

## 5. 首都圏販路開拓費

### (1) 事業概要

事業目的	○ 首都圏での県産品のテストマーケティングや産地の観光物産情報の発信を通じ、県産品の売上を拡大する。
事業内容	○ 首都圏での県産品売上拡大支援 首都圏市場への進出を目指す県産品を募集し、マーケティングやデザインの専門家による指導、集客力のある民間店舗でのテスト販売などを通じ、商品の市場競争力を向上させ、首都圏バイヤーへ売り込む。バイヤーや消費者の産地への招聘などを行い、首都圏での販路開拓、首都圏からの誘客を通じた売上拡大を図る。 ① 民間店舗を活用したテストマーケティングの実施 ア. 食品分野 地域や商工会などで開発した加工食品等を対象にテスト販売を実施。 イ. 工芸品分野 伝統工芸品専門バイヤーによる商品企画会議を通じて商品をブラッシュアップし、店舗での期間限定の展示販売及び同店の顧客との意見交換会や産地訪問ツアーを開催。 ② 販路開拓コネクターの設置 テストマーケティング商品を中心に県産品の販路開拓を継続して行う販路開拓コネクターを設置。
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 22,192 千円 【決算額】 22,108 円

### (2) 監査手続

随意契約は要綱等に沿って締結されているか、また投資に対する成果の把握についてに焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔7〕 観光・物産振興課  
5. 首都圏販路開拓費

① 特命随意契約の公表について（販路開拓コーポレーターの設置事業）

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、現在は既に公表していることを申し添える。

② 契約保証金の減免について

戦略的首都圏マーケティング事業（食品分野）業務委託契約書 第5条において、「契約保証金は福岡県財務規則第170条第4号により免除する」とある。

福岡県財務規則第170条柱書第4号には「次の各号に掲げる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。」「令第167条の5及び令第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約（建設工事に係るものにあつては、契約金額500万円未満のものに限る。）を締結する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とあり、同運用要綱第170条関係2より「第4号中「県」、「本県以外の地方公共団体」、「種類」、「規模」及び「数回以上」とは、第146条関係入札保証金の減免についての1の(2)と同様であり、本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間におけるその者の契約に係る実績についても、第146条関係の1の(4)による証明書により確認するものであるが、本号の適用については、入札保証金の減免の場合と同様十分留意すること。」と規定されている。

よつて契約保証金を減免する場合には、履行証明は発注者が発行した履行証明書を確認する必要がある。しかしながら当契約については履行証明ではなく、委託業務検査調査を確認したことのみにより契約保証金を免除しているため、規定を遵守し適正に契約を締結する必要がある。

なお、平成28年度より改善済みであることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 6. 展示場運営費

## 6. 展示場運営費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 県産品の良さを多くの人に知ってもらうため、県庁舎11階の観光物産展示室において、南棟展示室、北棟ラウンジ、カフェを一体的に活用してPRを行う。        また、九州国立博物館、福岡空港、北九州空港において県産品PRコーナーを設置。</p>
事業内容	<p>○ 県庁11階観光物産展示室の管理運営委託        県庁展示室を、伝統工芸品はじめ県産品や観光情報の展示に加え、生産者によるイベントの実施や情報発信の場として活用。        伝統工芸品、県産品の企画展示及び生産者や観光協会による商品・産地観光紹介、伝統工芸士等による講演会などを実施する。        効果的・効率的運営のため、「県庁展示室情報発信委員会」において、展示・イベント内容を企画・選定するとともに、集客や情報発信ノウハウを有する民間業者に展示室の管理運営を委託する。</p> <p>○ 九州国立博物館PRコーナーの運営        県内でも有数の集客施設であり、伝統工芸に関する高い層が多く訪れる九州国立博物館において、伝統工芸品を中心とした常設展示を行う。</p> <p>○ 福岡県産品PRコーナー（福岡空港）の運営        福岡空港地下鉄連絡通路において、県産品PRコーナーを設置。</p> <p>○ 福岡県産品PRコーナー（北九州空港）の運営        北九州空港1階の入口部分において、県産品カタログを陳列配布するコーナーを設置。</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	①：S57年度～ ②③④：H21～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】26,243千円 【決算額】26,227千円

### (2) 監査手続

当事業は、委託事業であることから、委託事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [7] 観光・物産振興課  
 7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費

## 7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費

### (1) 事業概要

事業目的																			
○ 日韓の観光交流を促進するため、日韓共同広域観光ルートを広報宣伝し、両地域への誘客を図る。また、これまで実施してきた日韓両地域の観光交流に加え、日韓海峡沿岸の広域観光ルートを他地域へ宣伝することにより、両地域への誘客増加を図る。																			
事業内容																			
○ 日韓海峡沿岸広域観光協議会事業																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度に開催された第2回「日刊海峡沿岸県市道知事交流会議」において、日韓広域観光ルートの開発の合意を受け、平成6年度に「北部九州三県海峡沿岸広域観光協議会」を設立。</li> <li>・当協議会と韓国側協議会とで観光交流会議を開催し、日韓相互の観光開発に必要な事業を決定し、推進する。</li> <li>・構成県市道の保有する港湾に入港可能な中・小型のクルーズ客船をメンテナンスセンターとして誘致活動を実施。</li> <li>・構成団体</li> </ul>																			
日韓海峡観光交流会議 (日韓共同事業)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">日韓海峡沿岸広域観光協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">福岡県</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">佐賀県</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長崎県</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山口県</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">釜山広域市</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">慶尚南道</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">全羅南道</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">済州自治特別道</td> </tr> </table>		日韓海峡沿岸広域観光協議会		福岡県		佐賀県		長崎県		山口県		釜山広域市		慶尚南道		全羅南道		済州自治特別道
	日韓海峡沿岸広域観光協議会																		
	福岡県																		
	佐賀県																		
	長崎県																		
	山口県																		
	釜山広域市																		
	慶尚南道																		
	全羅南道																		
	済州自治特別道																		
根拠法令・通達等																			
—																			
事業期間																			
H6～H28年度																			
主な実施方法																			
直接執行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成</span> 委託 その他																			
事業費																			
【予算額】1,681千円 【決算額】1,663千円																			

### (2) 監査手続

助成事業であるため、効果的に事業を行っているかに焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費

(4) 意見

③ 事業目標について

事業説明資料において、当事業の成果指標が以下のとおり設定されている。

【県計画・成果指標等】

事項名	基準値	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
本県への入 国外国人数	目標値 (万人)		基準値	88	94	94	94	94	114
	達成状況 (万人)	48	81	60	84	94	121	209	-

当事業のねらい・目的は「日韓の観光交流を促進するため、日韓共同広域観光ルートを広報宣伝し、両地域への誘客を図る。また、これまで実施してきた日韓両地域の観光交流に加え、日韓海峡沿岸の広域観光ルートを他地域へ宣伝することにより両地域への誘客増加を図る」ことにある。

しかしながら、成果指標として用いられているのは、本県への入国外国人数である。入国外国人で本県へ訪れる方は決して当事業の結果として来訪された方とは限らない。これでは目標と成果指標との関連性が薄く、直接的な成果を測ることは困難である。

事業説明資料の「事業の効率性」欄より、「1. 日韓広域観光ルートの開発及び商品化により、日韓の観光交流及び経済交流の促進を図ることができる。2. クルーズ客を含めた観光客の誘致により、経済効果が期待できる。」という2点を事業の効率性の理由づけとして挙げている点からも事業を測定する上で、これらに関連する指標を用いることがより適切であると思われる。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [7] 観光・物産振興課  
 8. 観光振興事業費

## 8. 観光振興事業費

### (1) 事業概要

事業目的		
○ 観光産業が重要性を増している現状を踏まえ、観光振興により、地域振興及び地域の活性化を図るため、観光連盟を通し積極的なプロモーション、観光情報の発信、外国人観光客の誘客促進を行う。 ○ 全国的な広域観光振興事業に資するため、日本観光協会へ負担金を拠出する。		
事業内容		
① 観光連盟事業		
事業名	手法	内容
観光振興事業	委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光宣伝事業</li> <li>・観光情報提供事業</li> <li>・地域観光振興事業</li> </ul>
公益社団法人日本観光振興協会拠出金	助成	日本観光振興協会が行う「全国観光振興事業」及び各ブロック単位で行う「ブロック別広域観光振興事業」を実施するための拠出金
② 観光事業補助金		
事業名	団体	内容
福岡県観光振興事業費補助金	福岡県観光連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外プロモーション事業</li> <li>・観光地域支援事業</li> </ul>
③ 福岡県観光推進協議会負担金		
根拠法令・通達等	—	
事業期間	H6～H28 年度	
主な実施方法	直接執行	助成 委託 その他
事業費	【予算額】 152,641 千円	【決算額】 72,992 千円

### (2) 監査手続

当事業は、委託または負担金の形式により行っているため、事業の効率性等に焦点をあてて監査を実施。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔7〕 観光・物産振興課  
8. 観光振興事業費

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 特命随意契約の公表について（福岡県観光推進事業）

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、現在は既に公表していることを申し添える。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 9. 観光振興事業費 ICT

## 9. 観光振興事業費 ICT

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 海外プロモーション及び県内受入環境の整備に向け、企業・県民の理解促進及び協力体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外へ進出している県内企業が多い本県の強みを活かした効率的な情報発信</li> <li>・ 利便性向上のための ICT 環境の整備、満足度向上のための多言語対応等サービスの充実</li> </ul>
事業内容	<p>○ Wi-Fi 普及啓発推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インバウンド促進のための受入環境の整備        → ICT 環境整備促進セミナーの開催        実施規模：400 団体（県内 4 地域×各 4 回×25 団体/1 回）</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27 年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 3,996 千円 【決算額】 1,187 千円

### (2) 監査手続

直接執行であるため、手続面や報告書の受領状況について焦点をあて監査を実施した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 10. 九州観光戦略推進事業費

## 10. 九州観光戦略推進事業費

### (1) 事業概要

事業目的
○ 九州観光を取り巻く環境の変化に対応して、平成26年度から10年間の中期計画を記した「第2期九州観光戦略」及び3年間の短期計画「第1次アクションプラン」を策定し、観光客誘致に取り組む。

### 事業内容

- 平成17年4月に官民からの人・金の拠出により九州観光振興機構を設立。九州各県、民間企業、関係団体が負担金を拠出し、一般社団法人九州観光推進機構が事業を実施。  
 <第2期九州観光戦略の推進>

戦略	内容
戦略Ⅰ「九州ブランドイメージ戦略」	九州のイメージづくり
戦略Ⅱ「観光インフラの整備戦略」	観光振興に資するインフラ整備の早期実現、観光を促進するための規制緩和、制度改定へ向けた活動、観光人材育成・ホスピタリティの強化、観光資源を磨く取組
戦略Ⅲ「九州への来訪促進戦略」	新たな旅行市場の開拓、既存旅行市場からの誘客強化、九州の持つ資源を生かした旅行市場の開拓
戦略Ⅳ「来訪者の滞在・消費促進戦略」	広域観光ルートを周遊しやすい環境づくり、通過型から宿泊・滞在型への観光魅力づくり

- 中国語、韓国語及びタイ語で通訳ガイドができる地域活性化総合特区域通訳案内士（特区ガイド）の登録。

根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H28年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】73,596千円 【決算額】73,528千円

### (2) 監査手続

当事業は、助成事業であるため、事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 11-1. 観光プロモーション推進事業費

## 11-1. 観光プロモーション推進事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
○ 福岡県への観光入込客は、福岡市・北九州市を中心とする都市型観光に集中する傾向にあり、筑後・筑豊の特色ある観光資源を活かした誘客が課題である。このため、温泉や食、自然、歴史など本県の多様な観光資源の魅力を高めるとともに、これらを効果的に広報・宣伝することにより、本県への観光客の多くを占める国内大都市圏及び九州近隣県からの一層の誘客を図る。	
事業内容	
○ 福岡県観光推進キャンペーン展開事業 九州新幹線全線開通観光キャンペーンを引き継ぐ事業として、本県の強みである都市型観光に加え、温泉、癒し、食、自然、歴史など多様な観光資源の魅力を発信する。	
手法	JR 西日本・JR 九州をタイアップした観光誘客キャンペーン 新幹線沿線地域を始め、県内を広く PR するディスプレイネーションキャンペーンを九州広域、関西以西をメインターゲットに展開する。
テーマ	平成 27 年度 「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」の世界遺産登録を契機として、これらの構成資産を軸に、既存の観光資源も含めた情報発信を展開。
根拠法令・通達等	
事業期間	H22 年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 42,721 千円 【決算額】 19,941 千円 (11-2 と合算)

### (2) 監査手続

当事業は、委託事業であるため、事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 11-2. 観光プロモーション推進事業費（海外観光客県内周遊促進事業費）

## 11-2. 観光プロモーション推進事業費（海外観光客県内周遊促進事業費）

### (1) 事業概要

事業目的	
○	KLMオランダ航空の福岡への直行便就航及びアセアン諸国への査証発給の条件緩和などの機会を捉え、欧州の主要都市、アセアン諸国を対象として本県のより具体的かつ詳細な観光素材情報を効果的に発信することにより、空路を活用した商品造成を促し、対象国から本県への誘客を図る。
事業内容	
○	海外からのメディア・旅行関係者の招聘
内容	現地メディア・旅行社を福岡に招聘し、本県観光素材・モデルルートを実際に体験していただき、対象国でのメディア露出向上による本県に知名度向上及び、具体的な旅行商品の造成を促し、本県への誘客に資する。
対象国	オランダ、フランス、イギリス、ドイツ、台湾、マレーシア、インドネシア
対象者	訪日旅行を取り扱う現地旅行会社及び新聞社、旅行雑誌社などのメディア関係者
○	海外での観光商談会参加
内容	対象者に対して、本県の観光素材情報を効果的に発信し、本県への旅行商品の早期造成を促す。
対象国	イギリス、オランダ、台湾、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム
対象者	海外旅行を取り扱う現地旅行会社及びメディア等
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H28年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】42,721千円 【決算額】19,941千円（11-1と合算）

### (2) 監査手続

委託事業であるため、事業者の選定手続及び契約締結から報告書受領までの一連の流れに焦点をあて監査を実施した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔7〕観光・物産振興課  
11-2. 観光プロモーション推進事業費（海外観光客県内周遊促進事業費）

① 委託仕様書について

契約締結時の委託仕様書を確認したところ、委託仕様書に概要のみが記載されており、仕様書に定めない事項については、委託者と受託者とで協議のうえ決定するとの記載があった。担当者に確認したところ、委託先である福岡県観光連盟とは、定期的（月1回程度）に打合せを行っているとの事であるが、契約締結後の計画段階において正式な文書は作成されていないかった。

一方、福岡県では「福岡県総合計画」にて、県全体の取組としてPDCAサイクルにより施策の実効性を高めることを提言している。PDCAサイクルを適切に実施するためには、予定と実績とを比較する必要があるが、計画段階で詳細な仕様書を作成することが望まれる。今後も継続される可能性の高い事業であるため、契約締結時の仕様書について、見直しを検討する必要がある。

② 特命随意契約の公表について（海外観光客県内周遊促進事業）

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、現在は既に公表していることを申し添える。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 1 2. 修学旅行誘致促進事業

## 1 2. 修学旅行誘致促進事業

### (1) 事業概要

事業目的	○ 国内の学校、旅行社に加え、中国（上海、江蘇省を中心とする華東地域）及び、台湾の両地域を対象に、修学旅行（教育旅行）の重要な要素である学校交流を中心とした修学旅行（教育旅行）に関する情報発信を行うことにより、修学旅行（教育旅行）の誘致を図る。
事業内容	○ 福岡県の優位性を活かした修学旅行誘致 福岡県ならではの修学旅行素材を関西・中国・中部地区を中心とする地域にPRして、修学旅行の誘致につなげる。 ① 修学旅行誘致のための売り込み活動の実施 本県の宿泊施設担当者・観光施設担当者・九州観光推進機構・福岡市と連携し、旅行会社が自社の教育旅行担当者対象研修会、主要都市での説明会・相談会及び営業訪問等で、学校関係者や旅行会社教育旅行担当者に、作成したPRツール等による本県の体験素材・学習素材の魅力を紹介し、本県への修学旅行誘致を図る。 ② 修学旅行生受入企業拡大のための新たな体験メニューの創出 新学習指導要領において中学校の特別活動で職場体験活動の実施が謳われ、また高等学校においても就業体験の導入が進んでいることから、県内の豊富な産業を活かした体験・学習型観光素材の充実を図るために、企業等を訪問してヒアリング・協議を行い、新たな受入企業・受入可能人数の拡大を図る。
○ 関係機関への個別セールス（海外） 高所得者の子弟が多く通う上海市内及び友好提携を締結している江蘇省などの高等学校及び旅行社を訪問し、本県の観光素材を紹介する。対象国（地域）：中国、台湾	
根拠法令・通達等	—
事業期間	H25～H27 年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 1,369 千円 【決算額】 1,111 千円

### (2) 監査手続

当事業は、事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 13. 福岡県観光入込客・動態調査事業

### 13. 福岡県観光入込客・動態調査事業

#### (1) 事業概要

事業目的	○ 九州観光推進機構を中心とした九州一体で取り組む本県の観光戦略や、近年の観光ニーズの多様化、クルーズ船の増加による外国人環境客の増加、地域間競争の激化など、本県観光を取り巻く動向を適切に把握し、観光施策の企画等に活用するため、平成25年度から「福岡県観光入込客・動態調査」を実施。
事業内容	○ 延べで把握した観光入込客数等を実数で把握するため、観光地点当でアンケートを実施する。
実施時期	平成27年5月、9月、11月、平成28年2月の各1日
実施場所	県内10地点
サンプル数	1地点200～300、総サンプル数3,000程度
実施方法	民間調査会社へ委託。1地点2～3名の調査員で実施。
統計調査により得られるデータ	ア. 属性別の観光入込客数（実数）、観光消費額単価、観光消費額 a. 日本人・観光目的：日帰、宿泊、県内、県外 b. 日本人・ビジネス目的：日帰、宿泊、県内、県外 c. 訪日外国人：観光目的、ビジネス目的、宿泊、日帰 イ. 行事数・イベント数、及び述べ入込客数 ウ. パラメータ調査による調査項目より得られる情報
根拠法令・通達等	—
事業期間	—
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】11,043千円 【決算額】3,356千円

#### (2) 監査手続

当事業は、委託事業であることから、事業費の妥当性に焦点をあて監査を実施。

#### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業

## 14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業

### (1) 事業概要

事業目的	
○ 世界遺産登録資産と炭鉱関連観光資源を結ぶ戦略的なプロモーションを展開し、観光客増大を実現。伝統工芸、インテリア、酒造など本県が誇る産業を観光資源として確立し、地場産品の販売拡大を実現。	
事業内容	
○ 炭鉱・産業革命遺産ブランド化による事業	
項目	内容
ア. 産業観光テーマ別専門ガイド育成	伝統工芸品や産業遺産などの産業観光資源に関する専門的知識を身につけ、広域的な観点から歴史・文化を解説できる専門ガイドを育成する。
イ. 産業革命遺産・炭鉱遺産の拡張現実ソフト開発	産業革命遺産等の往時の姿を再現したCGを制作。現地を訪れた観光客のスマートフォンやタブレット端末の画面で楽しむことが出来るサービスとして提供し、遺産（施設）の説明ツールとして活用する。
ウ. 工房を巡る有償体験プログラム開発	産業観光施設（伝統的民芸品、酒蔵等）における工房見学や工芸品づくり体験など、現地でしか味わうことができない魅力を組み込んだプレミアム感ある体験プログラムを開発する。
○ 広域連携による関門地域ブランド化推進事業 産業革命遺産の世界遺産登録、東九州自動車道の北九州～宮崎開通、平成27年度NHK大河ドラマ「花燃ゆ」放映を見据え、構成資産や大河ゆかりの地を有する隣県、山口県との連携を強化する。 特に、本県の有力な観光地である門司港レトロ地区を含む関門海峡のブランド力を一層高めるため、北九州空港の積極的な活用、構成資産や周辺観光地を結ぶ広域観光ルートの開発による観光振興に取り組み。	
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26～H29年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】27,913千円 【決算額】27,440千円

### (2) 監査手続

当事業は、委託事業であることから、委託事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課

1 4. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項が検出されなかった。

(4) 意見

① 事業目標について

事業説明資料には、以下の成果指標が設定されている。

【県計画・成果指標等】

成果指標	H22	目標 (H28)
県内延べ宿泊客数	1,246 万人	1,500 万人

〔指標の考え方〕

福岡県総合計画に掲載されている目標値に向けて、本県観光の振興と地域の活性化を図り、県内への宿泊客数および入り込み客数増加を目指す。

当事業のねらい・目的は、世界遺産登録資産と炭鉱関連観光資源を結ぶ戦略的なプロモーションを展開し、観光客増大を実現、伝統工芸、インテリア、酒蔵など本県が誇る産業を観光資源として確立し、地場産品の販売拡大を実現である。

これらを達成する為の事業内容は、(1)炭鉱・産業革命遺産ブランド化による事業(23,308千円：暫定予算金額)として、①産業観光テーマ別専門ガイド育成(5,290千円：暫定予算)、②産業革命遺産・炭鉱遺産の拡張現実ソフトの開発(16,020千円：暫定予算)、③工房を巡る有償体験プログラム開発(1,998千円：暫定予算)、(2)広域連携による関門地域ブランド化推進事業(450千円：暫定予算)となっている。

しかしながら、成果指標として用いられているのは県内延べ宿泊客数である。県内延べ宿泊客数は決して当事業の結果として県内に宿泊した方だけではなく他の理由で宿泊されることも考えられる。指標を県内延べ宿泊客数とすると、指標の概念が大きくなり過ぎ、事業へ支出した成果を図るための指標としては適切ではない。

例えば、産業観光テーマ別の専門ガイド育成数や工房を巡る有償体験プログラムの開発数等の指標を採用し、PDCAサイクルの適正化を図るべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 15. 海外魅力発信事業費

## 15. 海外魅力発信事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
○	アジアにおける福岡県の知名度向上
○	アジアからの来県客数及び消費額の増加
○	海外へ進出している県内企業のネットワークや知名度を活かし、本県の観光情報を発信し、福岡の知名度を上げ、本県への誘客を図る
事業内容	
○	「クールジャパン・フクオカ」のアジアへの発信 アジアの若者に人気のファッション、アニメ、ゲーム等コンテンツや今後需要が見込まれる日本酒、食をメインにした「クールジャパン・フクオカ」プロモーションをアジア各国で実施し、本県への来訪意欲を喚起する。また、タイにおいては日本酒の販路開拓を視野に輸入業者や飲食店経営者等を対象としたPRイベントを実施する。 ・実施主体：福岡アジアファッション拠点推進会議 ① 「クールジャパン・フクオカ イン バンコク」の開催 ② 「クールジャパン・フクオカ イン シンガポール」の開催 ○ アジア誘客促進のための「クールジャパン・フクオカ」イベントの充実 ① 「Food EXPO Kyushu」の開催 ○ 福岡観光魅力発信応援団「Welcome! Fukuoka（仮称）」事業 ① 海外での情報発信事業 ② 「Welcome! Fukuoka（仮称）」PRツール作成事業 ③ ミラノ国際博覧会における県産酒魅力発信事業
根拠法令・通達等	
—	
事業期間	
H26年度～H28年度	
主な実施方法	
直接執行	助成 委託 その他
事業費	
【予算額】 35,966 千円	【決算額】 32,794 千円

### (2) 監査手続

当事業は、助成事業であるため、事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 15. 海外魅力発信事業費

(4) 意見

① 事業目標について

事業説明資料において、当事業の成果指標が以下のとおり設定されている。

【県計画・成果指標等】

(細) 事項名	成果指標	基準 (H22)	H25	H26	H27	H28
クールジャパン・ フクオカ推進費	本県への入国外国 人数目標 (万人)	81.4	100.5	107	113.5	120
	実績 (万人)	-	93.6	121.3	208.6	-

当事業の内容の内「クールジャパン・フクオカ」のアジアへの発信、アジア誘客促進のための「クールジャパン・フクオカ」イベントの充実のねらい・目的はアジアにおける福岡県の知名度向上、アジアからの来県客数及び消費額の増加である。

しかしながら、成果指標として用いられているのは本県への入国外国人数である。入国外国人で本県へ訪れる方は決して当事業の結果として来訪された方だけではなく他の理由で来訪されることも考えられる。指標を本県への入国外国人数とすると、指標の概念が大きくなり過ぎ事業へ支出した成果を図るための指標としては適切に効果測定が出来ない。

最終的な目標が福岡県への誘客であることから成果指標は「本県への入国外国人数」とするとともに、これは「クールジャパン・フクオカ推進事業」を含む全体的な目標に過ぎず、当事業の目的はアジアからの誘客にあることから個別の事業成果を測定し PDCA サイクルを適正化すべきである。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課

16. 東京ガールズコレクションin北九州開催支援費

## 16. 東京ガールズコレクションin北九州開催支援費

### (1) 事業概要

事業目的	<p>○ 東京ガールズコレクションは、若年女性向けの製品のファッションショー、ライブ、販売会を内容とするファッションイベントで東京のほか北京、パリ、沖縄、名古屋、郡山などの国内外の都市でも開催され、世界でもあまり類を見ない大規模なファッションショーと高く評価されている。</p> <p>○ 東京ガールズコレクションin北九州（TGC）の開催を支援し、県の観光事業との連携による本県への誘客、周遊を図ることで、地域経済の活性化を推進する。</p>
事業内容	<p>○ 東京ガールズコレクションin北九州（TGC）の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期：平成27年10月17日（土）</li> <li>・ 会場：西日本総合展示場</li> <li>・ 集客数：10,000人</li> <li>・ 実施体制：在京の民間企業で構成するTGC実行委員会</li> <li>・ 企画制作：株式会社F1メディア</li> <li>・ 事業費：140,000千円（うち行政負担金70,000千円）</li> <li>・ 県負担割合：1/2（35,000千円）</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H27年度
主な実施方法	直接執行 <input type="checkbox"/> 助成 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
事業費	【予算額】35,000千円 【決算額】35,000千円

### (2) 監査手続

当事業は、助成事業であることから、事業成果の測定に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 16. 東京ガールズコレクション in 北九州開催支援費

(4) 意見

① 成果指標について

事業説明資料の事業目標等において、以下のように記されている。

成果指標	H22	目標 (H28)
県内延べ宿泊者数	1,246 万人	1,500 万人

[指標の考え方]

福岡県総合計画に掲載されている目標値へ向けて、本県観光の振興と地域の活性化を図り、県内の宿泊客数及び入込客数増加を目指す。

成果指標は県内延べ宿泊者数となっており、これは当事業の結果として宿泊したわけではないため、東京ガールズコレクション in 北九州 (TGC) との直接的な関連性は低いと言わざるを得ない。

この点につき担当者に確認したところ観光課の目標が誘客のため、宿泊者数を増やすためにはどんな事業をすべきかという考え方をする。その中の一つとして東京ガールズコレクション in 北九州があるため、成果指標を県内延べ宿泊者数としていることだった。

しかしながら、県内宿泊者数は他の事業の成果や、全く別の要因により変動する。よって、事業の成果を測る直接的な指標としては適切ではない。

最終的な成果指標として延べ宿泊者数を採用するとしても、当事業は東京ガールズコレクション in 北九州により誘客を図り地域経済の活性化を推進することを目的としているので、イベント集客人数等を補足的な指標として採用し、PDCA サイクルの適正化を図るべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 17. 観光関係団体育成費

## 17. 観光関係団体育成費

### (1) 事業概要

事業目的	
○ 観光行政の補完的役割を果たす観光関係団体の育成指導を図り、事業活動を推進することにより、県内観光事業並びに関連事業の振興に寄与するため、観光関係団体に対し助成する。	
事業内容	
観光関係団体への助成	
補助金名	対象団体
福岡県観光温泉地振興事業	福岡県観光温泉地協会
福岡県旅館ホテル振興事業	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合
福岡県観光土産品振興事業	福岡県観光土産品協会
福岡県観光業適正化事業	一般社団法人福岡県旅行業組合
補助対象事業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>温泉地の宣伝活動に要する経費</li> <li>会員の資質向上を目的とした研修事業に要する経費</li> <li>その他温泉地振興に関する事業に要する経費</li> <li>組合員のサービス向上を目的として行う研修事業に要する経費</li> <li>旅館ホテルの情報収集・発信に要する経費</li> <li>その他旅館ホテルの振興に関する事業に要する経費</li> <li>観光土産品の宣伝に要する経費</li> <li>観光土産品の育成に要する経費</li> <li>観光土産品の情報収集・提供に要する経費</li> <li>その他観光土産品の振興に関する事業に要する経費</li> <li>旅行業務に関する会員への研修事業</li> <li>会員の取り扱った旅行業務に関する苦情の対応に要する経費</li> <li>旅行業務の適切な運営を確保するための会員への指導に要する経費</li> <li>旅行等に関する情報の収集及び提供・広報に要する経費</li> <li>その他旅行業法の適正な執行に資する事業に要する経費</li> </ul>
根拠法令・通達等	
—	
事業期間	
H26～H28年度	
主な実施方法	
直接執行 助成 委託 その他	
事業費	
【予算額】15,050千円 【決算額】15,050千円	

### (2) 監査手続

当事業は観光関係団体に対する助成事業であることから、助成金の使途に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 18. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費

## 18. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費

### (1) 事業概要

事業目的			
○	福岡県の特産品、名産品を「福岡のふるさと名物」として一堂に集めて、ネット販売することにより、県産品の消費を拡大し、県産品の振興を図る。		
○	プレミアム商品券を発行し、県内外からの誘客を図り、県内での宿泊者数、消費額の増加を図る。		
事業内容			
○	ふるさと名物商品の販売 通販サイト「よかもん市場」によるふるさと名物の販売		
○	ふるさと旅行券の販売 県内の宿泊施設等で使用できる旅行券を販売		
根拠法令・通達等			
—			
事業期間			
H26年度～H27年度			
主な実施方法			
直接執行	助成	委託	その他
事業費		【予算額】2,551,856千円 【決算額】2,424,299千円	

### (2) 監査手続

当事業は、委託業務であることから委託業務にかかる手続きの妥当性、事業の効率性に焦点をあて監査を実施。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

#### ① 特命随意契約の公表について（福岡県ふるさと旅行券PR活動支援事業業務委託）

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、現在は既に公表していることを申し添える。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費

## 19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費

### (1) 事業概要

事業目的	
○	本県の観光振興を担う観光連盟が、外国語やITの知識などの素養をもった者に対して、観光施設等での外国語表記や接客、海外でのプロモーション技術、WEBサイトやスマートフォン等のITツールを活用した観光情報の発信ノウハウなど、観光の専門知識に関する研修を実施し、本県の観光事情に精通した「観光人材（観光スペシャリスト）」を育成する。
○	本事業終了後は、身につけた観光振興に関する専門知識・スキルをもとに、観光事業者や市町村観光協会等への採用を促し、もって本県観光産業の振興を図り、観光振興に寄与することを期待する。
事業内容	
福岡県観光連盟が、外国語に堪能な人材及びIT関係の知識を有する人材を雇用し、外国人受入体制に関する研修を実施するとともに、県内旅館・ホテル、飲食店、観光施設等に対する外国人受入体制の指導・助言などを連盟職員とともに実地研修することにより、観光振興に関する専門人材を育成する。	
○	新規人材の雇用
①外国人観光客対策	新規雇用数：6名、雇用期間：平成27年3月～平成28年3月
②観光情報発信対策	新規雇用数：3名、雇用期間：平成27年3月～平成28年3月
○ 研修の実施	
①外国人受入体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光連盟が実施する研修を受講</li> <li>県内観光施設等を訪問し、外国語表記、接客等に関する実地研修を実施。</li> </ul>
②観光プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光連盟が実施する研修を受講</li> <li>九州観光推進機構が実施する国内外の商談会・説明会に参加し、現地での観光プロモーションを実施</li> </ul>
③観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光連盟が実施する研修を受講</li> <li>観光連盟が実施する研修を受講</li> </ul>
④観光地支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村観光協会が実施するイベント、観光商品の開発等への参画や観光情報発信に関するアドバイスなど、観光地支援についての実施研修。</li> </ul>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】134,816千円 【決算額】123,153千円（19-2と合算）

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課  
 19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費

(2) 監査手続

当事業は、観光人材育成の委託業務であることから、委託費の妥当性に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかつた。

(4) 意見

① 成果指標について

事業説明資料の事業目標等において、以下のように記されている。

【事業目標】

外国人観光客や観光情報発信に関する専門人材の育成により、本県の観光産業の振興、地域の活性化を図る。

【県計画・成果指標等】

福岡県総合計画より下記の成果指標を採用する。

(細) 事項名	成果指標	H25	H26	H27
福岡県観光入込客動態調査事業	県内延べ宿泊者数 実績	14,000 千人 12,247 千人	14,300 千人 15,479 千人	14,600 千人 16,498 千人

当事業のねらい・目的は「観光の専門知識に関する研修を実施し、本県の観光事業に精通した「観光人材」（観光スペシャリスト）を育成する。観光事業者や市町村観光協会への採用を促し、もって本県観光産業の振興を図り、観光振興に寄与することを期待するもの」としている。

しかしながら、成果指標として用いられているのは、県内延べ宿泊者数である。県内延べ宿泊者数は決して当事業の結果として宿泊したとは言えず、関連性は不明確である。このような指標を用いることは、人材育成の最終目標が誘客であるとしても事業成果を把握する上で適切な指標とは言えない。成果を適切に把握するためには、事業内容に沿った指標を設定すべきである。当事業は観光人材を育成し観光産業への採用を促すものであるため、観光業界への就職者数を指標とし、どのように観光産業に貢献していくのかを把握すべきである。

実際には観光産業への就職者数は把握されているとのことであるので、これを活かすべきである。

- 19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたいフクオカ!」観光魅力発信費）
- Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
 [7] 観光・物産振興課

## 19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたいフクオカ!」

### 観光魅力発信費）

#### (1) 事業概要

事業目的	○ 国内外から、映画・テレビドラマなどのロケ地の福岡県への誘致を強化するために、フィルムコミッションに関する実務研修を通じて、メディア向けのプレゼンテーション、誘致交渉能力を磨く、フィルムコミッションに精通した専門人材を育成する。育成した人材は、市町村観光協会、広告代理店等への採用が期待されるとともに、これらの人材の活躍により、福岡県への映画・テレビドラマなどのロケ地誘致を促進し、もって本県の観光振興に資する。
事業内容	<p>広告代理店等の事業者が、新規雇用者を雇用し、国内外から、映画、テレビドラマなどのメディアコンテンツを誘致するため、プレゼンテーションや誘致交渉能力、フィルムコミッション活動などの研修を実施。学んだスキルを活かして、国内外での誘致活動を行う。</p> <p>新規人材の雇用</p> <p>新規雇用数：6名、雇用期間：平成27年3月～平成28年3月</p> <p>○ 実務研修 (OJT)</p> <p>① フィルムコミッション活動実地研修        フィルムコミッションPRのための映像コンテンツを制作</p> <p>② メディアプロモーション活動        国内外のメディアに対するプロモーションを実施</p> <p>③ メディア招聘        ロケ地誘致のために、番組制作スタッフを招聘</p> <p>○ 専門研修 (Off-JT)</p> <p>① メディア向けプレゼン・誘致交渉能力開発研修        専門講師によるセミナー形式の研修</p> <p>② フィルムコミッション研修        北九州フィルムコミッションの実務者を招き、フィルムコミッション活動のノウハウにかかわる座学や市町村職員・観光協会などの関係者を交えたワークショップ形式の研修</p>
根拠法令・通達等	—
事業期間	H26年度～H27年度
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】134,816千円 【決算額】123,153千円（19-1と合算）

Ⅱ. 各論（結果及び意見）  
〔7〕 観光・物産振興課  
「行きたい福岡」観光魅力発信費）

1 9 - 2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたい福岡」観光魅力発信費）

(2) 監査手続  
当事業は、国の緊急雇用対策を受けて策定されたプロジェクトであり、かつ、委託事業である。よって、事業者の選定手続及び契約締結から報告書受領までの一連の流れに焦点をあて監査を実施した。

(3) 監査の結果  
監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 委託仕様書について

事業を委託する際、委託仕様書に基づいて委託事業が実施される。仕様書に具体的な内容が記載されて初めて、予算と実績との比較が可能となる。しかしながら、当事業については、委託仕様書には概要のみ記載がされており、具体的な指示は明記されていない。そのため、予実比較が困難であり、適切な PDCA サイクルの実施ができない。適切な事業遂行及び予実管理のためにも、委託仕様書は詳細に作成する必要がある。

ただし、本事業においては、委託契約締結後に県担当者と委託先事業者の間で頻繁に打合せが行われている。打合せの結果について、正式な書面として残しておくことによつて、予実管理が可能となる。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター

## [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター

### (1) 団体概要

設立年月日： 昭和41年5月23日

所在地： 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号

法人の目的： 県内中小企業者等の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業を行うことにより、中小企業者等の経営の安定と発展に貢献し、もって福岡県産業の振興に寄与することを目的とする。

### 人員の状況：

(平成28年4月1日現在)

区分	人数	備考
職員		
プロパー職員	3名	
県派遣職員	14名	うち海外事務所5名
県OB	1名	
企業派遣	1名	海外事務所
常勤嘱託	8名	
非常勤嘱託	7名	うち自動車アドバイザー3名
計	34名	
専門家(委嘱職員)		
よろず支援コーディネーター	19名	
農商工連携アドバイザー	6名	
計	25名	

### (2) 沿革

平成8年4月に県内中小企業に対する支援体制の充実・強化を図るため、3団体が統合。さらに平成14年4月に中小企業の利便性の向上、各事業の相互連携の強化、業務の効率化等による総合的な支援体制の整備のため2財団が統合して、新しい財団法人福岡県中小企業振興センターとなった。その後、平成25年12月2日に公益財団法人への移行を行い、公益財団法人福岡県中小企業振興センター(以下「振興センター」という。)となった。

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター

S41.5.23	(財)福岡県中小企業会館 【設立】				
S43.3.1				(財)福岡県下請企業振興協会 【設立】	
S45.5.23		(財)福岡県中小企業設備貸与協会 【設立】			
S49.12.7			(社)福岡県中小企業情報センター 【設立】		
H18.4.1	(財)福岡県中小企業振興センター 【改組】				
H18.4.1			(財)福岡県企業振興公社 【名称変更・3団体統合】		
H114.4.1			(財)福岡県中小企業振興センター 【公社と統合】		
H25.12.2			(公財)福岡県中小企業振興センター 【公益財団法人へ移行】		

(3) 事業内容

振興センターは、経営革新、新事業展開等持続的発展を目指す中小企業のさまざまな経営課題に対し、「ワンストップサービスセンター」として、総合的な支援を行っている。

項目	内容
取引推進	中小企業の取引拡大を図るためのあっせん、展示会、商談会の開催、インターネット活用等による販路拡大支援及び取引の適正化に対し支援している。
自動車産業支援	福岡県は「北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想」を基に自動車産業の支援を続けており、振興センターでは「地元調達率 70%の達成」に向け、地元企業の競争力強化や新たな受注機会を創出し、取引の拡大を支援している。
中小企業経営相談・専門家派遣	中小企業・小規模事業者、起業を目指す個人の経営課題解決をサポートするため、経営相談及び専門家派遣を行っている。
知的財産権の活用	知的総合支援窓口を設置。特許等の取得からその活用まで、中

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター

	小企業等の相談に応じている。また、開放特許、技術課題の調査や技術移転の仲介、ライセンス契約までの相談・指導もを行っている。
インキュベートの提供	創業間もない企業等を支援するためのインキュベーター室を提供している。
ホール・会議室の提供	講演会、セミナー、立食パーティーなど幅広くご利用いただける大ホールをはじめ、様々な規模の会議に利用できる会議室を提供している。

今回の包括外部監査においては、県から補助交付を受けている「福岡県中小企業総合支援事業補助金」、「小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金」の実施状況について監査を実施した。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 8 ] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター  
 1. 中小企業総合支援事業補助金

## 1. 中小企業総合支援事業補助金

### (1) 事業概要

事業目的	
○	県内中小企業者等の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業に要する経費に対し助成し、その経営の安定と発展に貢献し、もって本県中小企業の振興に寄与する。
事業内容	
○	振興センターにおいて、県補助金を財源とし、以下の事業を実施している。
事業区分	
I 情報提供事業	
1 施策 PR 事業	ガイドブックの作成による施策 PR 等
2 支援体制整備事業	振興センターの PR、情報誌の発行等
II 経営改善支援事業	
1 窓口相談事業	中小企業の抱える問題に対する窓口相談
2 専門家派遣事業	中小企業の経営課題に応じた専門家派遣
3 経営革新支援事業	経営革新アドバイザーによる助言、指導 展示会への出展支援等
4 農商工連携強化事業	農商工連携アドバイザー設置による支援、指導等
5 販路開拓支援事業	販路開拓や営業力強化が必要な企業に対する販路 開拓アドバイザーの派遣
6 経営改善計画フォローアップ事業	経営改善計画策定を行った中小企業に対する専門 家派遣
7 北部九州自動車産業 アジア先進拠点推進事 業	自動車産業アドバイザーの設置による支援、指導 展示商談会の開催 研修会の開催等
III 取引推進事業	
1 販路拡大支援事業	下請取引のあわせん、苦情紛争処理等
2 国際取引支援事業	中小企業の海外取引拡大に対する支援
根拠法令・通達等	福岡県中小企業総合支援事業補助金交付要綱
事業期間	H18 年度～
主な実施方法	直接執行 助成 委託 その他
事業費	【予算額】 215,945 千円 【決算額】 141,580 千円 (補助額ベース)

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター  
 1. 中小企業総合支援事業補助金

(2) 監査手続

関連する証憑を入手し、事業の実施状況に焦点をあて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 事業の実施状況について

過去3年間の事業計画、事業報告によると、専門家派遣を行う以下の事業において、計画に対して、実績が下回っている状況が見られた。

計画に対して実績が下回らないよう、当該事業の周知による需要喚起を行う必要がある。

事業	H25	H26	H27
専門家派遣事業	計画	400	560
	実績	383	314
経営改善計画フォローアップ事業	計画	1,200	480
	実績	379	241
販路開拓支援事業	計画	800	600
	実績	248	252
			217

なお、平成28年度上記3つの事業が整理統合（一本化）されており、派遣回数を減少させ予算の削減も行われている。

② 図書の購入について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業）

平成27年度において、当事業に関する書籍及び教育用DVDの取得費として図書費1,740千円が計上されており、885千円が書籍の購入に充てられている。このうち約46%に相当する412千円の書籍の検収日が平成28年3月30日となっている。

当該書籍の取得目的は、自動車産業アドバイザーによる地場企業の新規受注のためのマッチング支援等、事業実施に必要であるためとなっている。しかしながら、平成27年度において、検収日も含めても2日しかなく、十分に有効活用されていたかどうかは疑問が残る。

適宜、必要な書籍を購入し、事業の実施に役立てるべきである。

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
[ 8 ] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター  
1. 中小企業総合支援事業補助金

③ 教育用 DVD の活用について (北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業)

平成 27 年度において、855 千円を教育用 DVD の取得に充てている。当該 DVD の取得目的は、自動車産業のさらなる発展に向けて地場企業の競争力の向上や強化を図るために、企業内研修及び職員の知識向上に使用するためとなり、振興センターのホームページにおいて貸出に関するページも存在している。

貸出申請書に基づき、貸出実績の分析を行い、DVD がどの程度活用されているか把握する必要がある。また目標を定め、より多くの貸出を行うため事業案内への掲載やセミナーでの告知を行う必要がある。

④ フクオカビジネスマッチングサイトの成果の把握方法について (販路拡大支援事業)

企業間取引 (B to B) を推進するフクオカビジネスマッチングサイトについて、事業計画書によれば目標として登録企業数 3,000 社が設定されている。

しかしながら、この指標ではフクオカビジネスマッチングサイトがどの程度活用されているか把握することができない。当該指標としてはマッチング件数が考えられるが、当該サイトでは企業情報が掲載されセンターを介さず直接取引が行われており、マッチング数の把握はできないとのことであった。

フクオカビジネスマッチングサイトがどの程度活用されているかを把握することは、事業の評価を行うために必要である。

サイトのアクセス数は把握されていることから、当該アクセス数も事業目標とすることが考えられる。

- II. 各論（結果及び意見）  
 [8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター  
 2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金

## 2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金

### (1) 事業概要

事業目的	事業内容																																														
○ 県内小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入促進のため（公財）福岡県中小企業振興センターが実施した設備資金貸付事業に係る経費に対する助成。	<p>事業内容</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法（以下「助成法」という。）に基づき、過年度に実施した設備資金貸付の債権管理業務を行う。設備の利用状況及び財務状況等、企業の業績を把握するため、利用状況調査を行う。</p> <p>資産の査定を実施し、必要となる引当額を算定するとともに、回収困難となった債権については、債権償却基準に基づき適切な償却を実施する。</p> <p>助成法の廃止に伴い、平成26年度末で新規貸付が終了したため、事業内容としては、債権管理・回収業務を継続して行う。</p> <p>なお、平成20年度からの貸付件数、貸付残高及び延滞件数、延滞金額は以下の通り。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸付件数</th> <th>貸付残高</th> <th>延滞件数</th> <th>延滞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.3</td> <td>230</td> <td>1,629,460,123</td> <td>27</td> <td>166,402,593</td> </tr> <tr> <td>H22.3</td> <td>231</td> <td>1,673,289,973</td> <td>38</td> <td>242,551,473</td> </tr> <tr> <td>H23.3</td> <td>215</td> <td>1,380,962,349</td> <td>40</td> <td>251,489,847</td> </tr> <tr> <td>H24.3</td> <td>195</td> <td>1,181,616,615</td> <td>37</td> <td>295,123,501</td> </tr> <tr> <td>H25.3</td> <td>173</td> <td>1,199,828,272</td> <td>42</td> <td>294,048,146</td> </tr> <tr> <td>H26.3</td> <td>169</td> <td>1,133,812,373</td> <td>28</td> <td>199,947,335</td> </tr> <tr> <td>H27.3</td> <td>171</td> <td>1,121,159,327</td> <td>27</td> <td>199,442,177</td> </tr> <tr> <td>H28.3</td> <td>142</td> <td>802,493,342</td> <td>21</td> <td>140,003,080</td> </tr> </tbody> </table>			貸付件数	貸付残高	延滞件数	延滞金額	H21.3	230	1,629,460,123	27	166,402,593	H22.3	231	1,673,289,973	38	242,551,473	H23.3	215	1,380,962,349	40	251,489,847	H24.3	195	1,181,616,615	37	295,123,501	H25.3	173	1,199,828,272	42	294,048,146	H26.3	169	1,133,812,373	28	199,947,335	H27.3	171	1,121,159,327	27	199,442,177	H28.3	142	802,493,342	21	140,003,080
	貸付件数	貸付残高	延滞件数	延滞金額																																											
H21.3	230	1,629,460,123	27	166,402,593																																											
H22.3	231	1,673,289,973	38	242,551,473																																											
H23.3	215	1,380,962,349	40	251,489,847																																											
H24.3	195	1,181,616,615	37	295,123,501																																											
H25.3	173	1,199,828,272	42	294,048,146																																											
H26.3	169	1,133,812,373	28	199,947,335																																											
H27.3	171	1,121,159,327	27	199,442,177																																											
H28.3	142	802,493,342	21	140,003,080																																											
	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <caption>貸付残高及び延滞金額の推移 (単位：千円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付残高</th> <th>延滞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21.3</td><td>1,629,460,123</td><td>166,402,593</td></tr> <tr><td>H22.3</td><td>1,673,289,973</td><td>242,551,473</td></tr> <tr><td>H23.3</td><td>1,380,962,349</td><td>251,489,847</td></tr> <tr><td>H24.3</td><td>1,181,616,615</td><td>295,123,501</td></tr> <tr><td>H25.3</td><td>1,199,828,272</td><td>294,048,146</td></tr> <tr><td>H26.3</td><td>1,133,812,373</td><td>199,947,335</td></tr> <tr><td>H27.3</td><td>1,121,159,327</td><td>199,442,177</td></tr> <tr><td>H28.3</td><td>802,493,342</td><td>140,003,080</td></tr> </tbody> </table>		年度	貸付残高	延滞金額	H21.3	1,629,460,123	166,402,593	H22.3	1,673,289,973	242,551,473	H23.3	1,380,962,349	251,489,847	H24.3	1,181,616,615	295,123,501	H25.3	1,199,828,272	294,048,146	H26.3	1,133,812,373	199,947,335	H27.3	1,121,159,327	199,442,177	H28.3	802,493,342	140,003,080																		
年度	貸付残高	延滞金額																																													
H21.3	1,629,460,123	166,402,593																																													
H22.3	1,673,289,973	242,551,473																																													
H23.3	1,380,962,349	251,489,847																																													
H24.3	1,181,616,615	295,123,501																																													
H25.3	1,199,828,272	294,048,146																																													
H26.3	1,133,812,373	199,947,335																																													
H27.3	1,121,159,327	199,442,177																																													
H28.3	802,493,342	140,003,080																																													

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)  
 [ 8 ] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター  
 2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金

前述の通り、当該事業の貸付自体は平成 26 年度末で終了しており、貸付残高は回収や債権償却により減少するのみである。

根拠法令・通達等	小規模企業者等設備導入資金助成法 (助成法) H27.3.31 廃止		
事業期間	S 3 1 年度～H 3 4 年度		
主な実施方法	直接執行	助成	委託 その他
事業費	【予算額】 8,708 千円 【決算額】 2,675 千円		

(2) 監査手続

当該事業の貸付自体は平成 26 年度末で終了しており、債権管理・回収業務が主な業務内容であることから、債権管理・回収業務に焦点をあてて監査を実施。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(4) 意見

① 未収貸付債権管理マニュアルについて

振興センターでは、債権の回収が困難となることがないよう、振興センター独自の未収貸付債権管理マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき債権管理を行っている。

当該マニュアルによれば、未収貸付債権発生後 3 カ月以内に債権者に対して、電話及び面談で返済を促し、6 カ月以内に上記催告にも関わらず、何らの進展もみられないときには債権者に対して催告状を配達証明付き内容証明郵便で送付することとされている。しかしながら、今回、抽出で確認したところ、実際の業務においては、催告状の代替として通知書を配達証明付きで送付しており、内容証明郵便は送付していない事例が認められた。業務をマニュアル通り実施するか、もしくは業務実態に沿ったマニュアルの改訂を検討する必要がある。

## 福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

福岡県監査委員 山下 芳 郎  
同 伊藤 龍 峰  
同 行正 晴 實  
同 岩元 一 儀

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
森 昭 彦	福岡市博多区博多駅前四丁目11番32-1401号
松 尾 潤 一	福岡市中央区大手門一丁目2番23-506号
塩 塚 正 康	久留米市花畑一丁目20番1-501号
柴 田 翔 吾	福岡市中央区薬院二丁目3番15-1105号
明 石 康 平	糟屋郡新宮町杜の宮一丁目10番17号
六 車 響 子	福岡市早良区西新二丁目4番40-303号
野 瀬 泰 裕	福岡市早良区賀茂四丁目10番18-I 204号
南 志保里	福岡市東区高美台四丁目35番4号
奥 村 栄 隆	熊本県熊本市中央区出水五丁目8番39号

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年6月9日から平成30年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会

## 福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成29年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成29年6月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内 共 第1号	矢 部 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾
		お い か わ	種 苗 放 流 産 卵 床 造 成	700,000尾 10ヵ所
		か に	種 苗 放 流	5,000尾
		か に	種 苗 放 流	5,000尾
		か に	種 苗 放 流	5,000尾
		か に	種 苗 放 流	5,000尾
内 共 第2号	下 筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		お い か わ	種 苗 放 流	50,000尾
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	500尾
		か に	種 苗 放 流	5,000尾

内共第3号	筑後川 漁業協同組合	えび	種苗放流	50,000尾
		あいゆ	種苗放流	150,000尾
			人工ふ化放流	30,000,000粒(受精卵)
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		かに	種苗放流	3,000尾
	えび	種苗放流	5,000尾	
	甘木 漁業協同組合	あいゆ	種苗放流	20,000尾
		こい	なし	なし
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2カ所
		かに	種苗放流	4,000尾
わかさぎ		人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)	
下筑後川 大野島田 大上新川 上柳浜 川沖 柳浜 漁業協同組合	こい	なし	なし	
	ふな	種苗放流	100キログラム	
	うなぎ	種苗放流	6,000尾	
	かに	種苗放流	3,000尾	
	えび	種苗放流	20,000尾	

内共第5号	八木山川 漁業協同組合	あいゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
内共第6号	京二川 漁業協同組合	あいゆ	種苗放流	15,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種苗放流	200尾
		かに	種苗放流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		内共第7号	京二川 漁業協同組合	あいゆ
こい	なし			なし
ふな	種苗放流			100キログラム
うなぎ	種苗放流			1,200尾
やまめ	種苗放流			2,000尾
おいかわ	産卵床造成			1カ所
すっぽん	種苗放流	200尾		
かに	種苗放流	2,000尾		

内共 第8号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	な し	な し
		あ ま ご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	3カ所
内共 第9号	犬 山 漁業協同組合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)